

高松市・庵治町合併協議会 第 7 回 会 議

附属資料 (新規提案分)

目 次

1	「コミュニティ施策について」に関する資料(協議第39号資料) -----	1 ~ 13
2	「児童福祉事業について」に関する資料(協議第40号資料) -----	14 ~ 35
3	「その他の福祉事業について」に関する資料(協議第41号資料) -----	36 ~ 59
4	「環境対策事業について」に関する資料(協議第42号資料) -----	60 ~ 76
5	「農林水産関係事業について」に関する資料(協議第43号資料) -----	77 ~ 97
6	「建設関係事業について」に関する資料(協議第44号資料) -----	98 ~ 134
7	「下水道事業について」に関する資料(協議第45号資料) -----	135 ~ 144
8	「消防防災関係事業について」に関する資料(協議第46号資料) -----	145 ~ 151
9	「社会教育事業について」に関する資料(協議第47号資料) -----	152 ~ 178
10	「文化振興事業について」に関する資料(協議第48号資料) -----	179 ~ 203
11	「その他の事業について」に関する資料(協議第49号~協議第52号資料) -----	204 ~ 218

「コミュニティ施策について」に関する資料

自治会活動推進事業について	2
地域コミュニティ推進事業について	3
広報紙等配布業務について	4
地域ふれあい交流事業について	5
防犯灯設置等補助事業について	6~7
安全で安心なまちづくり推進について	8
高松市ボランティア・市民活動センターについて	9
消費者行政の推進について	10~11
集会所等設置補助事業について	12
庵治町集会所の管理等について	13

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策	
分類	自治会活動推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 自治会の概要	(平成16年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> ・地区(校区)連合自治会数 35 ・単位自治会数 1,549 ・加入世帯総数 98,534 ・自治会世帯加入率(%) 72.60 	(平成16年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> ・単位自治会数 23
2 自治会活動支援補助	(各地区(校区)連合自治会に対する補助) <ul style="list-style-type: none"> ―世帯当たり165円 ―単位自治会当たり 2,000円 	(各単位自治会に対する補助) <ul style="list-style-type: none"> ―世帯当たり500円 世帯員割り 500円×世帯員数
3 自治会加入・結成促進奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 新たに世帯が単位自治会に加入した場合、又、新たに単位自治会を結成した場合に補助 ・補助金額 ―世帯当たり 2,000円 	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町においては、連合自治会組織が組織されていない。 ・自治会活動支援補助の内容が異なっている。 ・庵治町では、自治会加入・結成促進奨励を実施していない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・合併時まで、庵治町地域において、連合自治会の組織化を促す。 ・庵治町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	地域コミュニティ推進事業	
	現 況	
	高 松 市	庵 治 町
1 地域コミュニティ構築支援事業	<p>・内容 各地区(校区)の連合自治会を中心に各種団体等で構築される「地域コミュニティ組織」の運営、活動、地区コミュニティプラン策定に関する事業に対し補助金を交付</p> <p>・補助対象期間 認定された年度及び翌年度の2年間</p> <p>・補助金額.....年間20万円以内</p>	該当なし。
2 まちづくりアドバイザー設置事業	地域コミュニティ組織の構築や地区コミュニティプラン策定にあたり、各地区の進捗状況に応じたアドバイスを実施するため、まちづくりの専門家であるアドバイザーを年4回設置し支援する。	該当なし。
3 地域まちづくりサポーター制度	<p>・内容 市職員の中から、公募により、ボランティアとして、地域まちづくりサポーターを認定し、地域コミュニティ組織の結成や地区コミュニティプランの策定作業等に参加し、助言や情報提供、関係課との連絡調整を行う。</p> <p>・認定期間 組織結成から3年間</p>	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策	
分類	広報紙等配布業務	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 配布方法	連合自治会を通じて配布 市(宅配) 自治会長 班長 各世帯	自治会を通じて配布 町(職員) 自治会長 各世帯
2 配布回数	月2回	月1回
3 配布手数料	配布業務に対し自治会へ配布手数料を支出 1回1種類当たり5円(1世帯)	自治会運営事業補助金に含まれる。(広報配布補助金として世帯数×5円)
4 広報紙配布時 傷害保険経費	連合自治会連絡協議会に対し、広報紙配布時傷害保険料を補助	広報紙配布時傷害保険については、町が加入し、経費を負担している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・配布方法及び回数が異なる。 ・庵治町では、広報紙配布時傷害保険については、町が加入している。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策	
分類	地域ふれあい交流事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	各地域の創意工夫により、それぞれの特色を生かしながら、地域ぐるみでふれあい・交流のまちづくり事業を実施する団体に対し助成する。	該当なし。
2 補助率	事業費の1/2以内	
3 補助限度額	50万円	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-4 コミュニティ施策	
分類	防犯灯設置等補助事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 防犯灯新設 工事等	<p>[新設工事] ・補助基準 市長が指定した20ワット蛍光防犯灯を、原則として既存の電柱に設置するとき ・補助率等.....100%補助</p> <p>[切替工事] ・補助基準 既存の白熱防犯灯を新設工事に準じて、蛍光防犯灯に切り替えるとき ・補助率等.....100%補助</p> <p>[移設工事] ・補助基準 既設の防犯灯のうち電柱の建てかえ、又は道路の変更その他により、灯具を移設するとき(水銀灯は除く。) ・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円)</p> <p>[補修工事] ・補助基準 既設の防犯灯のうち灯具(白熱電球、管球類交換は除く)を修理するとき(水銀灯は除く。) ・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円)</p>	<p>[新設工事] 自治会が設置する防犯灯の新設工事費を20,000円を限度として補助する。</p> <p>[切替工事] 該当なし。</p> <p>[移設工事] 該当なし。</p> <p>[補修工事] 該当なし。</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助対象及び補助金額に差異がある。 ・庵治町では、防犯等維持管理費用は、自治会が負担している。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策		部会名	市民
分類	防犯灯設置等補助事業			
現 況				
項目	高 松 市		問 題 点 ・ 課 題	
2 防犯灯維持管理補助	[蛍光灯管球類・白熱電球の交換] ・補助基準 蛍光防犯灯等の管球類を交換するとき ・補助率等.....100%補助 [電気料金] ・補助基準 蛍光防犯灯、白熱防犯灯及び水銀防犯灯のうち市長が指定したもの ・補助率等.....100%補助	[蛍光灯管球類・白熱電球の交換] 自治会が負担 [電気料金] 自治会が負担		
対 応 策				
調 整 案				

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策	
分類	安全で安心なまちづくり推進	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 推進内容	市、市民及び事業所が協働して、犯罪等のない明るいまちづくりの実現を図るもの。	該当なし。
2 啓発事業	「高松市安全で安心なまちづくりに関する条例」(平成15年9月1日施行)の趣旨等を掲載したパンフレットを作成し、広く市民に周知するとともに、啓発活動を実施する。	該当なし。
3 推進体制	「高松市安全で安心なまちづくり推進協議会」 ・委員数 15人以内 ・委員構成 自治会・PTAなどの各種地域団体と学識経験者や各所轄の警察署など ・委員報酬 6,700円/日	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策	
分類	高松市ボランティア・市民活動センター	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 施設概要	・場 所 高松市田町 ・面 積 約95.55㎡	該当なし。
2 開館日等	・開館日・時間 平日：午前10時～午後7時 土・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する 休日：午前10時～午後5時 ・休館日 毎週月曜日、年末年始	
3 事業内容	・NPOの基盤強化とNPOと行政の協働を推進するための事業 （相談、情報収集・提供、調査、研修、交流、 コーディネートなど）	
4 管理運営方法等	・平成16年度からは、民間（NPO法人）に管理運営を委託	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策	
分類	消費者行政の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 消費者ウィーク事業	毎年、5月の「消費者の日(5月30日)」を含む1週間を消費者ウィークとして、各種行事を実施 ・朝市 ・消費生活パネル展 ・くらしを考える消費者のつどい 等	該当なし。
2 暮らしをみなおす市民のつどい事業	・パネル展示 ・記念講演会 ・研究活動発表会 等の開催	該当なし。
3 消費生活教育副読本発行事業	小学校5・6年生用の消費生活教育副読本「くらしと消費」を発行。 5年生全員に毎年発行し、2年間使用している。	該当なし。
4 消費者教室事業	消費者教育として、講座等の消費者教室を年1回開催	該当なし。
5 消費者生活相談事業	有資格者の消費生活相談員(2人)による消費生活全般に関する相談を実施 ・場所 市役所1階市民相談コーナー ・時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時	職員が随時、消費者からの苦情等を聞き、対応している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
消費者行政の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策	
分類	消費者行政の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
6 消費生活関係 情報提供	・消費者からの苦情・意見・要望を把握し、広報紙やメールマガジン等により情報提供等啓発を実施 ・消費生活出前講座を実施し、悪質商法被害の未然防止に努めている。	・広報紙への情報掲載及び老人会・婦人会等への資料配布を行っている。 ・悪質商法被害の未然防止等を図るため、緊急を要する場合には、防災行政無線で注意を呼びかけている。
7 パイオネット運 営事業	全国消費生活情報ネットワークシステム(パイオネット)の導入により、消費生活相談の一層の充実を図り消費者被害の未然防止と救済に努めている。	該当なし。
8 消費者団体連 絡協議会運営 事業補助金	消費生活の複雑化・多様化に伴って生じる消費者問題に対処するため、自主的・積極的に行動できる賢い消費者づくりを推進するとともに、リーダー的役割を持つ消費者団体の育成に努めている。	該当なし。
9 廃食油収集ス テーション事業	消費者の省資源意識を高めるとともに、環境汚染防止、粉石けん使用を推進するため、廃食油収集ステーションを開設し、収集を消費者団体連絡協議会に委託している。	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策		部 会 名	市 民
分 類	集会所等設置補助事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		
1 根拠	高松市自治会集会所新築等補助規程	庵治町単独町費補助条例施行規則	問 題 点 ・ 課 題	
2 内容	地域住民の活動拠点である自治会集会所の新築、増築、改修に対し助成を行い、自治会活動を一層促進する。	自治会の活動拠点である自治会集会所の新築等に対し助成を行う。	事業内容に差異がある。	
3 補助率等	〔新築(改築・購入)〕 (補助対象事業の限度額) 1,800万円 (補助限度額) 900万円 (補助率) 50%以内 〔増築〕 (補助対象事業の限度額) 200万円 (補助限度額) 100万円 (補助率) 50%以内 〔改修(改造・修繕)〕 (補助対象事業の限度額) 200万円 (補助限度額) 100万円 (補助率) 50%以内	〔新築・改良〕 (補助率) 50%以内 補助対象基準単価限度額 136,125円/㎡以内 町長が必要と認めた登記費用は補助対象(用地買収は除く)	対 応 策	
			高松市の制度に統一する。	
4 維持管理	(管理) 関係自治会等による。 1自治会当たり年額6,000円を補助している。 (維持修繕費) 関係自治会等による。	単位自治会が所有する自治会集会所の管理運営に対する助成 電気 5,000円/月 下水道 2,100円/月 均等割 40,000円/年	調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 4 コミュニティ施策	
分類	庵治町集会所の管理等	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 根拠	該当なし。	庵治町集会所の設置及び管理に関する条例 庵治町集会所管理規則
2 設置目的等		やすらぎ会館については、町民の自主的なコミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るため、町民の需要に応じた機能を有する多目的総合施設として整備している。 町有施設4箇所のうち、深間集会所、高尻集会所、原の内集会所の3施設については、町主要事業を施行するにあたり、周辺整備事業として設置している。
3 施設の概要		1 やすらぎ会館 庵治町6392-14 延床面積 337.41㎡ RC造2F 平成6年築 2 庵治町深間集会所 庵治町6391-17 延床面積 262.35㎡ RC造1F 昭和54年築 3 庵治町高尻集会所 庵治町3015-3 延床面積 202.79㎡ 軽量・鉄骨造2F 昭和63年築 4 庵治町原の内集会所 庵治町3470-1 延床面積 122.74㎡ 木造1F 平成6年築
4 管理運営等		管理運営については、条例・規則に基づき、実施している。 ・直営管理 4箇所

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市には、同種の集会所がない。

対 応 策
・庵治町集会所は、高松市に引き継ぐ。 ・施設の管理運営等については、現行の管理体制を基本に、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
庵治町集会所は、高松市に引き継ぐ。

協議第40号資料

「児童福祉事業について」に関する資料

保 育 所 の 現 況 に つ い て	15
保 育 料 に つ い て	16
(別紙)高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表	17
第3子以降保育料減免事業について	18
特 別 保 育 事 業 に つ い て	19~21
病 後 児 保 育 事 業 に つ い て	22
私 立 保 育 所 支 援 事 業 に つ い て	23~24
認 可 外 保 育 支 援 事 業 に つ い て	25
民 間 児 童 厚 生 施 設 運 営 補 助 事 業 に つ い て	26
母 子 家 庭 等 就 業 ・ 自 立 支 援 セ ン タ ー 事 業 に つ い て	27
子 育 て 短 期 支 援 事 業 に つ い て	28
母 子 生 活 支 援 施 設 に つ い て	29
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 等 事 業 に つ い て	30
母 子 等 医 療 費 助 成 事 業 に つ い て	31
乳 幼 児 医 療 費 助 成 事 業 に つ い て	32
(別紙)母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容	33~35

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	保育所の現況	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 保育所数及び定員	・公立保育所 31カ所 定員 3,095人 ・私立保育所 25カ所 定員 3,005人	・公立保育所 2カ所 定員 75人 公立保育所のうち、大島へき地保育所(定員30人)は、現在、休止中。
2 対象者(年齢)	就学前児童	就学前児童
3 年齢別児童数	平成16年4月1日現在在所年齢別児童数 (1) 0歳児 290人 (2) 1歳児 912人 (3) 2歳児 1,168人 (4) 3歳児 1,301人 (5) 4歳児 1,297人 (6) 5歳児 1,306人 合計 6,274人	平成16年4月1日現在在所年齢別児童数 (1) 0歳児 6人 (2) 1歳児 16人 (3) 2歳児 10人 (4) 3歳児 6人 (5) 4歳児 4人 (6) 5歳児 2人 合計 44人

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策
庵治町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。(1)

調 整 案
庵治町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	保育料	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 保育料等	<p>(階層区分) A階層～D6階層の10階層 生活保護法による被保護世帯(A) 市町村民税非課税世帯(B) 市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割) 所得税課税世帯(D1～D6)</p> <p>(年齢区分) A階層～D1階層(3歳未満児、3歳以上児) D2階層～D6階層(3歳未満児、3歳児、4歳以上児)</p> <p>(保育料月額) 別紙「高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表」と おり</p>	<p>(階層区分) A階層～D7階層の11階層 生活保護法による被保護世帯(A) 市町村民税非課税世帯(B) 市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割) 所得税課税世帯(D1～D7)</p> <p>(年齢区分) A階層～D7階層(3歳未満児、3歳児、4歳以上児)</p> <p>(保育料月額) 別紙「高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表」と おり</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>保育料の階層区分、年齢区分及び保育料月額が異なる。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。</p>

高松市保育料徴収金額表

(別紙) (現行)

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 定 義	保 育 料 月 額		
		3歳未満児の場合 円	3歳以上児の場合 円	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	
B	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 非課税世帯	7,000 (3,500) < 700 >	5,000 (2,500) < 500 >	
		15,000 (7,500) < 1,500 >	13,000 (6,500) < 1,300 >	
C1	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	18,000 (9,000) < 1,800 >	16,000 (8,000) < 1,600 >	
C2	所得割の額がある世帯	23,000 (11,500) < 2,300 >	20,000 (10,000) < 2,000 >	
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯 13,000円未満		3歳児の場合	4歳以上児の場合
		30,000 (15,000) < 3,000 >	26,000 (13,000) < 2,600 >	25,000 (12,500) < 2,500 >
D2	13,000円以上64,000円未満	38,000 (18,000) < 3,800 >	31,000 (15,000) < 3,100 >	26,000 (13,000) < 2,600 >
D3	64,000円以上112,000円未満	49,000 (18,500) < 4,900 >	32,000 (15,500) < 3,200 >	27,000 (13,500) < 2,700 >
D4	112,000円以上160,000円未満	52,000 (19,000) < 5,200 >	33,000 (16,000) < 3,300 >	28,000 (14,000) < 2,800 >
D5	160,000円以上408,000円未満	53,000 (19,000) < 5,300 >	34,000 (16,000) < 3,400 >	29,000 (14,000) < 2,900 >
D6	408,000円以上			

備考1 この表の階層区分BからD6階層までの保育料月額()および< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD2階層に属する世帯については、最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D3からD6階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

- 2 B階層で次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料を0円とする。
- (1) 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養している者の世帯およびこれに準ずる父子家庭の世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

- 3 BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表および備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。
- (1) BからD2階層に属する世帯 0円
 - (2) D3からD6階層に属する世帯
 - ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円
 - イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表および備考1の規定により算出された保育料の1/2の額

庵治町保育料徴収金額表

(現行)

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 定 義	徴収金(月額)		
		3歳未満児 円	3歳児 円	4歳以上児 円
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯 非課税	6,000 (3,000) < 600 >	4,500 (2,250) < 450 >	4,500 (2,250) < 450 >
		14,500 (7,250) < 1,450 >	11,000 (5,500) < 1,100 >	11,000 (5,500) < 1,100 >
C1	均等割の額のみ	18,000 (9,000) < 1,800 >	14,000 (7,000) < 1,400 >	14,000 (7,000) < 1,400 >
C2	所得割課税	20,000 (10,000) < 2,000 >	19,000 (9,500) < 1,900 >	19,000 (9,500) < 1,900 >
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯 前年分の所得税課税額が10,000円未満である世帯	27,000 (13,500) < 2,700 >	23,000 (11,500) < 2,300 >	23,000 (11,500) < 2,300 >
		31,000 (15,500) < 3,100 >	28,000 (14,000) < 2,800 >	25,000 (12,500) < 2,500 >
D2	10,000円以上~20,000円未満	35,000 (17,500) < 3,500 >	31,000 (15,500) < 3,100 >	25,000 (12,500) < 2,500 >
D3	20,000円以上~64,000円未満	37,000 (18,500) < 3,700 >	33,000 (16,500) < 3,300 >	25,000 (12,500) < 2,500 >
D4	64,000円以上~112,000円未満	41,000 (20,500) < 4,100 >	36,000 (18,000) < 3,600 >	25,000 (12,500) < 2,500 >
D5	112,000円以上~160,000円未満	43,000 (21,500) < 4,300 >	38,000 (19,000) < 3,800 >	25,000 (12,500) < 2,500 >
D6	160,000円以上~408,000円未満			
D7	408,000円以上~			

備考1 この表の階層区分BからD7階層までの保育料月額()および< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD3階層に属する世帯については、最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D4からD7階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

- 2 B階層と認定された世帯でかつ次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金の額を0円とする。
- ・ 母子世帯等
 - ・ 在宅障害児(者)のいる世帯

3 現に扶養する子が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児の保育料を免除する。なお、この規定の適用に当たっては、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が入所されている場合は、この表の規定にかかわらず次表の第1欄に掲げる世帯における次表第2欄に掲げる児童について、次表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

第1欄	第2欄	第3欄
B~D7階層に属する世帯	ア 最も徴収金が低い児童(最も徴収金の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金が低い児童(最も徴収金が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表×0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.1

(注) 10円未満の端数はきりする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業																					
分類	第3子以降保育料減免事業																					
	現 況																					
項目	高 松 市	庵 治 町																				
1 対象及び減免内容等	<p>BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表及び備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、別紙「高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表」中の高松市保育料徴収金額表、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。</p> <p>(1) BからD2階層に属する世帯 0円 (2) D3からD6階層に属する世帯 ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円 イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表および備考1の規定により算出された保育料の1/2の額</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D6</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上児</td> <td>B～D2</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>D3～D6</td> <td>金額表の1/2</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D6	0円	3歳以上児	B～D2	0円	D3～D6	金額表の1/2	<p>BからD7階層に属する現に扶養する子(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児の保育料を免除する。なお、この適用に当たっては、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が入所している場合は、徴収金額表の規定にかかわらず、別紙「高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表」の備考3の表の第1欄に掲げる世帯における第2欄に掲げる児童について、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金とする。</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D8</td> <td>0円 1</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>B～D8</td> <td>減免なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上が入所している場合は、減免なし。</p>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D8	0円 1	3歳以上児	B～D8	減免なし
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D6	0円																				
3歳以上児	B～D2	0円																				
	D3～D6	金額表の1/2																				
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D8	0円 1																				
3歳以上児	B～D8	減免なし																				

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対象年齢、対象階層及び減免内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 障害児保育	<p>(内容) 健常児とともに生活することにより心身の発達が促進されると思われる障害のある児童を受入れする障害児保育を公立保育所及び私立保育所で実施。</p> <p>(保育時間) 【公立】 健常児と同じ保育時間 【私立】 健常児と同じ保育時間</p> <p>(保育料) 別紙「高松市と庵治町の保育料徴収金額比較表」のとおり</p>	該当なし。
2 延長保育	<p>(内容) 保護者の残業等、やむを得ない事情のため、原則として午後6時を超えて、おおむね1時間以上の保育を必要とする場合に、公立保育所12カ所、私立保育所25カ所で延長保育を実施。</p> <p>(保育時間) 【公立】 午後7時まで 【私立】 概ね午後7時まで (園により、それ以降の場合がある)</p> <p>(保育料) 【公立】 1回当たり300円(午後6時30分超) 【私立】 保育所により異なる</p>	該当なし。
3 一時保育	<p>(内容) 保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育などの一時的な保育に対する需要に対応するため公立保育所3カ所、私立保育所19カ所で一時保育を実施。</p> <p>(保育時間) 【公立】 月～金曜日の9:00～16:00 【私立】 保育所により異なる</p> <p>(保育料) 【公立】 ・1日 2,500円 ・半日 1,500円 【私立】 保育所により異なる</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・庵治町には、私立保育所がない。</p> <p>・庵治町では、障害児保育、延長保育、一時保育、在宅障害児ふれあい事業、保育体験事業、地域子育て推進事業、世代間交流事業、地域子育て支援センター事業、休日保育及び学童保育を実施していない。</p> <p>・乳児保育の受入れ月数が異なる。</p>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
4 乳児保育	<p>(内容) 2ヶ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を公立保育所22カ所、私立保育所25カ所を実施。 【公立】 3ヵ月～1歳未満 22カ所</p> <p>【私立】 2ヵ月～1歳未満 13カ所 3ヵ月～1歳未満 11カ所 4ヵ月～1歳未満 1カ所</p>	<p>(内容) 6ヵ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を公立保育所1カ所を実施。 【公立】 6ヵ月～1歳未満 1カ所</p>
5 在宅障害児ふれあい事業	<p>(内容) 在宅の障害児に対して保育所を開放して、交流を深めたり、育児相談などを行う事業を公立保育所13カ所を実施。</p>	該当なし。
6 保育体験事業	<p>(内容) 中学生・高校生を対象に、保育所における保育の体験を通じて、男女の別なく子育ての楽しさや喜びを体得できる機会を提供する事業を公立保育所14カ所を実施。</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
7 地域子育て推進事業	(内容) 在宅の児童に保育所を開放して、入所児童との交流を図ったり、子育ての悩みや不安について、経験豊富な保育士が相談に応じたり、子育ての仲間が欲しい時に、子育ての情報の提供や子育てサークルなどの支援をする事業を公立保育所18カ所、私立保育所18カ所を実施。	該当なし。
8 世代間交流事業	(内容) 保育所等で地域のお年寄りとふれあうことにより、世代間の交流を図る事業を公立保育所2カ所、私立保育所17カ所を実施。	該当なし。
9 地域子育て支援センター事業	子育て家庭等の育児不安についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、特別保育事業等の実施・普及促進及び地域の保育の情報の提供を行う事業を、私立保育所5カ所を実施。	該当なし。
10 休日保育	日曜・祝日等の保護者の勤務等により、保護者が休日に面倒を見る事ができない子どもを、保育所において保育する事業を、私立保育所4カ所を実施。	該当なし。
11 学童保育	保護者が労働等により、昼間家にいない家庭の小学校低学年の児童に対し、授業終了後に遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業を、私立保育所9カ所を実施。	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	病後児保育事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」にあり、集団保育の困難な期間、その児童を病院等に付設された専用スペースで一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全育成を図る。	該当なし。
2 委託機関等	市内の医療機関 3カ所	
3 利用時間・負担金	午前8時から午後5時まで 2,000円 開設時間が半日の場合 1,000円 上記の利用時間に引き続く延長1時間 500円	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 運営委託	私立保育所に対して、国の保育単価に基づき、各月初日の入所人員に応じて支払っている。	該当なし。
2 特別保育事業委託	乳児保育促進事業、障害児保育支援事業、休日保育事業、地域子育て支援センター事業などの特別保育事業を実施している私立保育所に対して、運営費を支払っている。	該当なし。
3 特別保育事業補助	延長、一時保育を実施している私立保育所に対して、補助金を支払っている。	該当なし。
4 職員研修費補助	(内容) 私立保育所が実施する職員研修に係る経費の一部を補助する。 (補助金額) 職員1人当たり年間15,000円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
5 保育所入所等事務謝金	私立保育所において入所申込の交付および受付等、入所事務に対する役務について、入所児童1人につき1ヵ月当たり480円の謝金を交付している。	該当なし。
6 社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助金	(内容) 私立保育所に対し、児童福祉施設賠償責任保険に係る経費の一部を補助する。 (補助金額) 児童数(定員)1名当たり年間70円	該当なし。
7 高松市保育研究会事業補助金	高松市保育研究会の実施する研修会、研究会、保育まつり等に対して、研究費として30万円、人権保育関係として72万円、保育まつり開催経費の一部として20万円を補助している。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-8 児童福祉事業	
分類	認可外保育支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 施設助成	<p>(目的) 認可外保育施設に入所している児童の福祉向上を図るため、認可外保育施設に対して、一定の条件のもと、保育用品、給食用品等に要する経費に対して補助を行っている。</p> <p>(内容) 保育用品、給食用品等に要する経費に対し補助 ・昼間児童1人当たり3,500円/月 ・夜間児童1人当たり5,000円/月</p>	該当なし。
2 職員健康診断助成	<p>(目的) 認可外保育施設に勤務する保育従事者等の健康診断に要する経費を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全および衛生の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(内容) 施設の職員が健康診断を受けた場合、1人当たり4,200円を補助</p>	該当なし。
3 第3子等保育料助成	<p>(内容) 認可外保育施設に入所している第3子等の児童について、保育料の一部を助成している。 ・3歳未満児 10,000円/月 ・3歳以上児 5,000円/月又は10,000円/月(所得税額による)</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
対 応 策

--

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	民間児童厚生施設運営補助事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	民間児童館に対して、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に実施する事業運営費の一部を助成する。	該当なし。
2 事業内容	上記の目的を達成するために、下記の事業を民間児童館で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童健全育成相談支援事業 ・自然体験活動事業 ・子どもボランティア育成支援事業 ・巡回児童館事業 ・年長児童等来館促進事業 ・特別事業 	
3 補助額・率	国の補助基準額の1/3 <ul style="list-style-type: none"> ・国 1/3 ・県 1/3 ・社会福祉法人 1/3 社会福祉法人の負担部分1/3を市単独補助額については、高松市民間児童館活動事業費補助金交付要綱のとおり	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	母子家庭等就業・自立支援センター事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 実施機関	高松市	香川県において同様の業務を実施
2 目的	地域で生活し、継続的生活指導を必要とする母子家庭の母等へ、就業支援サービスを提供するなどして自立の促進を図る。	
3 内容	就業支援講習会事業等、各種事業を実施	
4 委託先	(財)香川県母子福祉連合会に、事業委託	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
・実施機関が異なる。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を、香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業							
分類	子育て短期支援事業							
	現 況							
項目	高 松 市	庵 治 町						
1 短期入所生活 援助	<p>(実施機関) 高松市</p> <p>(内容) 市内在住の1歳以上の児童で、家庭における養育が一時的に困難となった者及び緊急一時的に保護を必要とする母子に対し、児童福祉施設等において養育・保護する。</p> <p>(委託機関) 児童養護施設 讃岐学園</p> <p>(利用期間) 7日以内</p> <p>(利用者負担) 国の基準額どおり</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2歳未満児</td> <td style="text-align: right;">5,350円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2歳以上児</td> <td style="text-align: right;">2,750円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">緊急一時保護の母</td> <td style="text-align: right;">750円</td> </tr> </table> <p>生活保護世帯等は減免あり</p>	2歳未満児	5,350円	2歳以上児	2,750円	緊急一時保護の母	750円	該当なし。
2歳未満児	5,350円							
2歳以上児	2,750円							
緊急一時保護の母	750円							
2 夜間養護	<p>(実施機関) 高松市</p> <p>(内容) 市内在住で保護者の仕事等が恒常的に夜間となる家庭の小学生に対し、夜間の養護を行う。</p> <p>(委託機関) 児童養護施設 讃岐学園</p> <p>(利用期間) 原則6カ月程度で午後6時から午後10時まで</p> <p>(利用者負担) 国の基準額どおり</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">小学生</td> <td style="text-align: right;">750円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特に市長が認める児童</td> <td style="text-align: right;">750円</td> </tr> </table> <p>生活保護世帯等は減免あり</p>	小学生	750円	特に市長が認める児童	750円	該当なし。		
小学生	750円							
特に市長が認める児童	750円							

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	母子生活支援施設	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の入所を行い、これらの者の保護及び生活支援を目的とする施設で、要保護児童の健全育成を図るとともに、母子家庭の自立に向けた指導を行う。	該当なし。
2 名称・設置場所	高松市屋島ファミリーホーム 高松市高松町75番地15	
3 施設内容等	主に、施設内で行っている事業等 (母子の会、誕生会、料理教室、手芸教室、地域交流会、学習会、その他)	
4 利用対象者	原則として、高松市民のみ。	
5 利用者負担	市・県民税額、所得税額により区分あり。	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	母子寡婦福祉資金貸付等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 実施機関	高松市	香川県において同様の業務を実施
2 目的・対象者	母子家庭の母、寡婦等に対し、生活の安定と子どもの福祉の向上を図るため、各種資金を貸し付ける。 母子福祉資金・20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子 ・父母のいない20歳未満の児童(修学、修業、就職支度、修学支度、児童扶養資金) 寡婦福祉資金・寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子	
3 貸付額	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
4 金利	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
5 償還方法	別紙「母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	
6 利子補給	(対象) 市内に住所を有する有利子母子福祉資金・寡婦福祉資金の借受者で、償還計画に定める償還期日の属する年度内に、資金を償還した者に対し、市単独で補給している。 (助成額) 償還した利子相当額	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・実施機関が異なる。 ・高松市では、市単独で利子補給を実施している。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	母子等医療費助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のない女子等、現に20歳未満の児童を扶養している母等とその児童 ・配偶者のない男子が、現に扶養している20歳未満の児童 ・父が身体障害者(1級、2級)あるいは知的障害(㊤、A)で長期にわたって労働能力を失い、扶養されていない母と児童 ・父母のない20歳未満の児童 (ただし、県補助事業における所得制限該当者は除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のない女子等、現に20歳未満の児童を扶養している母等とその児童 ・配偶者のない男子が、現に扶養している20歳未満の児童 ・父が身体障害者(1級、2級)あるいは知的障害(㊤、A)で長期にわたって労働能力を失い、扶養されていない母と児童 ・父母のない20歳未満の児童 (ただし、県補助事業における所得制限該当者を含む)
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成対象者及び助成方法に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 児童福祉事業	
分類	乳幼児医療費助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 助成対象者	市内に住所を有する6歳未満の乳幼児の保護者(その世帯における所得による制限はなし。)	町内に住所を有する、満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの乳幼児の保護者(その世帯における所得による制限はなし。) 満6歳未満の対象者については、香川県が助成しており、6歳以上の対象者については、町単独で助成している。
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額(ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付(ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成対象者及び助成方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において庵治町に住所を有し、引き続き庵治町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において庵治町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。

(別紙)

母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容

資金の種類一覧表

(平成16年4月1日現在)

資金の種類別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母子家庭の母,寡婦等および母子福祉団体が事業を開始するのに必要な経費	2,830,000 円 団体 4,260,000 円 *複数の母子家庭の母等が共同して起案する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする	貸付後1年	据置後7年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母,寡婦等および母子福祉団体が事業を継続するのに必要な経費	1,420,000 円	貸付後6か月	据置後7年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母,寡婦等が扶養している児童等が小学校,中学校,高等学校,大学,高等専門学校,専修学校または修業施設へ入学または入所する際に必要な被服等を購入する経費に充てる資金	別表1参照	修学・修業期間終了後 (小中学校は15歳到達後) 6か月	据置後5年以内 ただし,修学資金と同時貸付けの場合は,修学と同じ期間	無利子
修学資金	母子家庭の母,寡婦等が扶養している児童等が高校,大学,高専または専修学校に修学するために必要な経費 貸付期間は修学期間内	別表1参照	修学終了後 6か月	据置後貸付期間の3倍以内 (特別) 20年以内 専修一般5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母,寡婦等が事業を開始し,または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は3年以内	月額 50,000 円 (一括) 600,000 円 自動車運転免許取得 460,000 円	技能習得後 6か月	据置後10年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母,寡婦等が扶養している児童等が事業を開始し,または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は3年以内	月額 50,000 円 高校3年時の自動車運転免許取得 460,000 円	技能習得後 6か月	据置後6年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母,寡婦等または児童が就職に際して必要な経費	100,000 円 通勤用自動車購入 320,000 円	貸付後1年	据置後6年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母,寡婦等または児童が医療または介護(児童を除く)を受けるために必要となる経費 貸付期間は1年以内	医療 310,000 円 特別(所得税非課税世帯等) 450,000 円 介護 500,000 円	療養(介護)終了後 6か月	据置後5年以内	無利子

資金の種類別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
生 活 資 金	知識技能を習得している間の生活補給資金 貸付期間は技能習得期間	知識技能を習得する期間中3年をこえない範囲内 月額141,000円	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後または生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間終了後 6か月	据置後 10年以内	無利子
	医療介護資金を借り受けて医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金 貸付期間は医療・介護の貸付けを受けている期間	月額103,000円 (生活安定は母子家庭となって7年以内及び総額2,400,000円まで。失業は離職の翌日から1年以内) 母が生計中心でない場合 69,000円		据置後 5年以内	
	母子家庭となって間もない(7年未満)母の生活安定・継続する間(生活安定期間)または失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	据置後 生活安定 8年以内 失業 5年以内		年3% (生活安定で月2万円及び累計48万円以内は無利子)	
住 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅の補修、保全、改築、増築をする場合、または住宅を建設するか購入をするのに必要な経費に充てる資金	1,500,000円 特別貸付(新築または購入等) 2,000,000円	貸付期間終了後 6か月	据置後 6年以内 (特別) 7年以内	年3%
転 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が住宅を移転するため住宅の賃貸借に際し必要な経費に充てるための資金 (市外に転居する場合は転居先で申請)	260,000円	貸付後 6か月	据置後 3年以内	年3%
結 婚 資 金	母子家庭の母または寡婦等が扶養している児童等の婚姻に際し、必要な経費にあてる資金	300,000円	貸付後 6か月	据置後 5年以内	年3%
特 例 児 童 扶 養 資 金	児童扶養手当の支給額が、平成14年7月分の手当額と現に支給されている手当額を比較して減額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)となる場合、児童の扶養に必要な経費としてその差額にあてる資金 貸付期間は、平成14年8月1日から5年	平成14年7月分の児童扶養手当の支給額と貸付申請の際に現に支給されている手当額との差額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)	貸付期間満了日または児童が15歳になった学年末のいずれか遅い日の翌日から1年	据置後 10年以内	無利子

別表1 就学支度資金，修学資金の学校別一覧表

学校区分	区 分		就学支度資金	修 学 資 金	
	種別	通学	貸付限度額	貸付限度額（一般）	貸付限度額（特別）
小学校	-	-	39,500円	修学資金は，小・中学校はありません。 就学援助制度を利用ください。 就学支度資金のみ，所得税非課税世帯に対し貸付け できます。	
中学校	-	-	46,100円		
高等学校	国公立	自 宅	75,000円	月額18,000円	月額27,000円
		自宅外	85,000円	月額23,000円	月額34,500円
専修学校（高等） （日本育英会法施行 令指定校）	私 立	自 宅	350,000円	月額30,000円	月額45,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
高等専門学校 （4年目から短大と して貸付）	国公立	自 宅	75,000円	月額21,000円	月額31,500円
		自宅外	85,000円	月額22,500円	月額33,750円
	私 立	自 宅	350,000円	月額32,000円	月額48,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
短期大学 専修学校（専門） （日本育英会法施行 令指定校）	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額52,000円	月額78,000円
		自宅外	520,000円	月額59,000円	月額88,500円
大 学	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額53,000円	月額79,500円
		自宅外	520,000円	月額63,000円	月額94,500円
専修学校（一般）		自 宅	75,000円	月額29,000円	月額43,500円
		自宅外	85,000円		
修業施設	中学卒業生	自 宅	75,000円	月額50,000円	/
		自宅外	85,000円		
	高校卒業生	自 宅	90,000円		
		自宅外	100,000円		

修学資金の貸付限度額は1年生の額です。申請時の学年により限度額が異なります。

特別貸付

修学資金貸付限度額の特別枠の貸付けは，修学に直接必要な経費（授業料，通学費，教科外活動費等）が一般枠を超える場合で，児童の修学に際し，必要と認められる場合に対象となります。希望する際は，自己資金や借入額，償還計画を十分にご検討ください。

「その他の福祉事業について」に関する資料

遺族団体事業補助について	37
戦争犠牲者追悼式について	38
民生委員・児童委員活動事業について	39
特定疾患者援護事業について	40
原子爆弾被爆者援護事業について	41
災害援護関係について	42～43
ふれあいのまちづくり事業について	44
地域福祉計画について	45
社会福祉協議会運営補助等事業について	46～47
障害者小規模作業所助成事業について	48
福祉資金貸付金利子補給事業について	49
紙おむつ給付事業について	50
福祉タクシー事業について	51～52
福祉電話等貸与事業について	53
介護見舞金支給事業について	54
緊急通報装置貸与等事業について	55
住宅改造助成事業について	56
福祉金等支給事業について	57～58
配食サービス事業について	59

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	遺族団体事業補助	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 遺族会事業補助	(補助団体名) 財団法人高松市遺族会 (補助対象事業) 戦没者の慰霊行事、援護相談事業などの年間活動事業 (補助額) 年額 567,000円(柱数 1,952柱)	(補助団体名) 庵治町遺族厚生会 (補助対象事業) 高松市と同じ。 (補助額) 年額 200,000円(柱数 約200柱)
2 日本戦災遺族会事業補助	(補助団体名) 社団法人日本戦災遺族会香川県支部 (補助対象事業) 戦災犠牲者慰霊祭、遺族相互の交流などの年間活動事業 (補助額) 年額209,000円	該当なし。
3 地区遺族会補助	(補助団体名) 地区遺族会(25地区) (補助対象事業) 各地区における戦没者の慰霊祭 (補助額) 1地区当り 柱数 × @250 + 20,000円	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、日本戦災遺族会事業補助及び地区遺族会補助を実施していない。

対 応 策
庵治町遺族厚生会については、高松市の地区遺族会として取り扱うものとし、財団法人高松市遺族会への加入を促す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業													
分類	戦争犠牲者追悼式													
	現 況													
項目	高 松 市	庵 治 町												
1 内容	戦争犠牲者の冥福を祈るため、市主催の追悼式を開催するもの。	該当なし。 町主催では実施していないが、庵治町遺族厚生会主催で開催している。												
2 開催日及び場所	(開催日) 毎年10月中旬(平成16年度は10月13日) (場所) 高松市文化芸術ホール (平成15年度までは高松市立市民会館)													
3 対象者	<table border="0"> <tr> <td>太平洋戦争陸海軍犠牲者</td> <td>6,751柱</td> </tr> <tr> <td>市内の戦災犠牲者</td> <td>1,359柱</td> </tr> <tr> <td>市外の戦災犠牲者</td> <td>46柱</td> </tr> <tr> <td>外地犠牲者</td> <td>678柱</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,834柱</td> </tr> <tr> <td>参列者</td> <td>約800人</td> </tr> </table>	太平洋戦争陸海軍犠牲者	6,751柱	市内の戦災犠牲者	1,359柱	市外の戦災犠牲者	46柱	外地犠牲者	678柱	計	8,834柱	参列者	約800人	
太平洋戦争陸海軍犠牲者	6,751柱													
市内の戦災犠牲者	1,359柱													
市外の戦災犠牲者	46柱													
外地犠牲者	678柱													
計	8,834柱													
参列者	約800人													

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	民生委員・児童委員活動事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 委員数(定数)	672人(うち主任児童委員69人) 委員数の決定基準 中核市及び人口10万人以上の市に係る国の定数基準(170～360世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏まえ、地域性も考慮する中で、委員数を決定	16人(うち主任児童委員2人) 委員数の決定基準 町村に係る国の定数基準(70～200世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏まえ、委員数を決定
2 地区数	34地区	1地区
3 活動費	・委員活動費(1人当たり) 年額120,600円 ・会長活動費(1人当たり) 年額12,000円 ・地区協議会開催経費等(1地区当たり) 年額@6,500×委員数 ・地区協議会活動費等(1地区当たり) 年額@5,905×委員数+30,000円	・委員活動費(1人当たり) 年額65,000円 ・会長活動費(1人当たり) 年額 5,000円 その他の運営費等は別途支給
4 研修事業	・県内で実施される研修事業 香川県民生委員児童委員協議会連合会に委託 ・県外で実施される研修への派遣 香川県社会福祉協議会に委託	・県内で実施される研修事業 高松市と同じ。 ・県外で実施される研修への派遣 香川県民生委員児童委員協議会連合会及び 県東讃保健福祉事務所管内木田・香川地区民生児童委員協議会連合会に委託。
5 民生委員推薦会	・委員定数 14人 ・委員報酬 @6,700円 ・任期 H16.10.1～H19.9.30	・委員 7人 ・委員報酬 @8,500円 ・任期 高松と同じ。
6 地区民生委員推薦準備会	・準備会 34地区 ・委員数 14人以内 ・準備会開催経費交付金 1,000円×委員数 ・任期 H13.9.1～H16.8.30	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一した場合、庵治町地区の民生委員が減員となる場合がある。 ・活動費に差異がある。 ・民生委員推薦会の委員報酬等に差異がある。 ・庵治町では地区民生委員推薦準備会が組織されていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域の民生委員数については、現行のとおりとする。 ・庵治町民生委員推薦会は、高松市の地区民生委員推薦準備会として取り扱う。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	特定疾患者援護事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	原因が不明であって治療方法が確定していない、いわゆる難病のうち、特定の疾患に罹患している者に対し、援護金を支給することにより、福祉の増進を図る。	該当なし。
2 対象者要件	国の治療研究事業対象(45疾患)、県単独の治療研究事業対象(6疾患)の疾患に罹患している者 当該年度の市民税が非課税または均等割のみの者 市内に引き続き1年以上居住している者 上記 ~ の要件を全て満たしている者	
3 支給額等	患者1人につき年額10,000円	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、特定疾患者援護事業を実施していない。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。 ただし、居住要件については、合併時に庵治町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	原子爆弾被爆者援護事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 援護金	(対象者要件) 被爆者健康手帳の交付を受けている者 市内に引き続き1年以上居住している者 (支給額) 年額 15,000円/人 支給時期 毎年8月	該当なし。
2 死亡弔慰金	(対象者要件) 援護金支給対象者が死亡した場合、その者の葬祭を行った者 (支給額) 15,000円/人	該当なし。
3 原爆被害者の会補助	該当なし。	庵治町原爆被害者の会に対して補助(30千円/年)

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町では援護金及び死亡弔慰金を支給していない。 ・庵治町では原爆被害者の会に補助金を支給している。

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、居住要件については、合併時に庵治町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業	
分類	災害援護関係	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 災害時緊急物資備蓄事業	<p>(内容) 大規模災害発生時に、被災者及び避難者に対し、物資の流通が回復するまでの初期対応として緊急物資を備蓄する。</p> <p>(備蓄状況) 備蓄数量 想定被災者数7,000人 備蓄期間 平成15～19年度 備蓄物資 毛布、タオル、おむつ、アルファ米、レトルト食品、飲料水、食器セットなど 備蓄場所 小学校体育館16箇所、保健所、保健センター</p>	保健センター及び消防用倉庫で災害用として、毛布・日用品セットを備蓄している。
2 災害弔慰金	<p>(内容) 対象災害となる災害で死亡した場合に、その遺族に対し災害弔慰金を支給する。</p> <p>(弔慰金額) 生計維持者・・・500万円 その他の者・・・250万円</p>	高松市と同じ。
3 災害障害見舞金	<p>(内容) 対象災害により負傷し、または疾病にかかり治ったときに、法に定める程度の障害がある者に対し、災害障害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金額) 生計維持者・・・250万円 その他の者・・・125万円</p>	高松市と同じ。
4 災害援護資金貸付	<p>(内容) 対象災害により、住居等に被害を受けた世帯に再建のための資金を貸し付ける。</p> <p>(貸付額/例) 住居の全壊・・・250万円～350万円 住居の半壊・・・170万円～270万円</p> <p>(金利) 年3パーセント(据置期間中は無利子)</p> <p>(償還方法等) 年賦または半年賦、元利均等償還。10年</p>	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・災害時緊急物資備蓄事業に差異がある。 ・庵治町では、小規模災害弔慰金及び小規模見舞金を支給していない。</p>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	災害援護関係	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
5 小規模災害弔慰金	(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により死亡した場合に弔慰金を支給する。 (弔慰金額) 1人当たり100,000円	該当なし。
6 小規模災害見舞金	(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により、住居の全損、半損または1ヶ月以上の負傷をした者に対し見舞金を支給する。 (見舞金額) 住居の全損・1世帯当たり50,000円 住居の半損・1世帯当たり30,000円 1ヶ月以上の負傷・1人当たり20,000円	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-9 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	ふれあいのまちづくり事業補助			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 目的	地域において様々な人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障害者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図る。	該当なし。		
2 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい相談センターの設置 ・ 広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・指導を行い、その福祉の向上を図るため、高松市社会福祉協議会内に相談センターを設置している。 ・ 総合相談・年3回(専門委員による相談) ・ 弁護士相談・月1回(弁護士による相談) ・ 一般相談・毎週月・水・金 ・ 社協広報誌「福祉だより」の発行 ・ 福祉協力校の指定 		対 応 策	
3 補助対象団体	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会			
4 経費負担	事業費2,550,000円 市補助金 500千円 県社協 800千円 市社協 1,250千円		調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	地域福祉計画	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 計画の概要等	「自助・公助・共助」の各種施策・活動の協働により、生活課題を解決し、誰もが住み慣れた地域でその人らしい安心のある生活をおくることができる地域社会の実現を目指し、平成16年度末を目途に計画の策定を行っている。	該当なし。 策定を検討中
2 推進体制	・庁内組織・地域コミュニティづくり推進本部 ・策定組織・地域福祉計画策定委員会 (公募委員2人を含む15人)	
3 策定スケジュール	・H15.8 計画策定要領の承認 ・H15.10 市民意識調査を実施 ・H16.1 地域福祉計画策定委員会の設置 ・H17.2 パブリックコメントの実施 ・H17.3 計画決定の予定	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、地域福祉計画の策定を検討中である。

対 応 策
高松市の制度を適用する。 なお、高松市の地域福祉計画の見直し時において、庵治町地域を含めた計画に改訂するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢、心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図る。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<p>名称 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会</p> <p>組織 会長1人、副会長3人、理事15人(会長、副会長を含む)、評議員40人 事務局 事務局長、事務局次長、事業課、総務課、在宅サービス課</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・市委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、たすけ合い金庫、在宅福祉サービス事業、車椅子貸与事業、地域福祉権利擁護事業、ふれあいのまちづくり事業等)</p>	<p>名称 社会福祉法人 庵治町社会福祉協議会</p> <p>組織 会長1人、副会長1人、理事10人(会長、副会長を含む)、評議員25人 事務局 事務局長、職員1人</p> <p>活動内容 ・町委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付受付等、福祉委員活動事業)</p>
3 補助内容	<p>運営補助 ・人件費補助 介護保険事業従事者以外の職員分を全額補助</p> <p>・管理費補助 管理委託費等について社会福祉協議会の全体予算に対する介護保険事業の割合に応じて補助。 ただし、補助対象、補助割合は毎年度見直し。</p> <p>・社会福祉協議会運営費補助</p> <p>事業補助 ・在宅福祉サービス事業補助 ・福祉事業団体補助</p>	<p>運営補助 ・人件費補助 職員1人分を全額補助</p> <p>・事務局経費補助 全額補助</p> <p>事業補助 ・福祉委員協議会補助</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助内容及び委託事業内容に差異がある。</p> <p>・法律により、1自治体においては、1つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっている。</p>

対 応 策
<p>社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、両市町の社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時まで調整する。</p>

調 整 案
<p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	社会福祉協議会運営補助等事業			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 委託事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者入浴サービス事業 ・精神障害者ホームヘルプサービス事業 ・難病患者等ホームヘルプサービス事業 ・敬老会事業 ・老人介護支援センター事業 ・在宅介護者支援事業 ・福祉電話架設対象者連絡サービス業務 ・老人と地域の交流事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会事業 ・配食サービス事業 ・介護手当支給事業 ・心配ごと相談事業(高齢者地域支援体制整備事業) 		

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	障害者小規模作業所助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 身体障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な身体障害者を通所させて必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 7施設 補助実績70,160千円 (平成15年度実績)	該当なし。
2 知的障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な知的障害者を通所させて必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 9施設 補助実績82,067千円 (平成15年度実績)	該当なし。
3 精神障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な精神障害者を通所させて必要な訓練を行い、かつ社会復帰の促進を図る小規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 2施設 補助実績9,400千円 (平成15年度実績)	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	福祉資金貸付金利子補給事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 障害者生活福祉資金貸付金利子補給事業	<p>(内容) 香川県社会福祉協議会が事業主体となり実施している生活福祉資金貸付事業の借受者のうち、障害者のみが借り受けできる資金の借受者に対し、償還利子相当額を補給する。</p> <p>(利子補給件数) 平成15年度実績 : 12件</p>	該当なし。
2 母子・寡婦福祉資金貸付金利子補給事業	<p>(内容) 母子・寡婦福祉資金の借受者に対し、償還利子相当額を補給する。</p> <p>(利子補給件数) 平成15年度実績 : 19件</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	紙おむつ給付事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 心身障害者 (児)紙おむつ給付事業	<p>(対象者) 市内に住所を有する3歳～64歳の身体障害者手帳1級(下肢、体幹、内部)または療育手帳(㊟)の所持で、概ね6カ月以上寝たきりでおむつを必要とする者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 1月60枚の紙おむつを給付 (2カ月ごとに、契約業者が配達)</p> <p>(登録人数) 平成15年度:192人</p>	該当なし。
2 寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業	<p>(対象者) 市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、6カ月以上寝たきりまたは痴呆の状態にあり、おむつを必要とする者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 1月にパンツタイプに換算して60枚の紙おむつを給付(2カ月ごとに契約業者が配達)</p> <p>(登録人数) 平成15年度:1,913人</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	福祉タクシー事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 障害者福祉タクシー助成事業	<p>(目的) 障害者が社会生活上、外出する必要が生じる場合に、タクシー料金の一部を助成することにより、障害者の社会参加の促進を図る。</p> <p>(助成対象者) ・身体障害者手帳1級及び2級の者 ・療育手帳㊤及びAの者 ・常時車いすを使用している者 ・精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の者</p> <p>(助成内容) 1枚500円(精神障害は550円、車椅子は+500円)のチケットを年間30枚または15枚交付する。 30枚 身体障害者手帳1級、療育手帳㊤、車椅子、精神障害者保健福祉手帳1級 15枚 上記以外の者</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。)</p> <p>(助成実績) 3,400人(平成15年度)</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	福祉タクシー事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
2 高齢者福祉タクシー助成事業	<p>(目的) 外出することが難しい在宅高齢者に、タクシー料金の一部を助成することにより、高齢者の外出支援を図る。</p> <p>(助成対象者) 65歳以上で要介護認定(要介護1～5)を受けている市民税非課税の在宅の高齢者</p> <p>(助成内容) 年間15枚交付する。 (1枚当たり法人タクシー550円、個人タクシー540円 身体障害者手帳・療育手帳所持者500円)</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。)</p> <p>(助成実績) 2,098人 (平成15年度)</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	福祉電話等貸与事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 障害者福祉電話等貸与事業	<p>(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、ひとり暮らしの外出困難な重度障害者または難聴者に対して、電話またはファクシミリの貸与を行う。</p> <p>(貸与台数) 平成15年度:12台</p>	該当なし。
2 高齢者福祉電話等貸与事業	<p>(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対して電話の貸与を行う。</p> <p>(貸与台数) 平成15年度:184台</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	介護見舞金支給事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 在宅重度障害者介護見舞金支給事業	<p>(内容) 身体障害者手帳1級及び2級を所持し日常生活動作評価表8点以上、療育手帳④及びAまたは、精神障害者保健福祉手帳1級を所持し日常生活能力判定表12点以上の20歳～64歳の在宅重度障害者を常時介護している者に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 市内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下</p> <p>(支給額) 月額6,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:173人</p>	<p>該当なし。</p>
2 在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業	<p>(内容) 65歳以上の在宅の寝たきり・痴呆性高齢者を介護している家族に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 市内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下</p> <p>(支給額) 月額6,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:892人</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。</p> <p>(居住要件) 町内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) なし</p> <p>(支給額) 年額36,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:15人</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・庵治町では、在宅重度障害者介護見舞金支給事業を実施していない。</p> <p>・在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の、所得要件及び支給額に差異がある。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、居住要件については、合併時において、庵治町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	緊急通報装置貸与等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 身体障害者 緊急通報装置 貸与等事業	<p>(対象者) 市内に住所を有するひとり暮らし重度身体障害者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与または給付</p> <p>(通報システム) 消防局通報方式 通報 消防局 (安否確認) 出動</p> <p style="text-align: right;">協力者へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 15台(平成15年度末現在)</p>	<p>(対象者) ひとり暮らしの重度身体障害者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の給付</p> <p>(通報システム) 委託業者通報方式 通報 委託業者 協力者 (安否確認) 委託業者 親戚・民生委員へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(給付台数) 1台(平成15年度末現在)</p>
2 高齢者緊急 通報装置貸 与等事業	<p>(対象者) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与または給付</p> <p>(通報システム) 消防局通報方式 通報 消防局 (安否確認) 出動</p> <p style="text-align: right;">協力者へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 1,580台(平成15年度末現在)</p> <p>(給付台数) 112台(平成15年度末現在)</p>	<p>(対象者) 高松市と同じ。</p> <p>(内容) 緊急通報装置の給付</p> <p>(通報システム) 委託業者通報方式 通報 委託業者 協力者 (安否確認) 委託業者 親戚・民生委員へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 該当なし。</p> <p>(給付台数) 35台(平成15年度末現在)</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
内容及び通報システムに差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	住宅改造助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	身体が虚弱な高齢者または重度障害者の自立を助長するため、自宅を改造する場合に、住宅改造費の一部を助成する。	高松市と同じ。
2 対象者	・65歳以上で寝たきりまたは準寝たきり状態の者 ・視覚または肢体の身体障害者手帳1～2級もしくは療育手帳㊤・Aの障害者 ・その他市長が特に必要と認める者	・65歳以上の介護認定を受けている高齢者 ・身体障害者手帳1～2級の障害者 ・上記の障害が、視覚障害又は肢体不自由に限る。
3 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	町内に住所を有する者
4 所得要件	生計中心者の前年所得が500万円以下	世帯の全員が所得税非課税
5 対象工事	改造工事 新築・増築または全面的な改築工事を除く	高松市と同じ。
6 助成金額等	・生活保護世帯、所得税非課税世帯 対象工事費用の3/4の額(限度額750千円) ・その他の世帯 対象工事費用の1/2の額(限度額500千円)	・高齢者 対象工事費用の2/3の額(限度額533千円) ・障害者 対象工事費用の2/3の額(限度額666千円)
7 助成実績	・高齢者171件 ・障害者 23件 (平成15年度実績)	・高齢者 4件 ・障害者 1件 (平成15年度実績)

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、居住要件、所得要件及び助成金額等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時に庵治町地域に住所を有する者については、居住要件を満たす者として取り扱うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	福祉金等支給事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	高齢者、障害者、障害児及び母子家庭児等に対し、市民福祉金を支給することにより福祉の増進を図る。	高齢者、心身障害者等に対し、敬老祝金、障害者年金等を支給することにより福祉の増進を図る。
2 福祉金等の種別	(1) 敬老祝金 (2) 障害者福祉金 (3) 障害児福祉金 (4) 母子家庭児等福祉金	(1) 敬老祝金 (2) (3)心身障害者年金(児含む) (4) 該当なし。
3 支給額・支給実績	(1) 敬老祝金 77歳 年額10,000円(2,807人) 88歳 年額20,000円(791人) 99歳以上 年額30,000円(91人) (2) 障害者福祉金 年額15,000円(8,428人) (3) 障害児福祉金 年額20,000円(502人) (4) 母子家庭児等福祉金 年額15,000円(3,604人) 平成15年度実績	(1) 敬老祝金 75歳以上 年額 7,000円(654人) 85歳以上 年額10,000円(221人) (2) (3)心身障害者年金 身体1級 知的(A) 年額40,000円(36人) 身体2級 知的A 年額30,000円(31人) 身体3級 知的(B) 年額20,000円(41人) 身体4級 知的B 年額10,000円(64人) (4) 該当なし。 平成15年度実績
4 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	町内に1年以上住所を有する者
5 所得等要件	なし	心身障害者年金については、公的年金・手当を受給していない者

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・庵治町では、母子家庭児等福祉金を支給していない。</p> <p>・高齢者・障害者に対する福祉金等の支給額、所得等要件及び対象者要件に差異がある。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、居住要件については、合併時において、庵治町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	福祉金等支給事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
6 対象者要件	<p>(1) 敬老祝金 77歳, 88歳, 99歳以上の者</p> <p>(2) 障害者福祉金 ・身体障害者手帳所持者 1～3級の者 ・療育手帳所持者 ㉠、A、㉡の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1～2級の者</p> <p>(3) 障害児福祉金 ・身体障害者手帳所持者1～3級で20歳未満の者 ・療育手帳所持者㉠、A、㉡で20歳未満の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者1～2級で20歳未満の者</p> <p>(4) 母子家庭児等福祉金 ・父母又はそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が明らかでない義務教育終了前の者 ・児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を現に受けている母又は養育者の監護・養育を受けている義務教育終了前の者</p>	<p>(1) 敬老祝金 75歳以上の者</p> <p>(2) (3) 心身障害者年金 ・身体障害者手帳所持者 1～4級の者 ・療育手帳所持者 ㉠、A、㉡、Bの者</p> <p>(4) 該当なし。</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 その他の福祉事業	
分類	配食サービス事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 事業名	高齢者と施設の交流事業	配食サービス事業
2 対象者	<p>高齢者 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯であって、食事の調理が困難で「食」に関する支援を必要とする者 身体障害者 該当なし。</p>	<p>高齢者 食事の材料の調達または調理が困難で、サービスを利用することにより栄養の改善が図られるおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者 身体障害者 食事の材料の調達または調理が困難で、サービスを利用することにより栄養の改善が図られる身体障害者</p>
3 事業内容	老人ホームで調理した食事を対象者の自宅へ配食	高松市と同じ。
4 利用登録者	<p>・高齢者 132人 ・身体障害者 該当なし。</p>	<p>・高齢者 37人 ・身体障害者 登録者なし。</p>
5 実施方法	<p>実施区域 市内9地区(全35地区中) 委託先 調理... 社会福祉法人(5老人ホーム) 配食... ボランティア(民生委員等) 配食回数 2回/週</p>	<p>実施区域 町内全域 委託先(庵治町社会福祉協議会が委託) 調理... 社会福祉法人(あじの里) 配食... シルバー人材センター 配食回数 5回/週 月曜日から金曜日まで</p>
6 費用負担	<p>市 ... 400円/食 利用者... 200円/食</p>	<p>町 ... 200円/食 利用者... 400円/食</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、実施方法及び費用負担に差異がある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

協議第42号資料

「環境対策事業について」に関する資料

ごみ処理事業（収集方法等）について	61～62
ごみ処理事業（手数料）について	63
ごみ処理事業（一般廃棄物適正処理指導事業）について	64
ごみ処理事業（一般廃棄物収集運搬・処理許可）について	65
廃棄物管理指導等について	66
衛生組織団体活動推進事業について	67～68
ごみ減量・資源化推進事業について	69
環境基本計画について	70
環境保全推進事業について	71
大気汚染監視事業について	72
騒音振動防止対策事業について	73
水質汚濁監視事業について	74
公衆便所管理について	75
し尿収集事業について	76

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(収集方法等)	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 燃やせるごみ	(種類) 生ごみ、紙ごみ、布くず、木・竹切れ・紙おむつ等 (収集回数) 週2回/市指定袋	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 週2回/町指定袋
2 臨時・粗大ごみ	(種類) 大型家具類、ふとん、自転車、灰等 (収集回数) 電話申込により随時戸別収集(月、火、木、金) (搬入場所) 【破碎ごみ】 南部広域クリーンセンター・廃棄物再生利用施設 【燃やせるごみ】 西部広域クリーンセンター	(種類) 大型家具、ふとん、自転車、カーペット等 (収集回数) 清掃工場へ直接搬入するか、許可業者へ (搬入場所) 庵治町清掃工場へ搬入し、可燃・不燃・粗大ごみごとに分けて東部クリーンセンター(東部清掃施設組合)へ搬入
3 破碎ごみ	(種類) 食器、ガラス、陶器、小型家電製品、金属類等 (収集回数) 月2回/市指定袋	(種類)埋立ごみ 食器、ガラス、陶器、小型家電製品等 (収集回数) 月1回/町指定袋
4 有害ごみ	(種類) 乾電池、蛍光灯、水銀体温計 (収集回数) 月2回/透明袋(蛍光管は購入時のダンボールケース)破碎ごみと同じ収集日	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 月1回/資源ごみ収集日

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・分別区分、収集回数、収集方法及び搬入場所に差異がある。 ・資源ごみの収集方法が異なる。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域のごみ収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。 ・東部クリーンセンターへのごみの搬入については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町のごみ収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業			
分類	ごみ処理事業(収集方法等)			
	現 況			
項目	高 松 市	庵 治 町		
5 家電4品目	(種類) エアコン・洗濯機・冷蔵庫・テレビ(ブラウン管式) (収集方法) もよりの家電製品販売店に依頼 【依頼先がない場合】 郵便局でリサイクル料金を納付した後、粗大ごみ受付センターに申込、戸別収集後、メーカーの指定引取り場所へ	(種類) 高松市と同じ。 (収集方法) もよりの家電製品販売店に依頼するか、許可業者に依頼		
6 資源ごみ				
種類・排出回数・排出方法	缶	スチール アルミ	月2回/乳白色半透明ポリ袋により混合収集	月1回 青色網袋により収集(スチール缶) 緑色網袋により収集(アルミ缶) 青色コンテナにより収集(びん:無色) オレンジ色コンテナにより収集(びん:茶色) 黄色コンテナにより収集(びん:その他) 白色網袋により収集(ペットボトル)
	びん	無色 茶色 その他		
	ペットボトル			
	プラスチック製容器包装	白色トレイ	週1回/乳白色半透明ポリ袋による混合収集	月1回/埋立ごみとして指定ごみ袋により収集
	古紙類	段ボール 新聞 雑誌 容器包装紙 紙パック	月2回/結束(容器包装紙は紙袋に入れるか結束)	月1回/結束(容器包装紙は資源ごみとしていない。)
	古布	月2回/乳白色半透明ポリ袋	月1回/結束	
7 家庭用パソコン	現在、ノート型パソコンは破碎ごみ、デスクトップ型は粗大ごみで収集		収集していない。	

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(手数料)	
現況		
項目	高松市	庵治町
1 家庭系一般 廃棄物(可燃・ 破碎ごみ)	有料(指定ごみ袋) (ごみ袋料金) 10 ^{リットル} 10円/枚 20 ^{リットル} 20円/枚 30 ^{リットル} 30円/枚 40 ^{リットル} 40円/枚	有料(指定ごみ袋) (ごみ袋料金) 可燃ごみ 20 ^{リットル} 15円/枚 30 ^{リットル} 20円/枚 45 ^{リットル} 30円/枚 埋立ごみ 45 ^{リットル} 30円/枚
2 事業系一般 廃棄物	収集していない(直接搬入するか許可業者へ) (処理手数料) ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算	収集していない(許可業者が香川県東部清掃組合へ) 資源ごみのみ清掃工場へ受け入れ。 100円/10kg
3 臨時・粗大ごみ	南部広域クリーンセンターへ個人が直接搬入 ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算 随時戸別収集後、処理施設へ ・有料シール制 品目ごとに500円、1,000円、2,000円の3種	収集していない(清掃工場へ直接搬入するか、許可業者へ) 200円/10kg
4 資源ごみ	無料	無料
5 動物の死体	・収集、運搬、処分 1体 1,480円 ・処分のみ 1体 590円	・飼い犬、飼い猫 1体/500円 清掃工場へ直接搬入 ・飼い犬、飼い猫以外 無料
6 自己搬入 手数料	[埋立・可燃・破碎ごみ] ・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算	[埋立、可燃、粗大ごみ] 200円/10kg 資源ごみ、指定ごみ袋にはいつているものは 無料
7 家電4品目収 集運搬手数料	(1品目 1個) 2,000円	該当なし。

部会名	環境
-----	----

問題点・課題
ごみ袋の料金及び処理手数料等に差異がある。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 庵治町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、庵治町地域において使用できるものとする。 庵治町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度については、現行のとおりとする。 なお、その後の対応については、全市的な観点から、見直しを行う。

調整案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 庵治町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、庵治町地域において使用できるものとする。 庵治町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(一般廃棄物適正処理指導事業)	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 ごみステーション管理	ステーション協力員制度 ステーション協力員数 2,893名 設置基準 20～30世帯で1カ所を基準として設置 ステーション電子管理システム 地図情報システムのデータにより設置場所を管理している。	ステーション協力員制度 該当なし。 自治会がごみステーションの管理をしている。 設置基準 5世帯以上で1カ所を基準として設置 ステーション電子管理システム 該当なし。
2 分別収集推進活動補助	分別収集に対する協力及び地域の生活環境の保全・向上のための活動を行う地区衛生組合協議会等に対して、補助金を交付している。 600円/年×登録世帯数×世帯人数係数	資源ごみ分別収集報奨金を各自治会に交付している。 500円×世帯数+自治会割

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
ごみステーションの管理方法及び分別収集推進活動補助に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。 ・庵治町の資源ごみ分別収集報奨金については、廃止する。 ・庵治町において、合併時まで、分別収集推進活動を行う地区衛生組合協議会等の組織化を促す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(一般廃棄物収集運搬・処理許可)	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 手数料	申請手数料として、申請時に1件につき10,000円	高松市と同じ。
2 許可基準	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例」「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する施行規則」に基づき許可	「庵治町廃棄物処理及び清掃に関する条例」、「庵治町廃棄物処理及び清掃に関する条例施行規則」に基づき許可
3 許可の受付	随時	高松市と同じ。
4 許可期間	許可日から2年間	高松市と同じ。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	廃棄物管理指導等	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 不法投棄等不法処理防止	<p>【産業廃棄物】 (実施機関) 高松市 中核市の事務として、警備会社に委託し、休日108回、夜間228回、昼間96回のパトロールを実施している。</p> <p>【一般廃棄物】 ・市内3カ所(亀水町・西宝町・屋島西町)において、監視カメラを設置 ・不法投棄防止看板の設置 ・不法投棄警告シールによる啓発</p>	<p>【産業廃棄物】 (実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p> <p>【一般廃棄物】 ・不法投棄防止看板の設置 ・町広報紙等による啓発</p>
2 産業廃棄物適正処理推進等業務	中核市の事務として、社団法人香川県産業廃棄物協会に啓発資料の作成や講習会の開催等による不法投棄防止と適正処理の啓発事業を委託している。	該当なし。
3 産業廃棄物空中監視、立入り指導等	中核市の事務として、航空会社のヘリコプター借り上げ及び県警ヘリコプターに同乗し、空中から、野外焼却や不法投棄の監視を行うほか、適宜、不適正処理の現場に立入り指導を行う。	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・不法投棄等不法処理防止業務の実施方法等に差異がある。 ・庵治町では、産業廃棄物適正処理推進等業務及び産業廃棄物空中監視、立入り指導等を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一するとともに、産業廃棄物の不法投棄等不法処理防止業務については、実施機関を香川県から高松市に移行する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業	
分類	衛生組織団体活動推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 衛生組織団体	(平成16年4月1日 現在) 地区衛生組合数 35 単位衛生組合数 1,605 加入世帯数 100,512 衛生組合世帯加入率 74%	(平成16年4月1日 現在) 地区衛生組合数 1 単位衛生組合数 0 衛生組合には婦人会が全員加入している。
2 活動補助	【運営補助】 高松市衛生組合連合会へ助成 2,545,000円(平成15年度予算) (1世帯当たり 25円×101,800世帯) 【共同防除用器材購入補助】 肩掛噴霧器購入に対して助成 (1基当たり 4,000円) 【河川等清掃事業補助】 ・河川等清掃事業傷害保険料 1人当たり 11.1円 ・河川等清掃事業損害賠償保険料 【啓発活動】 「衛生だより」の発行 発行回数……年1回 発行部数……122,500部	【運営補助】 地区衛生組織連合会庵治支部へ助成 100,000円/年(平成15年度) 【共同防除用器材購入補助】 該当なし。 【河川等清掃事業補助】 該当なし。 【啓発活動】 該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
衛生組織団体及び活動補助に差異がある。

対 応 策
・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ・地区衛生組織連合会庵治支部は、高松市衛生組合連合会に統合する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業	
分類	衛生組織団体活動推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
3 清掃活動補助	<p>【名称】 クリーン高松推進事業</p> <p>【内容】 道路等に散乱したごみの清掃活動、及び環境美化に関する啓発活動を、高松市衛生組合連合会を中心に事業を実施している。</p> <p>【推進事業補助金】 1地区 80,000円(35地区)</p> <p>【単位衛生組合交付金】 ・1単位組合 1,000円(1,600組合) ・傷害保険料 1人当たり 11.1円)</p> <p>【清掃用具等購入】 清掃用具購入に対して、1世帯当たり 50円 (101,800世帯)</p>	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業	
分類	ごみ減量・資源化推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 リサイクル推進員制度	(目的) ごみの減量・資源化及び環境美化に関する地区リーダーとして、地区と市の連絡調整を行う。 (人数) 93名 (任期) 2年 (交付金) 1人・1年当たり 24,000円	該当なし。
2 ごみ減量・資源化啓発事業	「高松市のごみとリサイクルの状況」、「ごみ分別ガイドブック」、「きれいな高松に」(小学校4年生副読本)、「ごみ収集カレンダー」を作成・配布	「家庭ゴミの分別と正しい出し方」「家庭ゴミ収集予定表」を作成・配布
3 生ごみ処理機等購入経費補助	【生ごみ処理機】 ・補助率等 購入金額の1/2以内 1世帯1台で、25,000円を限度 【生ごみ堆肥化容器】 ・補助率等 購入金額の3/4以内 1世帯2基までで、6,000円を限度	該当なし。
4 地球にやさしいオフィス・店登録制度	事業者へのごみ減量、資源化啓発事業として平成4年度から「地球にやさしいオフィス登録制度」を、また5年度から「地球にやさしいオフィス・店登録制度」を実施している。 登録事務所・店舗数(平成16年4月1日現在) ・地球にやさしいオフィス 607事業所 ・地球にやさしい店 267店舗	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・庵治町には、リサイクル推進員制度、生ごみ処理機等購入経費補助及び地球にやさしいオフィス・店登録制度がない。 ・ごみ減量・資源化啓発事業の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 庵治町において、合併時までにはリサイクル推進員を選定する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業	
分類	環境基本計画	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 環境基本計画	<p>(目的) 平成8年4月1日に施行された高松市環境基本条例に基づいて、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定したもので、市・事業者・市民が協力して環境への負荷の少ない社会を築くことで、現在及び将来の市民が、健康で文化的な生活を送ることができる環境を守り育てていくことを目的としている。</p> <p>(策定) 平成10年度 (計画期間) 平成11年度～平成23年度 (計画の内容) ・環境基本計画の考え方 ・高松市の環境の現状と課題 ・高松市の望ましい環境像 ・環境の保全および創造に関する施策 ・環境を保全・創造するための行動 ・計画の推進体制と進行管理</p>	該当なし。
2 環境白書	高松市環境基本条例に基づき、市民に対し、環境の状況ならびに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした環境白書を毎年度作成し、公表を行う。	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、環境基本計画及び環境白書が作成されていない。

対 応 策
環境基本計画については、合併年度の翌年度に、庵治町地域を含めた計画に見直す。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業	
分類	環境保全推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 環境パネル展	環境月間(6月)に、環境保全啓発事業の一環として、市役所1階の市民ホールで「環境展」を開催し、市民の環境問題及び環境保全に対する意識の啓発と高揚を図る。	該当なし。
2 環境保全意識啓発	高松市ホームページ及び広報紙等を活用し、環境保全意識の啓発を推進する。	高松市と同じ。
3 環境ボランティア団体の育成	高松市環境プラザにおいて、環境ボランティア団体の紹介・情報交換交流の場を提供し、環境意識の高い市民の育成が可能な日常的な交流の場づくりを推進する。	該当なし。
4 環境美化都市推進会議	(名称) 高松市環境美化都市推進会議 昭和54年9月に環境美化について、市民と行政が一体となって目指すべき目標となる「環境美化都市宣言」を行い、同年11月に市内の関係団体・市議会・行政の代表者で組織する「高松市環境美化都市推進会議」を発足させ、環境美化推進事業を行っている。 ・中央通りの一斉清掃 ・環境美化推進運動功労者表彰 など	該当なし。
5 ISO14001推進事業	「土と水と緑を大切にする環境共生都市 たかまつ」を実現するため、環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001の認証を平成13年9月7日に香川県内の自治体で初めて、四国内の市としても初めて取得し、市役所自らが率先して環境に配慮した行政を推進している。 ・事業者のISO14001の認証取得の支援 ・ISO14001環境マネジメントシステムの運用 ・高松市家庭版環境ISO認定制度の取組世帯数の拡大 など	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業	
分類	大気汚染監視事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 実施機関	高松市	香川県
2 大気汚染自動監視	一般環境測定局4局、自動車排ガス局4局をテレメータ化し、常時保守管理を行う。	
3 有害大気汚染物質調査	・ 一般環境について、3地点を年12回測定 ・ 沿道について、1地点を年12回測定	
4 ダイオキシン類調査	一般環境1地点、沿道1地点、発生源周辺1地点について、環境大気中のダイオキシン類を調査	
5 その他	大気汚染防止法に基づく届出・監視等 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出・監視等 香川県公害防止条例に基づく届出・監視等 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	香川県において、同様の業務を実施。 香川県において、同様の業務を実施。 香川県において、同様の業務を実施。 該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施機関及び実施内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業	
分類	騒音振動防止対策事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 環境騒音調査	一般地域15地点、道路に面する地域10地点について騒音測定実施。 道路に面する地域の騒音測定結果を用いて34区間について面的評価を行う。	該当なし。
2 道路交通騒音・振動調査	道路交通騒音の測定を10地点、道路交通振動測定を10地点について実施	該当なし。
3 航空機騒音調査	1地点(西植田町)について香川県が騒音測定を実施	該当なし。
4 その他	騒音規制法に基づく届出・監視等 振動規制法に基づく届出・監視 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	該当なし。 該当なし。 該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業	
分類	水質汚濁監視事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 公共用水域水質調査	河川(環境基準点9地点、補助点2地点、その他地点2地点、ため池(その他地点10地点)、海域(その他地点5地点)の健康項目・生活環境項目・その他項目を調査	該当なし。
2 地下水質調査	(実施機関) 高松市 概況調査(市内を2kmメッシュに区分して年1回調査し、計46区分を、3年間でローテーションする。)及び定期モニタリング(過去に有害物質が検出された井戸4本について、年1回調査)を実施	香川県が環境基準監視調査を実施。清掃工場下流の井戸3本について年1回実施。
3 ダイオキシン類調査	(実施機関) 高松市 河川水質、底質(環境基準点9地点で毎年実施)、土壌(一般環境2.5kmメッシュ35地点、発生源周辺20地点について、平成16年度まで実施)、地下水(市内14区域を3年間でローリング調査)	香川県が環境基準監視調査を実施。
4 その他	水質汚濁防止法に基づく届出・監視等 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出・監視等 土壌汚染対策法に基づく届出・監視等 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	香川県の実施事務事業。

部 会 名	環 境
-------	-----

問題点・課題
水質調査の実施状況(調査項目、調査回数等)に差異がある。

対応策
高松市の実施状況に統一する方向で検討を行う。 清掃工場下流の井戸水検査については、当面、継続し、地元関係者の意向確認のうえ、在り方について検討する。

調 整 案
高松市の実施状況に統一する方向で検討を行うとともに、県から水質汚濁防止法に基づく届出・監視事務等を引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 環境対策事業	
分類	公衆便所管理	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 設置数	26カ所(平成16年4月1日) 公衆便所 20カ所 その他便所 6カ所	3カ所(平成16年4月1日)
2 清掃委託	業者委託 16カ所 個別管理委託 10カ所	シルバー人材センターに委託 3カ所
3 施設維持管理	管理用品購入、電気・水道・下水道料金、施設修繕料の支払い、浄化槽保守点検等の業務委託等に対応。	管理用品購入、電気・水道料金、施設修繕料、薬剤費の支払い、し尿処理等の業務委託等に対応。
4 市民・町民トイレ制度	(目的) 市街地における公衆便所の不足を補うため、民間施設の既存トイレを、市民や観光客が広く気軽に利用できるよう提供してもらおうもの。 (設置数) 8カ所	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、町民トイレ制度がない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 環境対策事業	
分類	し尿収集事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 し尿収集手数料	(徴収) 許可業者が徴収 (手数料) ・一般家庭(定額制) 人数割(1人1カ月につき) 330円 回数割(1回につき) 340円 ・事業所等(従量制) 18ℓにつき 210円 ・特別料金 ・ホース2本(40m)を超える場合 1本につき 280円加算 ・軽四輪車による収集の場合 1回につき 460円加算 ・一般家庭用無臭トイレの場合 1回につき 460円加算	(徴収) 高松市と同じ。 (手数料) 高松市と同じ。
2 収集・運搬主体	市の許可業者	町の許可業者
3 委託・許可業者数	5業者(許可業者)	3業者(許可業者)
4 許認可事務	・一般収集運搬事業者 1万円 ・浄化槽清掃事業者 1万円	高松市と同じ。
5 貯留施設	該当なし。	し尿中継用貯留施設 (80m ³)

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、し尿中継用貯留施設に一時貯留する収集体制になっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 庵治町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものとする。

「農林水産関係事業について」に関する資料

財産区事務について	78
水田農業構造改革事業について	79~80
農業団体育成事業について	81
園芸団体育成事業について	82~83
有害鳥獣駆除事業について	84
森林組合育成等事業について	85
農園整備事業について	86
林道整備事業について	87
農村施設について	88
水産振興について	89~92
新春あじっ子市場事業について	93
土地改良事業について	94
土地改良区等運営補助事業について	95
地籍調査事業について	96
中央卸市場運営事業について	97

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 農林水産関係事業		
分類	財産区事務		
現 況			
項目	高 松 市		庵 治 町
1 名称等	名称	区域	山林面積ha
	弦打財産区	弦打地区	7.3
	雌雄島財産区	雌雄島地区	78.3
	鬼無財産区	鬼無地区	99.0
	香西財産区	香西地区	118.1
	下笠居財産区	下笠居地区	136.1
			該当なし。
2 機関	名称	設置日	定数
	弦打財産区管理会	H10.4.1	7
	雌雄島財産区管理会	H12.4.1	7
	鬼無財産区議会	S32.1.24	14
	香西財産区議会	S32.1.24	12
	下笠居財産区議会	S32.1.24	14
3 管理委員・議員の選任・選挙	・財産区管理会の委員は、市長が選任する。 ・財産区議会を設置している財産区は、公職選挙法により選挙を行い、議員を選出している。		
4 委員等報酬・費用弁償	・管理委員報酬 日額 3,000円 ・議員報酬 年額 60,000円 ・費用弁償 実費弁償(日額 5,100円)		
5 管理委員の公務災害補償	高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例の例による。		

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	水田農業構造改革事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 地域水田農業推進協議会	<p>(名称) 高松市地域水田農業推進協議会 (組織) 高松市、農業関係団体及び各種農業関係者で構成 (協議会員数15名) (目的) 地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、対策の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進、担い手育成等に資する。 (水田農業構造改革交付金) 麦、大豆、飼料作物、たばこ及び推進作物(9品目)の作付け実績に応じた金額を交付する。 [平成16年度予算] ・産地づくり事業 105,424千円 ・特別調整促進加算 1,750千円 ・麦大豆品質向上対策 3,900千円 ・耕畜連携推進対策 650千円</p>	<p>(名称) 庵治町地域水田農業推進協議会 (組織) 庵治町、農業関係団体及び各種農業関係者で構成 (協議会員数10名) (目的) 高松市と同じ。 (水田農業構造改革交付金) コスモス、ナバナ、エンサイの作付実績に応じた金額を交付する。 [平成16年度予算] ・産地づくり事業 602千円 ・特別調整促進加算 0千円 ・麦大豆品質向上対策 0千円 ・耕畜連携推進対策 0千円</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・水田農業構造改革交付金について、推進作物に差異がある。 ・集落実行組合長手当について、積算方法及び現地確認時報償に差異がある。 ・高松市では、景観作物推進事業を実施していない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・高松市の推進協議会の推進作物に庵治町のコスモスを追加する。 ・庵治町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	水田農業構造改革事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
2 集落実行組合 長手当	<p>(活動に対する報償) 水田農業構造改革対策、実施計画の各農家への配布・収集・配分計画取りまとめ等の活動に対して報償を支給している。</p> <p>(集落数) 633 集落</p> <p>(農家戸数) 10,161 戸</p> <p>(積算方法) 均等割(10%) + 戸数割(50%) + 面積割(40%) 〔平成15年度実績 3,481,500円〕</p> <p>(現地確認時報償) 生産調整現地確認に同行する実行組合長、農業委員に対し、確認地の筆数等から算出した報償を支出している。 〔平成15年度実績 1,800,000円〕</p>	<p>(活動に対する報償) 高松市と同じ。</p> <p>(集落数) 18集落</p> <p>(農家戸数) 382戸</p> <p>(積算方法) 戸数割(50%) + 面積割(50%) 〔平成15年度実績 77,000 円〕</p> <p>(現地確認時報償) 生産調整現地確認に同行する農業委員、協力委員に対し定額の報償を支出している。 〔平成15年度実績 80,000 円〕</p>
3 景観作物推進 事業	該当なし。	<p>(目的) 耕作放棄を防止するため、景観作物としてコスモスの種子代に対し町単独で補助している。</p> <p>(補助額) 4,300円 / 10a (町 1 / 2の補助)</p> <p>(事業費) 231千円 [平成15年度実績]</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	農業団体育成事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 生活研究グループ	<p>(名 称) 生活研究グループ</p> <p>(目 的) 農山村型ライフスタイルの実現を目指し、生活向上の学習活動・地域農林水産物の活用・担い手の能力開発を行う。</p> <p>(構 成) 12団体 236名</p>	該当なし。
2 認定農業者連絡協議会	<p>(名 称) 高松市認定農業者連絡協議会</p> <p>(目 的) 効率的、安定的な農業経営を図るため、市長が認定した認定農業者で組織する協議会が行う研修会や、講演会等の活動に対し1/2を補助している。</p> <p>(構 成) 認定者数 78名</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 13 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類		園芸団体育成事業			
現 況					
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題		
1 園芸特産振興協議会	<p>(目的) 高松市内の園芸特産の振興・発展を図る。</p> <p>(組織) JA香川県役職員、生産者、東讃農業改良普及センター職員、市職員</p> <p>(補助額) 800,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 共進会・品評会の開催、視察研修会の開催、展示会(高松市園藝展)の開催、市内園芸産物のPR活動、農業体験事業の実施</p>	該当なし。			
2 柑橘共同選果場	<p>(目的) 果樹産地(特に柑橘)銘柄高揚のため、生産組織・生産基盤の強化拡大を図る。</p> <p>(組織) JA香川県</p> <p>(補助額) 325,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 柑橘代表者会の開催、柑橘品質調査の実施、産地体質強化のための会議開催</p>	該当なし。			
3 植木盆栽センター	<p>(目的) 盆栽植木の普及と品質向上による有利販売を図るため、盆栽祭り等を通じた盆栽産地を育成する。</p> <p>(組織) 香川県鬼無植木盆栽センター(盆栽生産者)</p> <p>(補助額) 410,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 鬼無盆栽植木まつりの開催、盆栽PR行事の実施</p>	該当なし。			調 整 案 高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	園芸団体育成事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
4 葉たばこ共同施設利用組合	(目的) 良質乾燥葉たばこの生産と乾燥経費の軽減を図る。 (組織) 葉たばこ生産者 (補助額) 246,000円(平成15年度実績) (活動内容) 葉たばこ共同乾燥施設の運営	該当なし。
5 花卉研究会	(目的) 地域や情勢に適した品種・品目を選定・導入し、特色ある花卉産地の育成を図る。 (組織) 高松市内の花弁生産者 (補助額) 492,000円(平成15年度実績) (活動内容) 新品種導入試験、先進地視察研修	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	有害鳥獣駆除事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 補助事業	<p>(目的) イノシシ等による農林産物の被害を防除し、農林業の保護と育成を図る。</p> <p>(内容) 指定された期間中にイノシシまたはサルを捕獲したものに對し、1万円/頭(県5千円、市5千円)の補助金を交付している。</p>	高松市と同じ。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	森林組合育成等事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 対象団体	香川東部森林組合	該当なし。
2 目的	森林資源の培養と、山村地域の振興、森林の持つ 公益的機能を増進するため、東部森林組合の育成 を図る。	
3 内容	香川東部森林組合の健全運営と、健全な森林づく りのため、補助を実施している。 ・森林組合作業班員確保対策補助 ・森林巡視補助	
4 補助額	600千円 (平成15年度実績)	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	農園整備事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 農園整備事業	<p>(目的) 遊休農地の多面的利用を促進するとともに、都市住民に農作業を通じて農業に対する理解を深め、健康でゆとりのある市民生活の場を提供する。</p> <p>(名称) 市民農園</p> <p>(か所数・面積・区画) 24か所 49,098㎡ 1,135区画</p> <p>(入園料) 3,000円(20㎡)～10,000円(50㎡)/年</p> <p>(運営方法) JA香川県(農地所有者)が施設整備、入園料の徴収、維持管理を行い、栽培指導事務に対し補助する。</p> <p>(補助額) 1,580千円[平成15年度実績]</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(名称) 庵治町レクリエーション農園</p> <p>(か所数・面積・区画) 1か所 1,468㎡ 37区画</p> <p>(入園料) 3,000円(30㎡)/年</p> <p>(運営方法) 庵治町が農地を借り上げ施設整備、入園料の徴収、維持管理を行っている。</p> <p>(維持管理費) 58千円[平成15年度実績]</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
運営方法等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、運営方法については、庵治町レクリエーション農園利用者のサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	林道整備事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 路線数等	(認定林道) 20 路線 (延長) 21 km	(認定林道) 3 路線 (延長) 6.27 km
2 県費補助事業	(目的) 国庫補助事業の採択を受けない路線について事業を実施する。 (平成15年度実績) 開設事業 1 路線 (平成16年度予定) 開設事業 1 路線(平成15年度より継続)	(目的) 高松市と同じ。 (平成15年度実績) 開設事業 実績なし。 (平成16年度予定) 開設事業 予定なし。
3 市・町単独事業	除草及び凍結防止剤の設置等を実施している。	崩土の取り除き及び除草等を実施している。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
単独事業の内容に差異がある。

対 応 策
庵治町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。

調 整 案
庵治町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業		部会名	産 業
分 類	農林施設			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
1 森林整備事業	<p>(名称) 自然ふれあいの森 [勅使町]</p> <p>(目的) ふれあいの森の施設整備を実施し、市民に森林とのくつろぎの場を提供している。</p> <p>(概要) 散策道、休憩所、駐車場</p>	<p>(名称) ・庵治町創造の森 [庵治町字丸山] ・御殿山園地 [庵治町字荒浜]</p> <p>(目的) 庵治町創造の森、御殿山園地の施設整備・維持管理を行い町民に森林とのくつろぎの場を提供する。</p> <p>(概要) 遊歩道、展望台、駐車場</p>		
				対 応 策
				調 整 案
				庵治町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	水産振興	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 重要稚仔放流事業	<p>(目的) 瀬戸内海漁業の振興を図るため、放流事業を実施している。</p> <p>(放流魚種) ベラ種苗1,303kg</p> <p>(事業費) 1,953千円(県1/2,市2/5の補助)</p> <p>(内容) 高松市瀬戸内漁業協同組合実施の放流事業に対し補助金を交付する。</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(放流魚種) クルマエビ70万尾</p> <p>(事業費) 1,321千円(県1/2,町1/4の補助)</p> <p>(内容) 庵治漁協小型機船底曳網漁業部会の放流事業に対し補助金を交付する。</p> <p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(放流魚種) クルマエビ95万尾、ヒラメ5.1万尾、アイナメ0.5t マダコ1t、マコガレイ1.6万尾</p> <p>(事業費) 7,526千円(町2,000千円の補助)</p> <p>(内容) 庵治漁業協同組合の放流事業に対し補助金を交付する。</p>
2 水産団体育成事業	<p>(目的) 水産団体の事業活動の充実強化を図り、水産業の振興を図る。</p> <p>(団体) 高松市漁業協同組合、高松地区海苔養殖研究会、漁業後継者クラブ、高松地区底曳網協議会</p> <p>(事業費) 2,610千円</p> <p>(内容) 水産団体の年間事業活動に対し、2分の1以内を補助している。</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・重要稚仔放流事業及び栽培漁業推進事業の、放流魚種及び栽培魚種に差異がある。</p> <p>・高松市では、養殖漁場整備事業及び漁業協同組合等経営基盤強化対策利子補給事業を実施していない。</p> <p>・庵治町は、東讃地域マリノバージョン推進協議会の会員となっている。</p> <p>・漁業近代化資金利子助成事業の利子補給率に差異がある。</p> <p>・庵治町では、水産団体育成事業及び水産増殖事業を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の重要稚仔放流事業、栽培漁業推進事業、養殖漁場整備事業、漁業協同組合等経営基盤強化対策利子補給等事業及び漁業近代化資金利子助成事業については、現行のとおりとする。</p> <p>東讃地域マリノバージョン推進協議会については、高松市において、引き続き加入する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の重要稚仔放流事業、栽培漁業推進事業、養殖漁場整備事業、漁業協同組合等経営基盤強化対策利子補給等事業及び漁業近代化資金利子助成事業については、現行のとおりとする。</p> <p>東讃地域マリノバージョン推進協議会については、高松市において、引き続き加入する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	水産振興	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
3 栽培漁業推進事業	<p>(目的) 瀬戸内漁業の振興を図るため、栽培漁業を実施している。</p> <p>(栽培魚種) クルマエビ 27万尾、ガザミ 90万尾 マコガレイ 1.1万尾</p> <p>(事業費) 4,038千円[平成15年度実績]</p> <p>(内容) 高松市地域栽培漁業推進協議会に業務委託している。</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(栽培魚種) ガザミ 30万尾、ヒラメ 8.5万尾 クルマエビ 50万尾</p> <p>(負担金額) 1,707千円[平成15年度実績]</p> <p>(内容) 香川県東部漁業協同組合連合会に対し負担金を支出している。</p>
4 養殖漁場整備事業	該当なし。	<p>(目的) 養殖漁場水域海底のヘドロ及び水質の改善を行い、養殖漁業の生産性の向上を図る。</p> <p>(事業費) 1,000千円(町 7/10の補助、養殖小割数28のうち3小割)[1小割は4基連結]</p> <p>(内容) 平成16年度から庵治漁業協同組合が養殖漁場内の養殖小割にバイオ製剤を投与する事業に対し補助金を交付している。</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	水産振興	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
5 東讃地域マリノ ベーション推進協 議会	該当なし。	(名称) 東讃地域マリノベーション推進協議会 (組織) 庵治町、牟礼町、さぬき市、東かがわ市及び漁業 関係団体等で構成 [協議会委員数17名] (内容) 昭和60年に国が策定した沿岸・沖合域の総合的 整備開発構想(マリノベーション構想)に基づき、昭和 62年度に東讃地域が指定を受け、総合的、計画的 な水産振興対策について協議する。 (負担金) 30千円[平成15年度実績]
6 漁業協同組合 等経営基盤強化 対策利子補給等 事業	該当なし。	(目的) 香川県信用漁業協同組合連合会が庵治漁業協同 組合に経営基盤強化対策事業資金として貸し付け た元金に対する利子補給を行うとともに元金に対す る損失補償を行う。 (元金) 7億1,220万円 (利子補給率) 年 0.35% (利子補給期間) 平成16年度～平成25年度(10年間) (利子補給額) 13,823千円/10年間

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	水産振興	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
7 漁業近代化資金利子助成事業	<p>(目的) 漁業用施設・設備の近代化を推進するため低利の資金を貸付し、その利子補給をする。</p> <p>(利子補給率) 年 0.6%</p> <p>(利子補給額) 4,534千円[平成15年度実績]</p> <p>(支出先) 香川県信用漁業協同組合連合会</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(利子補給率) 年 1.0%</p> <p>(利子補給額) 1,497千円[平成15年度実績]</p> <p>(支出先) 庵治漁業協同組合(平成17年2月1日からは、香川県信用漁業協同組合連合会)</p>
8 水産増養殖事業	<p>(目的) 沿岸漁業の振興を図るため、増養殖事業を実施している。</p> <p>(増養殖種等)</p> <p>【のり養殖冷凍予備網】 2,800枚 [平成15年度実績] 事業主体:高松地区海苔養殖研究会</p> <p>【わかめ養殖種系】 620m [平成15年度実績] 事業主体:女木島・男木島・下笠居漁業協同組合</p> <p>【あわび種苗】 10,200個 [平成15年度実績] 事業主体:女木島・男木島漁業協同組合</p> <p>【くるまえばい種苗】 10万尾 [平成15年度実績] 事業主体:高松地区底曳網協議会</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	新春あじっ子市場事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 新春あじっ子市場事業	該当なし。	<p>(名称) 新春あじっ子市場</p> <p>(目的及び活動内容) 毎年1月、庵治漁港に隣接する日曜市施設で庵治町の特産品である水産加工品、農産物等を販売し、広く特産品の普及に努めている。</p> <p>(組織) あじっ子市場実行委員会</p> <p>(補助金) 370千円[平成15年度実績]</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、事業を実施していない。

対 応 策
庵治町で実施している新春あじっ子市場事業は、現行のとおり実施する。

調 整 案
庵治町で実施している新春あじっ子市場事業は、現行のとおり実施する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業	
分類	土地改良事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 事業主体	土地改良区(29団体) 共同施行体(17団体)	土地改良区(1団体)
2 国・県等補助事業	<p>高松市土地改良事業補助規程および実施要領に基づき、土地改良区等に対して補助金の交付をしている。</p> <p>県営土地改良事業 事業の補助率 国 45～55% 県 25～33% 市 12～25% 地元 5%</p> <p>団体営土地改良事業 事業の補助率 国 30～50% 県 10～25% 市 20～30% 地元 5～10%</p> <p>単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 市 25～45% 地元 5～25%</p>	<p>条例等の規定はないが、県営、団体営、県単補助事業については、補助残の70～80%を町が土地改良区に対して補助している。</p> <p>県営土地改良事業(小規模ため池) 事業の補助率 国 50% 県 29% 町 14.7% 地元 6.3%</p> <p>団体営土地改良事業 事業の補助率 国 30～50% 県 10～25% 町 20～30% 地元 5～10%</p> <p>単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 町 35～40% 地元 10～15%</p>
3 市・町単独事業	<p>高松市土地改良事業補助規程及び実施要領に基づき、補助金の交付をしている。</p> <p>事業の補助率 市 85～100% 地元 0～15%</p>	<p>庵治町単独町費補助条例、及び同施行規則に基づき、補助金の交付をしている。</p> <p>事業の補助率 町 70～80% 地元 20～30%</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
国・県等補助事業及び市・町単独事業に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類	土地改良区等運営補助事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
1 土地改良区等運営補助事業	管内29土地改良区の育成指導及び土地改良区の統廃合の整備推進を目的とした高松市土地改良区連合会に運営補助として支出している。 平成15年度 3,000,000円	木田郡庵治町土地改良区に対して、運営・管理業務の円滑化を図るため、補助金を支出している。 平成15年度 1,000,000円		補助制度に差異がある。
				対 応 策
				高松市の制度に統一する。 庵治町の土地改良区については、合併時までに高松市土地改良区連合会への加入を促すものとする。
				調 整 案
				高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 農林水産関係事業		部会名	産業
分類	地籍調査事業			
	現 況			
項目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
1 調査事業	<p>(目的) 国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図る。</p> <p>(実施期間) 昭和39年～昭和54年 調査済面積 173.50Km²</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(実施期間) 平成7年～平成23年(予定) 全体調査面積 14.69Km² 平成15年度末調査率 33%</p>		庵治町には、修正マニュアルがない。
2 地籍管理	<p>(地籍図の修正) 平成11年度に作成した修正マニュアルに従い、修正登記の事務を行なっている。</p>	<p>(地籍図の修正) 修正マニュアルは作成していない。</p>		対 応 策
				<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・庵治町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐものとする。
				調 整 案
				<p>高松市の制度に統一する。 庵治町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 13 農林水産関係事業		部 会 名	産 業
分 類		中央卸売市場運営事業			
		現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 市 町		問 題 点 ・ 課 題	
1 施設	<p>(名称) 高松市中央卸売市場(管理棟・青果棟・水産物棟・加工水産物等棟・花き棟など) (土地) 延べ:79,526㎡ (建物) ・ 管理棟 2,455㎡・青果棟 16,457㎡ ・ 水産物棟 11,731㎡・加工水産物棟ほか 6,860㎡ ・ 花き棟 3,306㎡ (概要) 中央卸売市場は、野菜、果実、魚類、花き等の生鮮食料品等の卸売のため開設される市場であって、卸売場、駐車場その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設け開場している。</p>	該当なし。			
2 事業	<p>(業務) 卸売市場法、高松市中央卸売市場業務条例及び同施行規則等に基づいて、施設の維持・管理と業務の許認可をはじめ、適正な取引が行われるよう指導・監督する。 (業者数) ・ 青果部 卸業者 2・仲卸業者 18・売買参加者 84 ・ 水産物部 卸業者 2・仲卸業者 16・売買参加者 118 ・ 花き部 卸業者 1・仲卸業者 1・売買参加者 173 ・ 関連事業者 第1種関連事業者 6・第2種関連事業者 32</p>				
				対 応 策	
				調 整 策	
				高松市の制度を適用する。	

協議第44号資料

「建設関係事業について」に関する資料

用途地域について	99
屋外広告物規制について	100
建築指導について	101~104
開発指導について	105~106
建築物等検査について	107~108
確認申請審査について	109
都市公園等について	110~111
ちびっこ広場について	112
緑化事業について	113
花いっぱい推進事業について	114~115
緑の基本計画について	116
市・町道路等について	117
道路維持管理等について	118
道路愛護団体について	119
道路新設改良について	120
急傾斜地崩壊対策事業について	121
水防対策について	122
管理河川について	123
河川占用料等について	124
漁港管理事業について	125~127
港湾施設占用料・使用料について	128~129
漁港開発審議委員会等について	130
市・町営住宅について	131~132
特定優良賃貸住宅制度について	133
高齢者向け優良賃貸住宅制度について	134

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業																																																																																		
分類	用途地域																																																																																		
現 況																																																																																			
項目	高 松 市	庵 治 市 町																																																																																	
1 概要	<p>平成16年5月17日に、線引き(市街化区域と市街化調整区域の区分)廃止と併せ、高松広域都市計画区域(高松市、牟礼町、三木町、香川町、香南町、国分寺町、綾南町)に再編した。この再編により、高松市の都市計画区域は、島嶼部と山田地区の4町(西・東植田町、菅沢町、池田町)を除く、16,195haが都市計画区域となった。</p> <p>このうち、旧市街化区域(4,754ha)については、良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建物の用途や容積率・建蔽率・高さなどの形態を誘導する用途地域を指定している。</p>																																																																																		
2 種類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>面積 (ha)</th> <th>容積率 (%)</th> <th>建ぺい率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種低層住居専用地域</td> <td>4.2</td> <td>60以下</td> <td>40以下</td> </tr> <tr> <td>22.2</td> <td>80 "</td> <td>50 "</td> </tr> <tr> <td>381.1</td> <td>100 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居専用地域</td> <td>83.8</td> <td>150 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>718.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域</td> <td>316.6</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>903.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>286.1</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>35.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">近隣商業地域</td> <td>86.5</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>274.2</td> <td>300 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>1.2</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">商業地域</td> <td>140.9</td> <td>400 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>55.7</td> <td>500 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>3.6</td> <td>600 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>1.7</td> <td>700 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>7.5</td> <td>800 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>863.2</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>144.5</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>155.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,754</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			種 類	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	第一種低層住居専用地域	4.2	60以下	40以下	22.2	80 "	50 "	381.1	100 "	60 "	第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "	第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "	第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "	第一種住居地域	903.4	200 "	60 "	第二種住居地域	286.1	200 "	60 "	準住居地域	35.4	200 "	60 "	近隣商業地域	86.5	200 "	80 "	274.2	300 "	80 "	1.2	200 "	80 "	商業地域	140.9	400 "	80 "	55.7	500 "	80 "	3.6	600 "	80 "	1.7	700 "	80 "	7.5	800 "	80 "	準工業地域	863.2	200 "	60 "	工業地域	144.5	200 "	60 "	工業専用地域	155.8	200 "	60 "	合 計	4,754		
種 類	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)																																																																																
第一種低層住居専用地域	4.2	60以下	40以下																																																																																
	22.2	80 "	50 "																																																																																
	381.1	100 "	60 "																																																																																
第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "																																																																																
第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "																																																																																
第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "																																																																																
第一種住居地域	903.4	200 "	60 "																																																																																
第二種住居地域	286.1	200 "	60 "																																																																																
準住居地域	35.4	200 "	60 "																																																																																
近隣商業地域	86.5	200 "	80 "																																																																																
	274.2	300 "	80 "																																																																																
	1.2	200 "	80 "																																																																																
商業地域	140.9	400 "	80 "																																																																																
	55.7	500 "	80 "																																																																																
	3.6	600 "	80 "																																																																																
	1.7	700 "	80 "																																																																																
	7.5	800 "	80 "																																																																																
準工業地域	863.2	200 "	60 "																																																																																
工業地域	144.5	200 "	60 "																																																																																
工業専用地域	155.8	200 "	60 "																																																																																
合 計	4,754																																																																																		

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	屋外広告物規制	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施
2 概要	高松市屋外広告物条例に基づき、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために屋外広告物の許可等の規制事務を行っている。	
3 屋外広告物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・張り紙 ・屋上広告 ・消火栓標識添加 ・バス停標識表示 ・電柱(巻付) ・電柱(添加) ・突き出し広告 ・壁面広告 ・野立(広告板) ・野立(広告塔) 	

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を、香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	建築指導	
	現 況	
項目	高 松 市	高 庵 治 市 町
1 建築審査会の設置	(実施機関) 特定行政庁()として、高松市が実施 (設置日) 昭和46年4月1日 (委員数) 7名 (内容) ・建築基準法第94条第1項の審査請求に対する採決についての議決 ・特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項の調査・審議 ・建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
2 建築紛争調整委員の設置	(設置日) 平成9年3月27日 (内容) 「高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱」に基づき、紛争当事者が自主的な解決のための努力をしたにもかかわらず合意に至らなかったものについて、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があったときに紛争解決のための調停に関する事項について調査審議を行う。	該当なし。
3 各関係法に係る指導	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)、建築物の耐震改修の促進に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、指導を行っている。	(実施機関) 香川県において同様の業務を実施

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関に差異がある。 ・庵治町では、建築紛争調整委員を設置していない。 ・庵治町では、狭あい道路拡幅整備を実施していない。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

特定行政庁とは、建築基準法において、独立の行政機関の性格を有する建築主事を置く地方公共団体の長を指す。

人口25万人以上の市及び建築主事を置くその他の市町村の区域については、当該自治体の長が、また、建築主事を置かない市町村の区域については、都道府県知事がこれに該当する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	建築指導			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 違法建築等の指導	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 違反建築物の防止のため、建築監視員によるパトロールを行っている。 ・違反建築物に対する使用禁止、使用制限、是正、勧告、命令措置 ・毎年10月には高松市内一斉公開パトロールを実施	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		
5 道路の相談指導	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 建築基準法第42条の道路の定義に基づく調査位置付けを行うとともに、同条第2項に規定される幅員4m未満の道路について、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、狭あい拡幅整備の協力を求めている。また、同法第44条関係の例外許可については、一定の基準を確保しているものについて建築基準法の道路位置付を行っている。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		
6 特殊建築物等の防災指導	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 不特定多数の人が利用する特殊建築物の安全性の確保と適正な維持管理を図り、事故の発生を未然に防止するため、建築物の所有者、管理者に対し、防災指導を実施している。(年3回建築物防災週間時に立ち入り調査を実施)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	建築指導	
	現 況	
項目	高 松 市	高 庵 治 町
7 建築許可事務	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・建築基準法第43条に規定される敷地と道路の間に水路、空地がある場合等の例外許可 ・建築基準法の建築制限の例外許可	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
8 狭あい道路拡幅整備(補助)	(内容) 高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築基準法第42条第2項に規定される幅員4m未満の道路を、市民の理解と協力の下に、狭あい道路拡幅整備を促進し、良好な住環境を確保している。 (・後退に係る測量、分筆・所有権移転、登記費用の助成・後退部分の門、塀などの撤・移転費用の一部を助成)	該当なし。
9 かけ地近接等危険住宅移転事業	(内容) かけ地の崩壊の危険が著しい区域に建っている住宅(昭和49年以前に建築された住宅に限る。)の安全な場所への移転を促進するため、危険住宅の除去などと新たに建設・購入する経費に補助金を交付する。	高松市と同じ。
10 特定用途制限地域内の制限	(内容) 用途白地地域における良好な環境の保護を図るために、建築できることができる建設物の用途について制限する。 特定制限地域 ・感染沿道型・一般・環境保全型 (制限内容) 1 自動車教習所2F以下 1,500㎡以下可 2 自動車修理場2F以下 1,500㎡以下可 3 倉庫業の倉庫2F以下 1,500㎡以下可 等	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	建築指導	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
11 旅館施設等の建築に関する制限	高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱に基づきモーテル営業等について指導を実施 (制限内容) 1 学校の敷地の周囲200m以内 2 児童福祉施設敷地の周囲200m以内 3 社会教育に関する施設及び公民館の敷地の周囲200m以内 等	該当なし。
12 その他建築に関する指導	高松市建築基準法施行条例、高松市建築基準法施行細則、高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱、高松市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱、高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築に関する指導を行っている。	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 14 建設関係事業		部 会 名	都 市 開 発
分 類		開発指導			
現 況					
項 目	高 松 市	庵 治 町			
1 開発審査会の設置	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (設置日) 平成12年4月1日 (委員数) 5名 (内容) 都市計画法第81条第1項の規定に基づく監督処分不服のある者からの審査請求について、その採決を行う。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	問 題 点 ・ 課 題 実施機関に差異がある。		
2 開発指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第33条の開発許可の基準及び高松市開発指導要綱や運用基準並びに香川県開発許可の手引き等の規定に基づき、開発指導を行っている。 (対象面積) ・都市計画区域 1,000㎡以上 ・都市計画区域外 1ha以上	(実施機関等) 香川県において、1ha以上の開発について、同様の業務を実施している。 なお、1,000㎡以上1ha未満の開発については庵治町の土地開発の調整に関する条例に基づき、開発指導を行っている。	対 応 策 高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。		
3 開発行為等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第29条の規定に基づく一定規模以上の開発行為に対する開発許可制度 平成15年度実績 156件	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	調 整 案 高松市の制度を適用する。		

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	開発指導			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 優良宅地認定	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 租税特別措置法に基づく土地譲渡に対する重課の適用除外、長期譲渡所得等に対する課税の軽減を受けるための優良宅地の認定制度 平成15年度実績 0件</p>	<p>(実施機関) 香川県から権限の委譲を受け、庵治町において、同様の業務を実施</p>		
5 道路位置指定	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 建築基準法第42条の規定に基づき、利害関係人からの申請により、特定行政庁が、道を建築基準法上の道路として認める処分 平成15年度実績 13件</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	建築物等検査	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 建築物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) ・中間検査は木造建築物の建築基準法による中間検査と公庫融資の現場審査があり、建物の安全性確保のため軸組みを緊結した状況の検査を実施している。 ・完了検査は建築基準法による完了検査と公庫融資の竣工検査があり、建築物の一般規定、構造規定、防火区画、避難規定、排煙規定、非常用照明、内装、建築設備等の検査を実施している。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
2 工作物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等の構造上・防火上の検査</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
3 建築設備の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 建築物内のエレベーター、エスカレーター等の防火上・避難上の検査</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	建築物等検査			
	現 況			
項目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
4 仮設建築物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) ・仮設建築物 仮設興行場、仮設店舗等(建築工事施工のため、既存建築物に替わる建築物)の防火上、避難上の検査 ・仮使用建築物 建築物の増築、改築、大規模の修繕もしくは模様替の工事における廊下・階段等の避難施設、消化施設、非常用照明装置、非常用昇降機、防火区画等の安全・防火・非難上安全上の検査</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
				対 応 策
				調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	確認申請審査	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 建築確認申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(申請物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築物)審査 ・法律相談及び指導 等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
2 工作物確認申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(工作物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(工作物)審査 ・法律相談及び指導 等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 建築設備確認申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(建築設備)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築設備)審査 ・法律相談及び指導 等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 関係法等に関する審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・住宅金融公庫の設計審査 ・建築リサイクル法届出書の審査 ・福祉の街づくり条例届出書の審査 ・法律相談及び指導(建築基準関係規定、建築士法、ハートビル法、建築リサイクル法、香川県福祉のまちづくり条例、住宅金融公庫法等)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業																																	
分類	都市公園等																																	
項目	高松市	庵治町																																
1 現況	<p>都市公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">現況</th> </tr> <tr> <th>公園数</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>96</td> <td>19.38</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>5</td> <td>5.42</td> </tr> <tr> <td>地区公園</td> <td>1</td> <td>3.52</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td>2</td> <td>24.28</td> </tr> <tr> <td>運動公園</td> <td>1</td> <td>2.06</td> </tr> <tr> <td>歴史公園</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>墓園</td> <td>1</td> <td>11.86</td> </tr> <tr> <td>緑地・緑道</td> <td>9</td> <td>3.08</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>116</td> <td>77.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他公園 41箇所 6.67ha</p>	種別	現況		公園数	面積(ha)	街区公園	96	19.38	近隣公園	5	5.42	地区公園	1	3.52	総合公園	2	24.28	運動公園	1	2.06	歴史公園	1	8	墓園	1	11.86	緑地・緑道	9	3.08	計	116	77.6	<p>都市公園 該当なし。</p> <p>その他公園 7箇所 2.12ha</p>
種別	現況																																	
	公園数	面積(ha)																																
街区公園	96	19.38																																
近隣公園	5	5.42																																
地区公園	1	3.52																																
総合公園	2	24.28																																
運動公園	1	2.06																																
歴史公園	1	8																																
墓園	1	11.86																																
緑地・緑道	9	3.08																																
計	116	77.6																																
2 維持管理	街区公園等の除草・清掃等の日常の維持管理については、公園周辺の自治会や老人会などで組織された「公園愛護会」で行っている。また、規模の大きい地区公園や樹木管理については、シルバー人材センターや(財)高松市花と緑の協会へ委託している。	公園の除草等はシルバー人材センターへ、樹木管理については専門業者へ委託している。																																
3 占用料	公園施設を設ける場合 その都度市長が定める額 公園を占用する場合 使用面積1㎡につき 1日 44円 行為をする場合 使用面積1㎡につき 1日 15円 ただし、興行を行う場合は30円	公園施設を設ける場合 該当なし。 公園を占用する場合 該当なし。 行為をする場合 1件(人)1日につき510円、または1㎡1日につき10.3円 ただし、興行を行う場合は5,150円																																

部会名	都市開発
-----	------

問題点・課題	維持管理の方法及び占用料等に差異がある。
--------	----------------------

対応策	高松市の制度に統一する。
-----	--------------

調整案	高松市の制度に統一する。
-----	--------------

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	都市公園等			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 有料施設	<p>(玉藻公園)</p> <p>入園料 普通 大人200円, 小人100円 団体 大人140円, 小人 70円 団体は20人以上 / 6歳未満は無料</p> <p>披雲閣使用料 ・営業目的 890円～9,140円 ・その他 440円～4,570円</p> <p>(仏生山公園)</p> <p>体育館(アリーナ面積1,089㎡) ・施設 バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン6面ほか ・使用料金 専用使用 4,270円～307,210円 個人使用 一般100円, 学生50円(1時間) 温水プール ・施設 25mプール(7コース / 水深1.1m～1.3m) 補助プール(水深60cm) ・使用料金 大人510円, 中・高校生340円 小人(3歳未満除く)230円 * 身体障害者が利用する場合は, 無料 集会室 ・施設 第1～第5集会室 ・使用料金 2,170円～6,480円 / 全日 ・冷暖房料 室料の1/2の額 管理運営 ・体育館、温水プール (財)高松市スポーツ振興事業団 ・集会室 (財)高松市花と緑の協会</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	ちびっこ広場	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 ちびっこ広場	<p>目的 土地所有者の好意により、空き地となり使用されていない土地を開放してもらい、子ども達が自由に遊べる場所として整備している。</p> <p>維持管理等 ・管理 地元広場管理者 ・土地賃借料 無料 ・固定資産税 免除</p> <p>箇所数 51箇所</p>	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	緑化事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 街路緑化	<p>市道の街路樹の維持管理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木 五番町西宝線ほか57路線 5,804本 ・低木 天神前瓦町線ほか37路線 28,380m 	<p>町道の街路樹の維持管理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木 庵治1号線ほか6路線 700本 ・低木 庵治1号線ほか6路線 1,850m
2 民有地緑化	<p>生垣設置助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象 新しく生垣を設置する宅地の所有者 ・助成要件 公衆用道路に面した部分が4m以上 ・助成率 植栽工事費(1m当り5,000円で算出)の3分の2以内 ・事業主体 (財)高松市花と緑の協会 <p>環境保全緑化助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象 事業所の敷地内に新しく緑化木を植栽するもの ・助成要件 (高木)公衆用道路から樹木全体が見えること (低木)公衆用道路に面した部分が4m以上 ・助成率 植栽工事費の2分の1以内 既設ブロック取り壊し加算(上記、ともに適用) 1m当り2,500円 限度額(上記、ともに適用) 150,000円 上記の事業については、(財)高松市花と緑の協会に補助金を交付し、実施している。 	<p>該当なし。</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
事業内容が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	花いっぱい推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 花壇管理	<p>地区花壇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箇所数 公園、出張所等74箇所 ・管理 各施設・地元で管理 <p>幹線道路等の花壇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箇所数 20箇所 ・面積 5,524㎡ ・管理 (財)高松市花と緑の協会 	該当なし。
2 フラワーサークル高松	<p>花いっぱい・緑化を進めるために、花や緑を増やし、育て、守る奉仕者として活動するフラワーサークル高松を設立し、花と緑のまちづくりの主体組織となるよう支援している。</p> <p>会員数 92人</p> <p>活動</p> <p>フラワーフェスティバルへの参加、地区花壇への花の植え付け、高松駅前広場・花時計への花の植え付け</p>	該当なし。
3 あじ花・花運動の会	該当なし。	<p>会員数 10人</p> <p>活動</p> <p>町内の花や桜を植えた場所で、種まきや草抜き等の作業を行う。(6月～9月)</p>
4 ポケットパーク	<p>街路事業等の残地に整備したポケットパークの維持管理を行っている。</p> <p>設置状況</p> <p>16箇所 4,638㎡</p> <p>管理</p> <p>(財)高松市花と緑の協会</p>	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
事業内容が異なる。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>なお、庵治町の「あじ花・花運動の会」については、合併後、フラワーサークル高松への加入を促すものとし、花いっぱい夢いっぱいフェスティバルについては、高松市の関連事業により対応するものとする。</p>

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	花いっぱい推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
5 フラワーフェスティバル	<p>(趣旨等) 市と市民が一体となって花いっぱいのまちづくりを推進している。 なお、平成14年度から交通安全フェアと共同で高松春のまつり「フラワーフェスティバル&交通安全フェア」として実施している。 (主催) 高松市フラワーフェスティバル実行委員会 (主管) 高松市、(財)高松市花と緑の協会 (開催時期) 毎年5月3日～5日 (開催場所) 高松市立中央公園 (内容) ステージイベント(クイズ大会、コンサート等)、スタンブラー、学校花壇コンクール、ガーデニング教室など (市負担金) 13,600千円(平成16年度実績)</p>	該当なし。
6 花いっぱい夢いっぱいフェスティバル	該当なし。	<p>(趣旨等) 人と自然との共生を見つめ直す契機となり、さらに地域活性化へとつなげることを目的として実施している。 (主催) 「あじ花・花運動の会」、庵治町 (開催時期) 毎年10月 (開催場所) 庵治町役場 (内容) ガーデニング教室、花の無料配布、フリーマーケット等 (町費) 388千円(16年度実績見込み)</p>

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	緑の基本計画	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 緑の基本計画	<p>概要等 緑のマスタープラン及び都市緑化推進計画の内容を併せ持つものとして、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地の保全だけでなく、都市計画制度によらない公共公益施設や民有地の緑化、普及啓発活動までの幅広い計画内容を含んでおり、都市緑化保全法に基づく法定計画として、平成14年3月に策定した。 本計画は、今後の高松市の緑の保全・創出に関わる様々な施策と、その目標及び方針を定めるものである。</p> <p>計画対象区域 都市計画区域内 ただし、都市計画区域外地域についても、区域内と同様に扱う。</p> <p>基本理念 みどりあふれる 人にやさしいまち 高松</p> <p>基本方針 ・みどりをまもり、つたえる まちづくり ・みどりを活かせる まちづくり ・身近なみどりをつくり、育てる まちづくり ・みどりを育む仲間をふやす まちづくり</p>	該当なし。

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、緑の基本計画が策定されていない。

対 応 策
合併後において、庵治町地域を含めた計画の見直し等を行う。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業							
分類	市・町道路等							
現			況					
項目	高 松 市			庵 治 町				
1 道路状況	区分	延長(m)		舗装率 (%)	区分	延長(m)		
		舗装済	砂利道			舗装済	砂利道	
	国道	31,732	0	100.0	国道	0.0	0.0	
	県道	236,181	0	100.0	県道	13,909.0	0.0	
市道	1,578,472	95,589	94.3	町道	55,032.0	1,521.0		
2 市・町道延長	幅 員		実延長(m)	幅 員		実延長(m)		
	2.5m未満		246,996	2.5m未満		804		
	2.5m以上 6.5m未満		1,212,791	2.5m以上 6.5m未満		39,379		
	6.5m以上 8.5m未満		105,507	6.5m以上 8.5m未満		16,042		
8.5m以上		108,767	8.5m以上					
3 市・町・管理橋梁	区 分	橋数	延長(m)	区 分	橋数	延長(m)		
		非永久橋	15m未満		22	64	非永久橋	15m未満
	15m以上100m未満	4	88	15m以上100m未満				
	100m以上			100m以上				
	永久橋	15m未満	1,031	4,078	永久橋	15m未満	38	160
	15m以上100m未満	104	3,246	15m以上100m未満	2	58		
100m以上	9	1,876	100m以上					
4 認定基準	市道認定基準要綱を定めている。			認定基準は、定めていない。				

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、町道の認定基準を定めていない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 庵治町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 庵治町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	道路維持管理等	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 修繕	市道の路側・側溝・雨水桝などの道路施設や舗装・暗渠等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。
2 補修	市道上の陥没、路面のひび割れなどについて、現状での機能回復を原則として、簡易なものは現場事務所や本庁職員による原材料(常温合材、グレーチング、凍結防止剤)で対応している。また、根本的に補修を要する場合は、業者発注により実施している。 路面凍結防止剤を市内2箇所の公共の場所へ置き、地区住民において対応している。	高松市と同じ。 現場事務所はない。 路面凍結防止剤は役場に保管し、職員において対応している。
3 清掃	市内の主要幹線道路(1級・2級) について、道路路面・雨水桝・側溝・暗渠清掃・地下道ポンプ井等の清掃を業務委託、その他道路については、地元等の通報により業務委託で実施している。 また、草刈について、県管理河川堤防の道路や、山間部で人家がなく、見通しが悪く交通安全上危険な箇所は業務委託で実施している。	高松市と同じ。
4 交通安全施設修繕	交通安全施設であるカーブミラー・防護柵・道路標識・区画線・交差点案内標識・視線誘導標識等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。
5 認定道路以外の道路の維持修繕に対する補助	該当なし。	地域住民にとって、必要不可欠と認められる認定道路以外の道路(自治会道路等)の整備を図るため、事業費の70%を補助している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、認定道路以外の道路の維持修繕に対する補助を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 なお、庵治町の認定道路以外の道路の維持修繕については、土地改良事業での対応を検討する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	道路愛護団体	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 名称	たかまつマイロード	該当なし。 道路愛護団体として実施はしていないが、自主的に町内の団体が県道部分の道路清掃及び緑化活動などを実施している。
2 組織	(団体数) 19道路愛護団体 (活動) 市道周辺の自治会等の団体が、道路の清掃・緑化活動などを、地域住民と協働して道路の維持管理や美化活動を実施している。	
3 支援	たかまつマイロード実施要領に基づき、各道路愛護団体へ清掃用具を支給するとともに、清掃に伴う傷害保険への加入費用を負担している。	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	道路新設改良	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 新設改良	市の計画及び地元要望により、道路及び橋梁について計画的に実施している。	町の計画や地元要望により、道路及び橋梁について事業を実施している。
2 土地の買収単価	地元要望については4m以上は300円/m ² 5m以上は2,000円/m ² とし、時価買収は行わない。 ただし、市の計画に基づくものはこの限りではない。	時価買収

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
土地の買収単価が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において、庵治町地域における継続中の事業の土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において、庵治町地域における継続中の事業の土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	急傾斜地崩壊対策事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 対象	急傾斜地の崩壊によるおそれのある集落で、移転適地がなく、かつ、工事費が至大で、土地の所有者等において崩壊防止工事を施工することが著しく困難、または不適切と認められるもので、香川県急傾斜地崩壊防止対策事業県費補助要綱の採択基準を満たすもの。	該当なし。
2 区域の指定	(指定区域数) 18地区 (指定区域面積) 20.08 ha	
3 採択基準等	(採択基準) 斜面の高さが5m以上、傾斜度が30度以上のもので民家の戸数が5戸以上のもの。 (事業費負担区分) 県 2/3 市 1/3 地元 0	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	水防対策	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	水防法に基づいて高松市水防計画を作成し、それに準じ、洪水、高潮等による水災を警戒・防御し、被害の軽減を図り、市民の生命、財産を保持する。	水防法に基づいて庵治町水防計画を作成し、洪水又は高潮等による水害を警戒・防御し、被害を軽減するため、関係諸機関と連携し、水防に必要な体制を整えるとともに、活動方法を定め、適切な水防活動の実施を図る。
2 組織	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理者 高松市長 ・本部長 助役 ・水防本部員 関係各部長、課長、係長 ・関係機関 香川県、警察署、消防団ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部長 庵治町長 ・水防副本部長 助役 ・水防本部員 収入役、教育長、関係各課(団)長 ・関係機関 香川県、警察署、消防団ほか
3 水防本部の活動	大雨、洪水、高潮等に対する危険がある時、危険が解消されるまで、水防活動を迅速かつ積極的に推進する。	高松市と同じ。
4 水防本部の設置時期	香川県知事より大雨、洪水、高潮、暴風の警報の通知があったとき、また大雨、洪水、高潮の注意報発令時においても明らかに被害が予想されるときに設置する。 大雨、洪水、高潮等に対する危険が解消し、かつ水防活動が完了する等した場合、本部長の判断により解散する。	高松地方気象台長より大雨に関する警報が発表されたとき、または洪水もしくは高潮等に対し、水防管理者が必要と認めたと時から、危険が解消するまでの間、水防本部員を召集し、設置する。 また、水防本部員は気象状況の判断により所属課員を待機させ、水防活動体制を整える。
5 命令系統	水防計画書の水防本部の組織及び事務分掌に基づき、本部長以下関係各課が水防業務の総括処理にあたる。	水防計画書の水防本部の組織及び班編成、各班の任務に基づき、本部長以下関係各課が水防業務にあたる。
6 避難勧告等の住民への周知方法	有線放送、CATV及び広報車等で周知している。	防災行政無線及び広報車で周知している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部の設置時期等が異なる。 ・避難勧告等の住民への周知方法が異なる。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。 なお、水防計画については、庵治町地域を含めた計画の見直し等を行うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	管理河川	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 管理河川の種 類等	<ul style="list-style-type: none"> ・普通河川 <li style="padding-left: 20px;">河川数 40河川 <li style="padding-left: 20px;">河川延長 41,500m ・準用河川 <li style="padding-left: 20px;">該当なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通河川 <li style="padding-left: 20px;">該当なし。 ・準用河川 <li style="padding-left: 20px;">河川数 17河川 <li style="padding-left: 20px;">河川延長 10,047m
参考	<ul style="list-style-type: none"> ・普通河川 <li style="padding-left: 20px;">河川法の対象外である。 ・準用河川 <li style="padding-left: 20px;">河川法を準用する河川であり、河川法の二級河川に関する規定が準用される。 	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
管理河川の種類等が異なる。

対 応 策
庵治町の準用河川については、高松市の準用河川として引き継ぐ。

調 整 案
庵治町の準用河川については、高松市の準用河川として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業																																																																																											
分類	河川占用料等																																																																																											
現 況																																																																																												
項目	高 松 市		庵 治 町																																																																																									
1 対象河川	高松市が管理する河川		庵治町が管理する河川																																																																																									
2 河川占用料等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電柱</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>年</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td></td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電話柱</td> <td>第1種電話柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>930</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>年</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td></td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地下埋設物</td> <td>外径が0.1m未満</td> <td rowspan="6">長さ1mにつき1年</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>外径が0.1m以上0.15m未満</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15m以上0.2m未満</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>外径が0.2m以上0.4m未満</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>外径が0.4m以上1m未満</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>外径が1m以上</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>仮建設物類</td> <td>占用面積1㎡につき1年</td> <td>530</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">その都度市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>徴収件数 48件(平成15年度実績)</p>		占用物件	単位	占用料(円)	電柱	第1種電柱	1本につき1年	1,000	第2種電柱	年	1,600	第3種電柱		2,200	電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	930	第2種電話柱	年	1,500	第3種電話柱		2,100	地下埋設物	外径が0.1m未満	長さ1mにつき1年	48	外径が0.1m以上0.15m未満	72	外径が0.15m以上0.2m未満	95	外径が0.2m以上0.4m未満	190	外径が0.4m以上1m未満	480	外径が1m以上	950	仮建設物類	占用面積1㎡につき1年	530	その他	その都度市長が定める額		<table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宅地</td> <td>汐入川及び南汐入川</td> <td>占用面積1㎡につき1年</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>上記以外の準用河川</td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>耕作地(田・畑)</td> <td></td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>竹木栽培</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>雑種地</td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>物置場</td> <td></td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>電柱敷</td> <td>1本につき1年</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>鉄塔敷</td> <td>占用面積1㎡につき1年</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管類</td> <td>外径が0.4m未満</td> <td rowspan="2">長さ1mにつき1年</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>外径が0.4m以上</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>その他工作物</td> <td>占用面積1㎡につき1年</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">架空の電線その他上空に設ける線類</td> <td>単線</td> <td rowspan="2">長さ1mにつき1年</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>複線</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>土石採取料</td> <td>1m³</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table> <p>徴収件数 13件(平成15年度実績)</p>	占用物件	単位	占用料(円)	宅地	汐入川及び南汐入川	占用面積1㎡につき1年	720	上記以外の準用河川		200	耕作地(田・畑)		12	竹木栽培		10	雑種地		4	物置場		200	電柱敷	1本につき1年	680	鉄塔敷	占用面積1㎡につき1年	500	管類	外径が0.4m未満	長さ1mにつき1年	100	外径が0.4m以上	250	その他工作物	占用面積1㎡につき1年	200	架空の電線その他上空に設ける線類	単線	長さ1mにつき1年	10	複線	20	土石採取料	1m ³	77
占用物件	単位	占用料(円)																																																																																										
電柱	第1種電柱	1本につき1年	1,000																																																																																									
	第2種電柱	年	1,600																																																																																									
	第3種電柱		2,200																																																																																									
電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	930																																																																																									
	第2種電話柱	年	1,500																																																																																									
	第3種電話柱		2,100																																																																																									
地下埋設物	外径が0.1m未満	長さ1mにつき1年	48																																																																																									
	外径が0.1m以上0.15m未満		72																																																																																									
	外径が0.15m以上0.2m未満		95																																																																																									
	外径が0.2m以上0.4m未満		190																																																																																									
	外径が0.4m以上1m未満		480																																																																																									
	外径が1m以上		950																																																																																									
仮建設物類	占用面積1㎡につき1年	530																																																																																										
その他	その都度市長が定める額																																																																																											
占用物件	単位	占用料(円)																																																																																										
宅地	汐入川及び南汐入川	占用面積1㎡につき1年	720																																																																																									
	上記以外の準用河川		200																																																																																									
耕作地(田・畑)		12																																																																																										
竹木栽培		10																																																																																										
雑種地		4																																																																																										
物置場		200																																																																																										
電柱敷	1本につき1年	680																																																																																										
鉄塔敷	占用面積1㎡につき1年	500																																																																																										
管類	外径が0.4m未満	長さ1mにつき1年	100																																																																																									
	外径が0.4m以上		250																																																																																									
その他工作物	占用面積1㎡につき1年	200																																																																																										
架空の電線その他上空に設ける線類	単線	長さ1mにつき1年	10																																																																																									
	複線		20																																																																																									
土石採取料	1m ³	77																																																																																										

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題	河川占用料等に差異がある。
-------------	---------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
-------	--

調 整 案	高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
-------	--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	漁港管理事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 管理漁港	5漁港(高松漁港・浦生漁港・西浦漁港・亀水漁港・男木漁港)を管理している。	6漁港(庵治漁港・江の浜漁港・竹居漁港・鎌野漁港・篠尾漁港・高尻漁港)を管理している。
2 管理条例	高松市漁港条例	庵治町漁港管理条例
3 維持管理経費の負担割合等	高松市 100% 漁協、地元業者 0%	庵治町 100% 漁協、地元業者0% 漁協、地元漁業者設置の照明灯については、当該漁協、地元漁業者が維持管理経費を負担している。 改修については、町単独補助制度により対応している(負担割合:町70%、漁協15%、地元業者15%)。
4 漁港施設占用料	<p>漁港施設占用料</p> <p>(1)電柱、電話柱、支柱、支線等は電気通信事業法施行令による額</p> <p>本柱(木柱・コンクリート柱)の使用面積1.7㎡までごとに 年額宅地 1,500円 支線または支柱1本ごとに年額宅地1,500円</p> <p>(2)地下埋設物は高松市道路占用料徴収条例による占用料の額</p> <p>(ア)法第32条1項第1号に掲げる工作物</p> <p>第1種電柱 1,000円/本/年 第2種電柱 1,600円/本/年 第3種電柱 2,200円/本/年 第1種電話柱 930円/本/年 第2種電話柱 1,500円/本/年 第3種電話柱 2,100円/本/年 その他の柱類 72円/本/年 共架電線その他上空に設ける線類 10円/m/年 地下電線その他地下に設ける線類 5円/m/年 路上に設ける変圧器 700円/個/年 地下に設ける変圧器占用面積 480円/㎡/年 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話 1,400円/個/年</p>	<p>庵治町甲種漁港施設占用料</p> <p>・家屋類及びその附属地 (けい留・外かく施設)75円/㎡/月 (野積場・道路)60円/㎡/月 (その他)40円/㎡/月</p> <p>・起重機 (けい留・外かく施設)260円/㎡/月 (野積場・道路)155円/㎡/月 (その他)105円/㎡/月</p> <p>・管類埋設置 (けい留・外かく施設)160円/m/年 (野積場・道路)100円/m/年 (その他)60円/m/年</p> <p>・電柱類(電柱) (けい留・外かく施設)1,590円/本/年 (野積場・道路)870円/本/年 (その他)680円/本/年</p> <p>・電柱類(その他の柱類) (けい留・外かく施設)1,590円/本/年 (野積場・道路)870円/本/年 (その他)680円/本/年</p>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・維持管理経費の負担割合等に差異がある。</p> <p>・漁港施設占用料に差異がある。</p> <p>・高松市では、漁港施設使用料の徴収を検討中である。</p>

対 応 策
<p>庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、電柱等に係る漁港施設占用料については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>なお、漁港を取り巻く環境の変化などを踏まえながら、望ましいあり方について、漁業協同組合ともども、適切な検討を行う。</p>

調 整 案
<p>庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、電柱等に係る漁港施設占用料については、合併時までに調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	漁港管理事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
4 漁港施設占用料(つづき)	郵便差出箱及び信書便差出箱 600円/個/年 広告塔表示面積 4,400円/㎡/年 その他のもの占用面積 1,400円/㎡/年 (イ)法第32条第1項第2号に掲げる物件 外径が0.1m未満のもの 48円/㎡/年 外径が0.1m以上0.15m未満のもの 72円/㎡/年 外径が0.15m以上0.2m未満のもの 95円/㎡/年 外径が0.2m以上0.4m未満のもの 190円/㎡/年 外径が0.4m以上1m未満のもの 480円/㎡/年 外径が1m以上のもの 950円/㎡/年 (ウ)法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 1,400円/㎡/年 (エ)法第32条第1項第5号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 時価に0.003を乗じて得た額/㎡/年 地下街及び地下室 階数が2のもの 時価に0.005を乗じて得た額/㎡/年 地下街及び地下室 階数が3以上のもの 時価に0.006を乗じて得た額/㎡/年 上空に設ける通路 2,900円/㎡/年 地下に設ける通路 1,500円/㎡/年 その他のもの 1,400円/㎡/年 (オ)法第32条第1項第6号に掲げる施設 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの 44円/㎡/日 (カ)道路法施行令第7条第1号に掲げる物件 看板一時的に設けるもの 440円/㎡/月 看板その他のもの 4,400円/㎡/年 標識 1,100円/本/年 (キ)その他上記に定める以外のもの 上記に準じてその都度市長が定める額 (3)前2号に掲げる物件以外の工作物 1,400円/㎡/年 (4)前3号に掲げるもの以外のもの 上記に準じてその都度市長が定める単位及び額	・電柱類(鉄塔) (けい留・外かく施設)1,250円/㎡/年 (野積場・道路)640円/㎡/年 (その他)500円/㎡/年 ・架空管 (けい留・外かく施設)125円/㎡/年 (野積場・道路)85円/㎡/年 (その他)55円/㎡/年 ・広告類(標識類) (けい留・外かく施設)400円/本/年 (野積場・道路)360円/本/年 (その他)320円/本/年 ・広告類(看板及び広告板) (けい留・外かく施設)縦1m横70cm当たり6,200円/年 (野積場・道路)縦1m横70cm当たり5,150円/年 (その他)縦1m横70cm当たり5,150円/年 ・その他工作物 (係留・外かく施設)50円/㎡/月 (野積場・道路)30円/㎡/月 (その他)20円/㎡/月

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業		部 会 名	土 木
分 類	漁港管理事業			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
5 漁港施設使用料	該当なし。 検討中	<p>庵治町甲種漁港施設使用料 (けい船料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボート 30,000円 / 隻 / 年 (全長が6m未満のものにあつては20,000円) ・その他の船舶 40,000円 / 隻 / 年 ただし、町内に住所を有する者は半額とする。 ・漁船 免除 <p>漁港の管理を庵治漁業協同組合に委託し、委託料として、けい船料納入分の70%を支払いしている。 平成15年度委託料 2,916,100円</p> <p>(物揚場使用料) 1.85円 / m² / 日 (初日の使用料は無料とする) 継続使用10日を超えるものは、超過日数1日1m²につき2.78円</p> <p>(停泊料) 1けい留ごとに総トン数1トンにつき1.38円</p> <p>(野積場使用料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装 5.0円 / m² / 日 ・未舗装 4.0円 / m² / 日 	対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	港湾施設占用料・使用料	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 港湾施設占用料	該当なし。 検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋類及びその附属地 (けい留・外かく施設)75円 / m² / 月 (野積場・道路)60円 / m² / 月 (その他)40円 / m² / 月 ・起重機 (けい留・外かく施設)260円 / m² / 月 (野積場・道路)155円 / m² / 月 (その他)105円 / m² / 月 ・管類埋設置 (けい留・外かく施設)160円 / m / 年 (野積場・道路)100円 / m / 年 (その他)60円 / m / 年 ・電柱類(電柱) (けい留・外かく施設)1,590円 / 本 / 年 (野積場・道路)870円 / 本 / 年 (その他)680円 / 本 / 年 ・電柱類(その他の柱類) (けい留・外かく施設)1,590円 / 本 / 年 (野積場・道路)870円 / 本 / 年 (その他)680円 / 本 / 年 ・電柱類(鉄塔) (けい留・外かく施設)1,250 / m² / 年 (野積場・道路)640円 / m² / 年 (その他)500円 / m² / 年 ・架空管 (けい留・外かく施設)125円 / m / 年 (野積場・道路)85円 / m / 年 (その他)55円 / m / 年

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、港湾施設占用料及び使用料の徴収を検討中である。

対 応 策
庵治町の港湾施設占用料及び使用料については、現行のとおりとする。 なお、港湾を取り巻く環境の変化などを踏まえながら、望ましいあり方について、適切な検討を行う。

調 整 案
庵治町の港湾施設占用料及び使用料については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	港湾施設占用料・使用料	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 港湾施設占用料(つづき)		<ul style="list-style-type: none"> ・広告類(標識類) (けい留・外かく施設)400円/本/年 (野積場・道路)360円/本/年 (その他)320円/本/年 ・広告類(看板及び広告板) (けい留・外かく施設)縦1m横70cm当たり6,200円/年 (野積場・道路)縦1m横70cm当たり5,150円/年 (その他)縦1m横70cm当たり5,150円/年 ・その他工作物 (けい留・外かく施設)50円/㎡/月 (野積場・道路)30円/㎡/月 (その他)20円/㎡/月
2 港湾施設使用料	該当なし。 検討中	<ul style="list-style-type: none"> ・けい船料 定期船 1けい留ごとに総トン数1トンにつき0.63円 不定期船 1けい留ごとに総トン数1トンにつき1.24円 ・物揚場使用料 1.85円/㎡/日(初日の使用料は無料) 継続使用10日を超えるものは、超過日数1日1㎡につき2.78円 ・停泊料 1けい留ごとに総トン数1トンにつき0.83円 ・野積場使用料 舗装5.0円/㎡/日 未舗装4.0円/㎡/日 擁壁5.0円/㎡/日 ・久通港の野積場使用料 物揚場使用料1.85円/㎡/日 継続使用10日を超えるものは超過日数2.78円/㎡/日 野積場使用料4.0円/㎡/日

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	漁港開発審議委員会等	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 漁港開発審議委員会	<p>(名称) 高松市漁港開発審議委員会 (設置根拠) 高松市漁港開発審議委員会条例 (目的) 市の管理する漁港及び周辺の利用開発と運営の円滑を期する。 調査審議事項 ・漁港工事の計画及び建設に関する事項 ・漁港施設の建設利用に関する事項 ・漁港周辺地帯の開発整備に関する事項 (委員数) 3名(学識経験者) (任期) 2年</p>	<p>該当なし。</p>
2 振興協会	<p>該当なし。</p>	<p>(名称) 庵治港振興協会 (設置根拠) 庵治港振興協会会則 (目的) 町の管理する港(漁港及び港湾)の施設を研究し、その計画並びに実現を促進して、町の発展向上を期する。 実施事業 ・庵治港の開発改善並びに機能拡充に関する必要事項の調査研究 ・港湾関係当局の諮問に対する答申及び当局に対する請願・陳情 ・庵治港の施設に関する財源、金融方策の研究 ・庵治港の施設運営に関する計画の実現促進 ・その他本会の目的を達成するため必要な事項 (委員数) 28名(町議会議員12名、庵治漁業協同組合長及び理事16名) (任期) それぞれの職務の任期満了まで</p>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・庵治町では、漁港開発審議委員会を設置していない。 ・高松市では振興協会を設置していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 なお、高松市漁港開発審議委員会の委員数を見直し、委員に庵治漁業協同組合長を加えるものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業																																																							
分類	市・町営住宅																																																							
	現		況																																																					
項目	高松市		庵治町																																																					
1 住宅の種類及び戸数	市営住宅	40団地 4,159戸	市営住宅	1団地 4戸																																																				
	一般住宅	3,581戸	一般住宅	-																																																				
	改良住宅	572戸	改良住宅	-																																																				
	LSA住宅	2戸	LSA住宅	-																																																				
	特公賃住宅	-	特公賃住宅	4戸																																																				
	応急簡易住宅	4戸	応急簡易住宅	-																																																				
2 申込み資格	住所要件なし。		住所要件なし。																																																					
3 住宅使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>3,581</td> <td colspan="2">所得金額により異なる</td> </tr> <tr> <td>改良住宅</td> <td>572</td> <td>4,500</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>LSA住宅</td> <td>2</td> <td>47,000</td> <td>44,000</td> </tr> <tr> <td>特公賃住宅</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>応急簡易住宅</td> <td>4</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般住宅 ・公営住宅法等により定められている。 家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数 市町村立地係数 1.1 利便性係数 0.70 ~ 0.84 LSA住宅 ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等により定められている。 家賃 = 基準値 × 規模係数 × 立法係数</p>		種類	戸数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	3,581	所得金額により異なる		改良住宅	572	4,500	1,900	LSA住宅	2	47,000	44,000	特公賃住宅	-	-	-	応急簡易住宅	4	1,000	1,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>-</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>改良住宅</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>LSA住宅</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特公賃住宅</td> <td>4</td> <td>62,000</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>応急簡易住宅</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>特公賃住宅 ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等により定められている。 家賃 = 基準値 × 規模係数 × 立法係数</p>		種類	戸数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	-	-		改良住宅	-	-	-	LSA住宅	-	-	-	特公賃住宅	4	62,000	50,000	応急簡易住宅	-	-	-
種類	戸数	使用料(円/月)																																																						
		最高	最低																																																					
一般住宅	3,581	所得金額により異なる																																																						
改良住宅	572	4,500	1,900																																																					
LSA住宅	2	47,000	44,000																																																					
特公賃住宅	-	-	-																																																					
応急簡易住宅	4	1,000	1,000																																																					
種類	戸数	使用料(円/月)																																																						
		最高	最低																																																					
一般住宅	-	-																																																						
改良住宅	-	-	-																																																					
LSA住宅	-	-	-																																																					
特公賃住宅	4	62,000	50,000																																																					
応急簡易住宅	-	-	-																																																					

部会名	土木
-----	----

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の種類に差異がある。 ・駐車場使用料及び車庫証明用書類の発行手数料が異なる。 ・住宅使用料及び駐車場使用料の納期限が異なる。 ・庵治町においては、督促手数料を徴収していない。 ・庵治町においては、空家に係る共益費を負担している。
--------	---

対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・庵治町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との格差が生じないように調整するものとする。
-----	--

調整案	<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 庵治町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との格差が生じないように調整するものとする。
-----	--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業																			
分類	市・町営住宅																			
現 況																				
項目	高 松 市		庵 治 町																	
4 駐車場使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">区画数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>520</td> <td>6,000</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>条例施行規則で団地ごとに定めている。</p>	種類	区画数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	520	6,000	2,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区画数</th> <th>使用料(円/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特公賃住宅</td> <td>8</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>条例施行規則で定めている。</p>	種類	区画数	使用料(円/月)	特公賃住宅	8	2,000		
種類	区画数			使用料(円/月)																
		最高	最低																	
一般住宅	520	6,000	2,000																	
種類	区画数	使用料(円/月)																		
特公賃住宅	8	2,000																		
5 車庫証明用書類の発行手数料	350円		300円																	
6 督促手数料	100円		徴収規定なし。																	
7 住宅使用料及び駐車場使用料の納期限	毎月末日(末日が土・日・祝日の場合は翌日)		毎月25日(25日が土・日・祝日の場合は翌日)																	
8 空家に係る共益費負担	該当なし。		2,500円/月																	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 建設関係事業	
分類	特定優良賃貸住宅制度	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 目的	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、民間の土地所有者や住宅供給公社等による賃貸住宅の供給に対して、建設費補助その他の助成制度を創設し、中堅所得者世帯向けの良質な賃貸住宅の供給を促進することで、民間賃貸住宅ストックの質的向上を図り、もって市民の住生活の安定と良好な地域形成に資することを目的とする。	該当なし。
2 認定基準	<p>主な要件</p> <p>1団地の住宅戸数が10戸以上であること。</p> <p>住戸面積は1団地平均で65㎡以上など、市長が定める建設基準に適合すること。</p> <p>入居者の資格が、同居親族のいる中堅所得者であること。</p>	
3 補助の内容	共同施設等の整備に要する費用の2/3 家賃と入居者負担額との差額	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-14 建設関係事業	
分類	高齢者向け優良賃貸住宅制度	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 目的	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、民間の土地所有者や社会福祉法人などによる高齢者の身体機能に対応した設計・設備など高齢者に配慮した良質な賃貸住宅の供給に対し、建設費補助や家賃減額補助を行い、増大する高齢者単身や高齢者夫婦世帯等の居住の安定を図ることを目的とする。	該当なし。
2 認定基準	<p>主な要件</p> <p>供給戸数が5戸以上であること。</p> <p>構造が耐火または準耐火であること。</p> <p>住戸面積は1戸当たりの以下面積が、原則25㎡以上であること。</p> <p>高齢者の身体機能に対応した設計・設備であること。</p> <p>緊急時に対応したサービスの利用が可能なこと。</p>	
3 補助の内容	<p>建設費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の土地所有者による供給の場合 共同施設等の整備に要する費用の2/3 ・ 社会福祉法人等による供給の場合 住宅の建設費用の1/3 <p>家賃減額補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃と入居者負担額との差額 	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

「下水道事業について」に関する資料

公共下水道事業計画について	136
下水道使用料について	137
受益者負担金について	138
水洗便所改造資金支援制度について	139
合併処理浄化槽設置に対する補助について	140
雨水利用について	141~142
排水設備設置助成について	143
(参考資料)下水道使用料比較表	144

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 下水道事業	
分類	公共下水道事業計画	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 計画概要	<p>事業名:高松市公共下水道事業 (高松市の東部処理区)</p> <p>[全体計画]</p> <p>・都市計画決定区域 3,241.2ha(全体3,348.2ha)</p> <p>・計画人口 164,230人(166,680人)</p> <p>[事業計画区域]</p> <p>・事業計画区域 3,241.2ha</p> <p>・計画人口 164,230人</p> <p>事業名:高松市流域関連公共下水道事業 流域下水道名:香東川流域下水道 (高松市の西部処理区)</p> <p>[全体計画]</p> <p>・都市計画決定区域 1,545.2ha(全体2,124ha)</p> <p>・計画人口 75,770人(84,620人)</p> <p>[事業計画区域]</p> <p>・事業計画区域 1,500.2ha</p> <p>・計画人口 75,520人</p>	<p>事業名:庵治町特定環境保全公共下水道</p> <p>[全体計画]</p> <p>・計画面積 320 ha</p> <p>・計画人口 5,500 人</p> <p>[事業計画区域]</p> <p>・事業計画区域 145.5 ha</p> <p>・計画人口 4,760 人</p>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策
庵治町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

調 整 案
庵治町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-17 下水道事業																																																
分類	下水道使用料																																																
現 況																																																	
項目	高 松 市		庵 治 町																																														
1 使用料	単位:円		単位:円																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般汚水</td> <td>汚水排除量が8m³まで</td> <td>810</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が8m³を超え13m³まで(1・につき)</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が13m³を超え20m³まで(1m³につき)</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量20m³を越え50m³まで(1m³につき)</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量50m³を越え500m³まで(1m³につき)</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量500m³を越えるもの(1m³につき)</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>湯屋業</td> <td>1m³につき</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>	種別	従量使用料		単位	金額	一般汚水	汚水排除量が8m ³ まで	810	汚水排除量が8m ³ を超え13m ³ まで(1・につき)	95	汚水排除量が13m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	100	汚水排除量20m ³ を越え50m ³ まで(1m ³ につき)	140	汚水排除量50m ³ を越え500m ³ まで(1m ³ につき)	175	汚水排除量500m ³ を越えるもの(1m ³ につき)	205	湯屋業	1m ³ につき	35	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>金額</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般汚水</td> <td rowspan="5">10m³まで</td> <td rowspan="5">2,000</td> <td>汚水排除量が10m³を超え20m³まで(1m³につき)</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が20m³を超え30m³まで(1m³につき)</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量30m³を越え50m³まで(1m³につき)</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量50m³を越え100m³まで(1m³につき)</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量100m³を越えるもの(1m³につき)</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td></td> <td></td> <td>1m³につき</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基本料金		従量使用料		汚水量	金額	単位	金額	一般汚水	10m ³ まで	2,000	汚水排除量が10m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	210	汚水排除量が20m ³ を超え30m ³ まで(1m ³ につき)	220	汚水排除量30m ³ を越え50m ³ まで(1m ³ につき)	230	汚水排除量50m ³ を越え100m ³ まで(1m ³ につき)	240	汚水排除量100m ³ を越えるもの(1m ³ につき)	250	公衆浴場			1m ³ につき
種別	従量使用料																																																
	単位	金額																																															
一般汚水	汚水排除量が8m ³ まで	810																																															
	汚水排除量が8m ³ を超え13m ³ まで(1・につき)	95																																															
	汚水排除量が13m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	100																																															
	汚水排除量20m ³ を越え50m ³ まで(1m ³ につき)	140																																															
	汚水排除量50m ³ を越え500m ³ まで(1m ³ につき)	175																																															
	汚水排除量500m ³ を越えるもの(1m ³ につき)	205																																															
湯屋業	1m ³ につき	35																																															
種別	基本料金		従量使用料																																														
	汚水量	金額	単位	金額																																													
一般汚水	10m ³ まで	2,000	汚水排除量が10m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	210																																													
			汚水排除量が20m ³ を超え30m ³ まで(1m ³ につき)	220																																													
			汚水排除量30m ³ を越え50m ³ まで(1m ³ につき)	230																																													
			汚水排除量50m ³ を越え100m ³ まで(1m ³ につき)	240																																													
			汚水排除量100m ³ を越えるもの(1m ³ につき)	250																																													
公衆浴場			1m ³ につき	80																																													
	平均的使用量(18m ³ /月) 1,874円 平成19年度に見直しを行う。		平均的使用量(18m ³ /月) 3,860円																																														
2 徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・隔月定例日検針 ・水道局に徴収委託 ・口座振替又は納入通知書による納付 		<ul style="list-style-type: none"> ・毎月定例日検針 ・上下水道課上水道係に徴収委託 ・口座振替又は納入通知書による納付 																																														
3 納入期限・納入場所	(納入期限) 翌月15日 口座振替は翌月14日 (納入場所) 出納取扱金融機関、収納取扱金融機関、コンビニエンスストア		(納入期限) 翌月の末日 口座振替は翌月の末日(原則) (納入場所) 指定金融機関																																														

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
使用料、徴収方法及び納入期限・納入場所が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 下水道事業	
分類	受益者負担金	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 対象者	賦課対象区域内の土地に係る受益者	高松市と同じ。
2 負担金額	対象の地積に1㎡当り150円を乗じて得た金額 (ただし、10円未満の負担金額は切り捨て)	対象の地積に1㎡当り350円を乗じて得た金額に、 1画地当たり135,000円を加えた金額(ただし、100円 未満は切り捨て)
3 徴収方法	5年間の分割払で、年2期(7・11月)の10回均等払い(1,000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。	3年間の分割払で、年3期(6・9・12月)の9回均等払い(1,000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。
4 賦課時期	賦課対象区域の告示後、一括賦課	高松市と同じ。
5 報奨金制度	納期前に納付した負担金 × 1 / 3 0 0 × 納期前月数の合計	納期前に納付した分担金 × 5 / 1 0 0 0 × 納期前月数の合計
6 減免基準	<p>1 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している土地</p> <p>2 国または地方公共団体が、その企業の用に供している土地</p> <p>3 国または地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地</p> <p>4 私鉄用地、学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受けている者の土地または使用する土地、文化財である土地あるいは建物・工作物の土地、自治会が所有し、あるいは使用している土地</p> <p>5 その他市長が特に必要と認める土地</p>	<p>1 高松市と同じ。</p> <p>2 高松市と同じ。</p> <p>3 高松市と同じ。</p> <p>4 学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受けている者の土地または使用する土地、文化財である土地あるいは建物・工作物の土地、自治会が所有し、あるいは使用している土地</p> <p>5 その他町長が特に必要と認める土地</p>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
負担金額、徴収方法、報奨金制度及び減免基準に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 17 下水道事業	
分類	水洗便所改造資金支援制度	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	(水洗便所改造資金貸付制度) 汲取り便所を水洗便所に改造または、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の貸付を行う。	(水洗便所改造資金融資あっせん等制度) 汲取り便所を水洗便所に改造又は、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の融資のあっせんを行うとともに、当該資金を融資した指定金融機関に対し、利子補給を行う。
2 貸付・融資あっせん額	・汲取り便所改造の場合 1戸につき40万円以内 ・浄化槽廃止の場合 1槽につき20万円以内	改造工事1件につき5万円以上50万円以内
3 利率	無利子	高松市と同じ。
4 償還方法	貸付を受けた翌月から1か月当たり1万円の均等分割払い	高松市と同じ。(償還月数50月以内)

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
制度の内容及び貸付・融資あっせん額に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-17 下水道事業																																				
分類	合併処理浄化槽設置に対する補助																																				
	現 況																																				
項目	高 松 市	庵 治 町																																			
1 合併処理浄化槽設置整備事業補助	<p>(補助対象者) 専用住宅(主に居住の用に供する建物で小規模店舗を併設した住宅を含む。)に設置する者 (補助限度額)</p> <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>445,000円</td></tr> <tr><td>6~7人槽</td><td>514,000円</td></tr> <tr><td>8~10人槽</td><td>648,000円</td></tr> <tr><td>11~20人槽</td><td>981,000円</td></tr> <tr><td>21~30人槽</td><td>1,668,000円</td></tr> <tr><td>31~50人槽</td><td>2,238,000円</td></tr> </table> <p>5~10人槽について市単独の上乗せがある。</p>	5人槽	445,000円	6~7人槽	514,000円	8~10人槽	648,000円	11~20人槽	981,000円	21~30人槽	1,668,000円	31~50人槽	2,238,000円	<p>(補助対象者) 専用住宅(主に居住の用に供する建物で小規模店舗を併設した住宅を含む。)に設置する者 (補助限度額)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>町長が定める地域</td> <td>町長が定める地域以外</td> </tr> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000円</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>6~7人槽</td> <td>463,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>8~10人槽</td> <td>824,000円</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>11人槽以上</td> <td>別途協議</td> <td>別途協議</td> </tr> </table> <p>町長が将来においても生活排水処理を合併処理浄化槽で行うと定めた地域 (補助限度額)</p> <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>600,000円</td></tr> <tr><td>6~7人槽</td><td>800,000円</td></tr> <tr><td>8~10人槽</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>11人槽以上</td><td>別途協議</td></tr> </table>		町長が定める地域	町長が定める地域以外	5人槽	354,000円	100,000円	6~7人槽	463,000円	150,000円	8~10人槽	824,000円	200,000円	11人槽以上	別途協議	別途協議	5人槽	600,000円	6~7人槽	800,000円	8~10人槽	1,000,000円	11人槽以上	別途協議
	5人槽	445,000円																																			
6~7人槽	514,000円																																				
8~10人槽	648,000円																																				
11~20人槽	981,000円																																				
21~30人槽	1,668,000円																																				
31~50人槽	2,238,000円																																				
	町長が定める地域	町長が定める地域以外																																			
5人槽	354,000円	100,000円																																			
6~7人槽	463,000円	150,000円																																			
8~10人槽	824,000円	200,000円																																			
11人槽以上	別途協議	別途協議																																			
5人槽	600,000円																																				
6~7人槽	800,000円																																				
8~10人槽	1,000,000円																																				
11人槽以上	別途協議																																				
	<p>なお、専用住宅を販売又は賃貸しようとする場合、市税を滞納している者等については、次の補助限度額となる。 (補助限度額)</p> <table border="1"> <tr><td>5人槽</td><td>354,000円</td></tr> <tr><td>6~7人槽</td><td>411,000円</td></tr> <tr><td>8~10人槽</td><td>519,000円</td></tr> <tr><td>11~20人槽</td><td>981,000円</td></tr> <tr><td>21~30人槽</td><td>1,668,000円</td></tr> <tr><td>31~50人槽</td><td>2,238,000円</td></tr> </table>	5人槽	354,000円	6~7人槽	411,000円	8~10人槽	519,000円	11~20人槽	981,000円	21~30人槽	1,668,000円	31~50人槽	2,238,000円																								
5人槽	354,000円																																				
6~7人槽	411,000円																																				
8~10人槽	519,000円																																				
11~20人槽	981,000円																																				
21~30人槽	1,668,000円																																				
31~50人槽	2,238,000円																																				

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助限度額に差異がある。 ・高松市では、市税滞納者等に対して、異なる補助限度額を適用している。</p>

対 応 策
<p>・高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりにする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりにする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 下水道事業		部会名	土木
分類	雨水利用			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 雨水流出抑制 施設整備助成	<p>(内容) 雨水等を雑用水として利用するために貯留する施設を設置する際、その費用の一部を助成</p> <p>(補助対象者) 個人・法人</p> <p>(助成額) 小規模施設 雨水貯留施設購入価格の1/2(上限10万円) 中・大規模施設 1m³につき4万円(上限100万円)。ただし、有効貯留水量が25m³を超えるもので、雨水に排水を混入して雑排水として利用するための簡易浄化装置を設置する場合は、25m³を超える部分について2万円/m³を加算(上限150万円)。</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 下水道事業							
分類	排水設備設置助成							
	現 況							
項目	高 松 市	庵 治 町						
1 排水設備設置助成	該当なし。	<p>(内容) 全額自己負担で汲取り便所を水洗便所に改造又は浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の一部を助成する。</p> <p>(助成額)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用開始後1年以内</td> <td>3.5万円</td> </tr> <tr> <td>供用開始後2年以内</td> <td>2.0万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	限度額	供用開始後1年以内	3.5万円	供用開始後2年以内	2.0万円
区分	限度額							
供用開始後1年以内	3.5万円							
供用開始後2年以内	2.0万円							

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、排水設備設置費助成を実施していない。

対 応 策
排水設備設置助成の取扱いについては、合併時まで調整する。

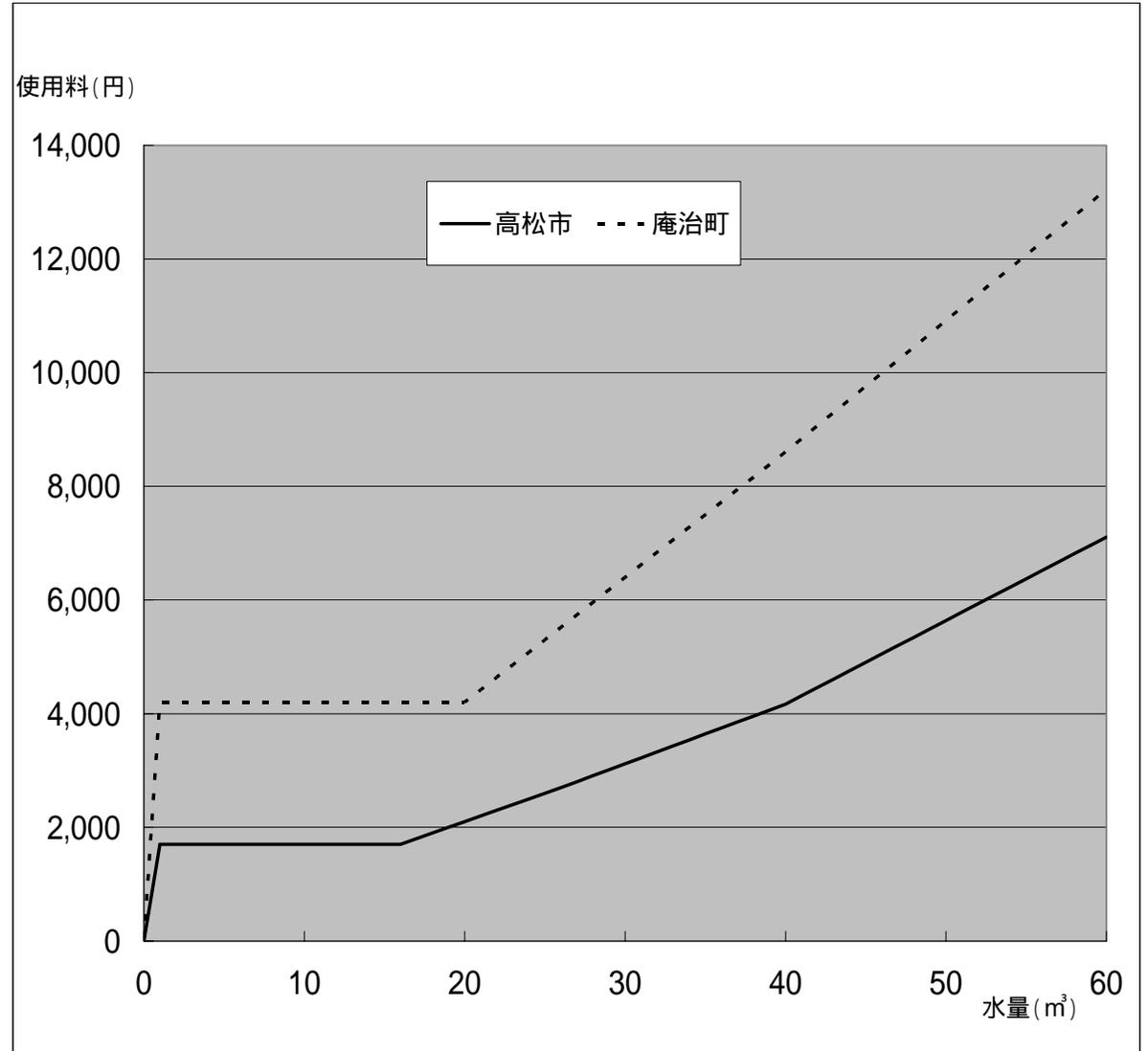
調 整 案
排水設備設置助成の取扱いについては、合併時まで調整する。

下水道使用料比較表

(参考資料)

2か月分、税込み、単位:円

水量(m ³)	高松市	庵治町	水量(m ³)	高松市	庵治町
1	1,701	4,200	31	3,223	6,620
2	1,701	4,200	32	3,328	6,840
3	1,701	4,200	33	3,433	7,060
4	1,701	4,200	34	3,538	7,280
5	1,701	4,200	35	3,643	7,500
6	1,701	4,200	36	3,748	7,720
7	1,701	4,200	37	3,853	7,940
8	1,701	4,200	38	3,958	8,160
9	1,701	4,200	39	4,063	8,380
10	1,701	4,200	40	4,168	8,610
11	1,701	4,200	41	4,315	8,840
12	1,701	4,200	42	4,462	9,070
13	1,701	4,200	43	4,609	9,300
14	1,701	4,200	44	4,756	9,530
15	1,701	4,200	45	4,903	9,760
16	1,701	4,200	46	5,050	9,990
17	1,800	4,200	47	5,197	10,220
18	1,900	4,200	48	5,344	10,450
19	2,000	4,200	49	5,491	10,680
20	2,100	4,200	50	5,638	10,920
21	2,199	4,420	51	5,785	11,150
22	2,299	4,640	52	5,932	11,380
23	2,399	4,860	53	6,079	11,610
24	2,499	5,080	54	6,226	11,840
25	2,598	5,300	55	6,373	12,070
26	2,698	5,520	56	6,520	12,300
27	2,803	5,740	57	6,667	12,530
28	2,908	5,960	58	6,814	12,760
29	3,013	6,180	59	6,961	12,990
30	3,118	6,400	60	7,108	13,230



「消防防災関係事業について」に関する資料

常備消防について	146~148
防災団体等について	149
地域防災計画について	150
防災行政無線について	151

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 18 消防防災関係事業	
分類	常備消防	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 運営主体	高松市	讃岐地区広域消防組合 (一部事務組合)
2 組織体制	<p>消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 予防課 — 消防防災課 — 情報指令課 — 北消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 朝日分署 — 南消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 太田出張所 — 仏生山出張所 — 円座出張所 — 東消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 川添出張所 — 山田出張所 — 西消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 綾歌東部分署 — 国分寺出張所 	<p>消防本部 (三木町)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 予防課 — 警防課 — 消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 東分署 (牟礼町) — 西分署 (香川町) <p>(参考) 一部事務組合の行政機構図</p> <pre> graph TD A[関係6町] --- B[管理者] A --- C[組合議会議員] B --- D[副管理者] D --- E[収入役] D --- F[幹事] F --- G[消防本部] H[監査委員] --- B </pre>
3 消防署所	1局 4署 2分署 6出張所	1本部 1署 2分署

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
運営主体に差異がある。

対 応 策
常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。

調 整 案
常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 18 消防防災関係事業	
分類	常備消防	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
4 人員	消防局 <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 13人 — 予防課 19人 — 消防防災課 6人 — 情報指令課 19人 — 北消防署 69人 <ul style="list-style-type: none"> — 朝日分署 32人 — 南消防署 46人 <ul style="list-style-type: none"> — 太田出張所 12人 — 仏生山出張所 12人 — 円座出張所 18人 — 東消防署 38人 <ul style="list-style-type: none"> — 川添出張所 12人 — 山田出張所 18人 — 西消防署 38人 <ul style="list-style-type: none"> — 綾歌東部分署 21人 — 国分寺出張所 12人 <p style="text-align: center;">計 385 人</p>	消防本部 <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 5人 (県派遣1人) — 予防課 7人 — 警防課 9人 — 消防署 28人 <ul style="list-style-type: none"> — 東分署 25人 — 西分署 25人 <p style="text-align: center;">計 99 人</p>

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 18 消防防災関係事業							
分類	常備消防							
		現況						
項目	高松市		庵治町					
5 消防車両	消防局	局指令車	1	広報車	2	消防本部	火災原因調査車	1
		調査車	1	支援車	1	(三木町)	査察車	1
		査察車(軽)	2	積載車(軽)	1		連絡車	2
	北消防署	指令車	1	救助工作車	1	消防署	防火号	1
		タンク車	1	広報車	1		救助工作車	1
		ポンプ車	1	査察車	1		指令車	1
		梯子車	2	積載車	1		消防ポンプ自動車	2
		化学起動車	1	電源照明車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1
		高規格救急車	2	水槽車	1		軽四積載車	1
							高規格救急車	2
	朝日分署	ポンプ車	1	高規格救急車	1	東分署	梯子付消防ポンプ自動車	1
		化学車	2	査察車	1		(牟礼町)	消防ポンプ自動車
	南消防署	指令車	1	梯子車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1
		タンク車	1	広報車	1		軽四積載車	1
		救助工作車	1	査察車	1		広報車	1
		高規格救急車	1				高規格救急車	1
	太田出張所	タンク車	1			西分署	化学消防ポンプ車	1
	仏生山出張所	ポンプ車	1		(香川町)		消防ポンプ自動車	1
	円座出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1
	東消防署	指令車	1	高規格救急車	1		積載車	1
タンク車		1	広報車	1		軽四積載車	1	
ポンプ車		1	査察車(軽)	1		広報車	1	
川添出張所	ポンプ車	1				高規格救急車	1	
山田出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1				
西消防署	指令車	1	高規格救急車	1				
	タンク車	1	広報車	1				
	ポンプ車	1	査察車(軽)	1				
綾歌東部分署	指令車	1	高規格救急車	1				
	ポンプ車	2	査察車(軽)	1				
国分寺出張所	ポンプ車	1						

部会名	消防
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 18 消防防災関係事業	
分類	防災団体等	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 防火団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・高松地区防火安全協会(会員数585事業所) ・高松市幼少年婦人防火委員会 ・高松市幼年・消防消防クラブ連絡協議会 ・高松市幼年消防クラブ(保育園幼稚園20クラブ) ・高松市少年消防クラブ(小学校15クラブ) ・高松市婦人防火クラブ連絡協議会 ・高松市婦人防火クラブ(28クラブ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・庵治幼稚園幼年消防クラブ(幼稚園1クラブ)
2 自主防災組織	<p>(組織数) 326(組織率25.5%)</p> <p>(結成自治会) 407自治会(世帯数35,839)</p> <p>(支援) 高松市防災資機材助成要綱に基づき防災資機材を購入して配布している。</p>	<p>庵治町自主防災組織 (結成自治会) 自治会 23自治会 (組織率100%)</p> <p>(支援) 防災資機材貸与 <ul style="list-style-type: none"> ・三脚付ハロゲン投光器 ・発電機 ・コードリール ・拡声器 ・誘導灯 ・携帯用無線機(トランシーバー) </p>

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
防火団体及び自主防災組織に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 18 消防防災関係事業	
分類	地域防災計画	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 名称	高松市地域防災計画	庵治町地域防災計画
2 策定年度	昭和39年 (平成8年度に震災対策編を作成している。)	昭和42年 (平成9年度に震災対策編を作成している。)
3 目的	市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に係る災害予防、災害応急対策、および災害復旧に関し、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護する。	庵治町における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、これにより防災対策を統合的かつ計画的に推進することを目的とする。
4 計画の内容	一般対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧・復興計画 5 財政金融措置 震災対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画 資料編	一般対策編 1 総則 2 防災機関の業務の大綱 3 災害予防計画 4 災害応急対策計画 5 災害復旧計画 震災対策編 1 総則 2 災害予防編 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
地域防災計画に差異がある。

対 応 策
地域防災計画については、両市町の地域特性等を踏まえ、合併後速やかに庵治町地域を含めた計画に見直す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 18 消防防災関係事業	
分類	防災行政無線	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 目的	市内において、災害が発生し、または発生する恐れがあるとき、市民の安全の確保のため、災害情報の収集及び伝達を円滑に行うことを目的として、設置している。	庵治町の災害時における通信連絡及び日常行政事務に関する広報活動を円滑に行い、行政の推進、生活文化の向上、人命保護、災害の防止等住民の福祉に資するため、設置している。
2 施設	【移動系無線】 施設整備年度 平成2年度 基地局 高松市役所 本庁舎内 移動局数 49局 車載携帯型 25局 集落可搬型 22局 携帯型 2局 周波数MHz 466.7625MHz	【移動系無線】 施設整備年度 昭和53年度 基地局 庵治町役場本庁舎内 移動局数 23局 車載携帯型 14局 集落可搬型 - 携帯型 9局 周波数MHz 151.47MHz
	【同報系無線】 該当なし。 (整備について、検討中。)	【同報系無線】 施設整備年度 平成4年度 基地局 庵治町役場本庁舎内 屋外拡声子局数 17局 戸別受信機設置数 280戸 周波数 69.75MHz
3 戸別受信機	該当なし。	設置資格 町内住民 経費負担 全額住民負担 平成9～10年度自治会に対し設置事業費として、1基5,000円を超える額を補助した。
移動系無線 車載型や携帯型の陸上移動無線局と基地局で通信を行うものであり、主として自治体内の通信手段。 同報系無線 市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の個別受信機を結び、地域住民への災害情報の伝達に活用されるもので、災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態。		

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・無線施設及び周波数が異なる。 ・両市町の基地局の接続方法等を検討する必要がある。 ・高松市では、移動系無線の更新、同報系無線の整備を検討中である。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市において施設の更新を行うまでの間、現行の2波で運用する。 ・両市町の各無線施設の接続方法については、合併時まで調整する。

調 整 案
庵治町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。

「社会教育事業について」に関する資料

生涯学習基本計画について	153
子ども読書活動推進計画について	154
子どもの健全育成について	155~156
留守家庭児童会事業について	157
子ども会活動の促進について	158
P T A 活動の促進について	159
成人式について	160
青年活動の推進について	161
家庭教育等の推進について	162
成人教育の推進について	163
公民館について	164~166
高松市生涯学習センターについて	167
少年育成センター事業について	168
スポーツ団体育成事業について	169~170
スポーツイベント等振興事業について	171
各種スポーツイベント事業について	172
体育指導委員について	173
学校体育施設開放推進事業について	174~175
体育施設管理運営について	176~178

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	生涯学習基本計画	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 生涯学習基本計画	<p>(概要等)</p> <p>市民の学習意欲が高まる中、平成7年6月に策定した「高松市生涯学習基本計画」に基づき、総合的な学習環境の整備を行ってきたが、社会情勢の変化に的確に対応した計画とするため、平成15年8月に新たに「新高松市生涯学習基本計画(いきいき高松まなびプラン)」を策定し、生涯学習の推進を図るための施策事業の進行管理を行っている。</p> <p>(計画期間)</p> <p>平成15年度～平成19年度</p> <p>(目標)</p> <p>豊かな人間性と学びの輪を育てる生涯学習都市・高松</p> <p>(基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたる学習機会の充実 ・生涯学習における人づくり ・生涯学習における情報化 ・学びの場の充実と活用 ・生涯学習推進体制の強化 	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、生涯学習基本計画が策定されていない。

対 応 策
合併後において、庵治町地域を含めた計画の見直し等を行う。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業		部会名	教育
分類	子ども読書活動推進計画			
	現 況			
項目	高 松 市	庵 治 町		問 題 点 ・ 課 題
1 子ども読書活動推進計画	<p>(概要等) 子どもの読書離れが指摘される中、子どもたちの読書活動を推進するため、「高松市子ども読書活動推進委員会」を設置するとともに、「高松市子ども読書活動推進計画」を策定し、関係施策事業の総合的かつ効果的な推進を図る。</p> <p>(計画期間) 平成16年度～平成20年度</p> <p>(基本方針) 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取り組みの推進 社会的気運を醸成するための啓発・広報活動の推進</p> <p>(重点プロジェクト) ブックスタート ブックリストの作成 ボランティアの養成 一斉読書活動の推進 学校図書館図書整備 学校図書館情報システムの構築・活用 学校図書館指導員の配置 子ども読書まつり</p>	<p>(概要等) 子どもたちの読書活動を推進するため、「庵治町子ども読書活動推進計画」を策定し、総合的かつ効果的な施策の実施を図る。</p> <p>(計画期間) 平成15年度～(終期は定めていない。)</p> <p>(基本方針) 高松市と同じ。</p> <p>(重点プロジェクト) 高松市と同じ。 該当なし。 該当なし。 高松市と同じ。 該当なし。 該当なし。 該当なし。 該当なし。 学校図書館及び町民会館図書室の整備 蔵書情報の整備 町民会館図書室内の子ども読書室の整備</p>		<p>計画の内容に差異がある。</p>
				対 応 策
				<p>合併後において、庵治町地域を含めた計画の見直し等を行う。</p>
				調 整 案
				<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	子どもの健全育成	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 子ども農園	子どもが土に親しみ農作物を育てる喜びと勤労の尊さを体験することにより、健康で情操豊かな子どもの成長を図るため、子ども農園開設に対し、補助している。 (補助基準) 年額50円/m ²	該当なし。
1 子ども外国語教室	子どもが外国語や外国の文化に親しむため、地区公民館において講座を開設している。 ・1教室 小学生20人程度 ・1講座6回 2公民館	該当なし。
3 少年教育指導者派遣事業	学校週5日制に対応し、地域と子どもの結びつきを深めるため、研修会などに、専門的な指導・助言を行う指導員を派遣している。	該当なし。
4 共催事業	【子ども会・指導者講習会】 子ども会・育成会の指導者の知識・技能の習得を図るため講習会を実施している。	子どもの健やかな成長を図るため、教育委員会、青少年健全育成町民会議、PTA協議会などが協力しあって、地域ぐるみで子どもを育てる活動を行っている。 ・小学生通学合宿 ・キッズクラブ ・家族ふれあいつり大会 ・家族手打ちうどん教室 ・子ども天体観測 ・3世代ふれあい交流大会 ・親子クリーン作戦 ・柔道錬成大会 など

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・庵治町では、子ども農園、子ども外国語講座及び少年教育指導者派遣事業を実施していない。 ・共催事業に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域で実施している共催事業については、地域の自主活動事業とする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域で実施している共催事業については、地域の自主活動事業とする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業		部会名	教育
分類	子どもの健全育成			
	現 況			
項目	高 松 市	庵 治 町		
4 共催事業 (つづき)	<p>【新春子どもフェスティバル】 親子の人間関係や友達との友情を育て、健康で明るい子どもの成長と子ども会活動の発展を図るため実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 毎年2月の第1日曜日 ・開催場所 中央公園など ・主な内容 すもう大会、ドッジボール大会、かるた大会など <p>【フットベースボール大会】 子どもの健康増進を図るとともに、友情、団結等を培うため、校区対抗子ども会フットベースボール大会を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 毎年8月中旬 ・開催場所 西部運動センター 		問 題 点 ・ 課 題	
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	留守家庭児童会事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 留守家庭児童会事業	<p>・留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に留守家庭児童会を開設し、指導員が保護者に代わって生活指導を行っている。</p> <p>(対象) 小学校低学年(1～3年生) (開設数) 29教室 (定員) 各教室 40人 (開設時間等) 平日 放課後～午後6時 長期休業期間等 午前8時30分～午後6時 (開設場所) 小学校内専用施設 (保護者負担) 月額5,000円 (運営方法) 管理は教育委員会で直営、運営は児童会ごとに運営委員会を置き、その運営に当たる。</p> <p>・放課後児童クラブで、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊びおよび生活の場を与えてその健全な育成を図っている。(川島放課後児童クラブ)</p> <p>(対象) 小学校低学年(1～3年生) (開設数) 1ヵ所 (定員) 50人 (開設時間等) 平日 放課後～午後6時 土曜日 午前8時30分～午後6時 長期休業中 午前8時30分～午後6時 (開設場所) 小学校敷地外の市有地 (利用者負担金) 月～金の利用者 月額5,000円 月～土の利用者 月額7,000円 (運営方法) 管理・運営を地元団体に委託</p>	<p>・留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に留守家庭児童会を開設し、指導員が保護者に代わって生活指導を行っている。</p> <p>(内容) 高松市と同じ。 (対象) 高松市と同じ。 (開設数) 1教室 (定員) 30人 (開設時間等) 8月を除く 平日:午後1時～午後5時30分(4月～9月) :午後1時～午後5時(10月～3月) (開設場所) 小学校内専用施設 (保護者負担) 無料 (運営方法) 教育委員会が管理運営</p>

部 会 名	健康福祉・教育
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題	保護者負担、利用日及び利用時間が異なる。
-------------	----------------------

対 応 策	<p>・庵治町の留守家庭児童会は、高松市の留守家庭児童会として引き継ぐ。</p> <p>・利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>・保護者負担については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度から3年度目に高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
-------	--

調 整 案	<p>庵治町の放課後留守家庭児童会は、高松市の放課後留守家庭児童会として引き継ぐ。</p> <p>庵治町の放課後留守家庭児童会の利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、保護者負担については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目に高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
-------	---

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	子ども会活動の促進	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	子ども会活動の充実と子どもの健全育成を図るため、団体に対して、補助金を交付している。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市子ども会育成連絡協議会 単位子ども会数 653子ども会 子ども会員数 14,953人 平成16年度実績 1,993千円 ・高松市校区子ども会育成連絡協議会 校区子ども会数 41子ども会 平成16年度実績 963千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町こども会育成連絡協議会 単位子ども会数 20子ども会 子ども会員数 292人 平成16年度実績 150千円 <p>該当なし。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象団体等に差異がある。 ・庵治町では、校区子ども会がない

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ・庵治町子ども会育成連絡協議会については、高松市子ども会育成連絡協議会への統合を促す。 ・庵治町地域において、校区子ども会の設立を促すとともに、設立後、高松市子ども会育成連絡協議会への加入を促す。 ・庵治町地域の子ども会組織への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整する。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の子ども会組織への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	PTA活動の促進	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 内容	PTA活動の推進・発展及び学校・家庭・地域社会の相互連携による児童・生徒の健全育成を図るため、団体に対して、運営補助金を交付する。	PTA活動の推進・発展及び幼稚園・学校・家庭・地域社会の相互連携による児童・生徒の健全育成を図るため、団体に対して、運営補助金を交付する。
2 補助対象団体	<p>高松市PTA連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区数 62校 小学校(市立41 国立1 直島1) 中学校(市立18 国立1 直島1) (ただし、男木は小中学校で1校) ・会員数 30,499人 平成16年度実績 2,000千円 <p>高松市立幼稚園PTA連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園数 18園 ・会員数 2,182人 平成16年度実績 100千円 	<p>庵治町PTA協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区数 4校 幼稚園(町立1) 小学校(町立2) 中学校(町立1) ・会員数 550人 平成16年度実績 30千円

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助対象団体に差異がある。

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町PTA協議会については、高松市PTA連絡協議会及び高松市立幼稚園PTA連絡協議会への統合を促す。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	成人式	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 実施日	毎年 成人の日	毎年 成人の日
2 場所	高松市文化芸術ホール	庵治町役場大会議室
3 対象者	4/2～翌年4/1までに生まれた人 市外に転出している人については、電話申込みにより参加ができる。 平成15年度対象者数 市内在住者 3,751人 市外在住者 341人 計 4,092人	4/2～翌年4/1までに生まれた人 市外に転出している人については、申込みにより参加ができる。 平成15年度対象者数 町内在住者 78人 町外在住者 16人 計 94人
4 内容	記念式典を実施している。	高松市と同じ。
5 主催等	(主催) 高松市・高松市教育委員会 (企画・運営) 成人式運営スタッフ(公募)	(主催) 庵治町 (企画・運営) 庵治町教育委員会 成人者代表
6 記念イベント	成人の日の趣旨を啓発するために、新成人自らが、または、新成人を祝い励ますために市民が、イベント案を企画・提案・実施している。	記念イベントは特に実施していない。 受付、司会は成人者の代表者が行っている。
7 記念品等	対象者全員に記念パンフレットを送付している。	出席者に記念品を配付している。 冊子(マナー事典等)、紅白まんじゅう、記念写真

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
記念イベント、記念品等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	青年活動の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 青年団体の育成事業	市内の青年相互の連携や青年活動の振興に努めている高松市青年連絡協議会に対し、運営補助をしている。 平成16年度実績 225千円	該当なし。
2 青年活動指導員派遣	市内の青年等を対象に指導員を派遣し、仲間づくりや青年活動の活性化を図るとともに、青年団体の指導者として活躍できる人材を育成している。	該当なし。
3 青年寺子屋事業	青年自らが企画・運営して小学生たちと一緒に、学校や家庭から離れて行う体験学習や異年齢層との世代交流を通じて、集団の中で楽しみながら人と触れ合う機会を創出するとともに、青年の資質向上・社会参加を促進している。	該当なし。
4 知的障害者青年教室	知的障害のある青年が、集団活動を通じて、仲間との連帯の輪を広め、人と触れ合う喜びを築いていくとともに、社会人としての知識・技能の習得を図る場として開設している。 ・開設教室数 1教室	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	家庭教育等の推進	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 家庭教育学級	<p>家庭における子どもの教育上の諸問題等について学習する場として家庭教育学級を開設している。</p> <p>・市立小学校、幼稚園家庭教育学級 59学級 ・市民グループ家庭教育学級 12学級</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>・親子体操教室 年8回開催 ・小学校中学校家庭教育学級 年各1回開催</p>
2 家庭教育セミナー	<p>家庭教育の充実を図るため、子どもの発達段階に応じた講座を開設している。</p> <p>・3コース</p>	<p>該当なし。</p>
3 父親のための家庭教育出前講座	<p>父親等を対象に、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、講座を開設している。</p> <p>・10講座</p>	<p>庵治小学校で、保護者の父親等を対象に子育てへの参加を促す講演会を開催している。</p> <p>・年1回開催</p>
4 就学時健診等を活用した子育て講座	<p>就学時健診等を活用して、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、保護者向けに講演・指導を行っている。</p> <p>・対象 市立小学校 41校(年1回開催)</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>・対象 庵治小学校 (年1回開催)</p>
5 思春期の子どもを持つ親のための子育て講座	<p>学校説明会や保護者会等の機会を活用して、思春期の子どもを持つ保護者を対象に講座を開設する。</p> <p>・対象 市立中学校 18校(年2回開催)</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>・対象 庵治中学校 (年2回開催)</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、家庭教育セミナーを実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	成人教育の推進	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 高齢者教室	市内の地区老人クラブ等の申請により、地区公民館等で開設している。 ・41教室	教育委員会主催で、「あじさい大学」を町民会館で開催している。 ・1教室(年9回開催)
2 女性教室	地区婦人会等や市民グループの申請により、地区公民館等で開設している。 ・地区女性教室 39教室 ・市民グループ女性教室 8教室	教育委員会主催で、「レディースクラス」を町民会館で開催している。 ・1教室(年9回開催)

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
実施内容等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業											
分類	公民館											
現 況												
項目	高 松 市					庵 治 町						
1 施設の概要	・地区公民館 41館					・公民館 1館(庵治町民会館)						
	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	(敷地面積) 2,844㎡ (延べ床面積) 1,516㎡ (構造) 鉄筋コンクリート造3階建 (施設概要) 図書室、小会議室、和室、 大会議室、会議室、講座室、 視聴覚室、調理実習室、茶室、 団体室			
	1 二番丁	663.19	450.87	RC2F	22 前田	1,913.86	450.75	RC2F				
	2 四番丁	428.28	450.66	RC2F	23 川添	1,515.05	671.30	RC2F				
	3 亀阜	348.23	450.54	RC2F	24 林	1,143.32	450.64	RC2F				
	4 栗林	1,097.37	450.76	RC2F	25 三谷	1,426.01	450.20	RC2F				
	5 花園	350.00	503.00	RC3F	26 仏生山	1,470.85	650.97	RC2F				
	6 松島	1,159.05	672.11	RC2F	27 一宮	1,904.00	650.77	RC1F				
	7 築地	333.73	450.38	RC2F	28 多肥	1,490.74	450.68	RC2F				
	8 新塩屋町	542.01	450.76	RC2F	29 川岡	1,218.69	450.23	RC2F				
	9 日新	251.23	502.20	RC3F	30 円座	1,403.76	450.63	RC2F				
	10 鶴尾	1,562.51	578.08	RC2F	31 檀紙	2,336.00	450.17	RC2F				
	11 太田	1,516.30	450.79	RC2F	32 弦打	2,024.59	673.48	RC2F				
	12 太田中央	1,500.44	420.38	RC2F	33 鬼無	1,524.67	450.51	RC2F				
	13 太田南	1,919.35	420.15	RC2F	34 香西	1,132.55	650.61	RC2F				
	14 木太	1,697.70	450.71	RC2F	35 下笠居	843.16	522.20	RC2F				
	15 木太南	1,453.66	420.62	RC2F	36 女木	712.56	400.92	SALC2F				
	16 木太北部	1,254.00	420.56	RC2F	37 男木	327.30	400.66	SALC2F				
	17 古高松	1,021.06	450.51	RC2F	38 川島	1,852.81	650.80	RC2F				
	18 古高松南	1,333.81	420.49	RC2F	39 十河	1,251.97	400.86	RC2F				
	19 屋島	1,826.71	450.42	RC2F	40 東植田	1,048.00	400.00	RC2F				
	20 屋島西	1,421.02	424.58	RC2F	41 西植田	1,395.58	400.27	RC2F				
	21 屋島東	2,650.37	420.76	RC2F								
	RC:鉄筋コンクリート SALC:鉄骨造軽量気泡コンクリートパネル張											
	・管理公民館					・管理公民館						
	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	該当なし。							
1	鶴尾中部	86.83	86.83	木造1F								

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題	公民館の開館日、開館時間等に差異がある
-------------	---------------------

対 応 策	庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。
-------	---

調 整 案	庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。
-------	---

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	公民館	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
2 開館時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前9時～午後10時 (ただし、日曜日は午後5時まで) ・休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前9時～午後10時 (ただし、日曜日及び月曜日に当たる国民の祝日に関する法律に規定する祝日については午後5時まで) ・休館日 月曜日(その日が祝日法に規定する祝日に当たるときは、その翌日) 月曜日を除く国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで
3 公民館事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、人権学習・家庭教育・ボランティア学習等の現代的課題や、学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 地域住民の自主的な学習活動として、同好会活動が行われている ・貸館 各地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、各地区公民館のホールや会議室を貸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、趣味や教養を高める文化講座や、学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 高松市と同じ。 ・貸館 地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、町民会館のホールや会議室を貸出している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業																																																			
分類	公民館																																																			
現 況																																																				
項目	高 松 市		庵 治 町																																																	
4 使用料	・公民館使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小会議室 (40㎡未満)</td> <td>220円</td> <td>250円</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>中会議室 (40㎡以上150㎡未満)</td> <td>430円</td> <td>500円</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>大ホール (150㎡以上)</td> <td>870円</td> <td>1,010円</td> <td>1,520円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>650円</td> <td>760円</td> <td>1,140円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房装置</td> <td colspan="3">その室の使用料の2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>公民館活動や同好会活動など、地域住民の教育、学術、文化の増進に資すると認められる場合は、使用料を減免している。</p>			使用時間	午前9時から 正午まで	午後から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	小会議室 (40㎡未満)	220円	250円	370円	中会議室 (40㎡以上150㎡未満)	430円	500円	760円	大ホール (150㎡以上)	870円	1,010円	1,520円	調理実習室	650円	760円	1,140円	冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額																											
	使用時間	午前9時から 正午まで	午後から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																																																
小会議室 (40㎡未満)	220円	250円	370円																																																	
中会議室 (40㎡以上150㎡未満)	430円	500円	760円																																																	
大ホール (150㎡以上)	870円	1,010円	1,520円																																																	
調理実習室	650円	760円	1,140円																																																	
冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額																																																			
	・庵治町公民館使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">午前・午後</th> <th colspan="2">夜 間</th> </tr> <tr> <th>通常額</th> <th>減免額</th> <th>通常額</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階 小会議室</td> <td>600円</td> <td>200円</td> <td>800円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1階 和室</td> <td>1,100円</td> <td>350円</td> <td>1,700円</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>2階 大会議室</td> <td>1,300円</td> <td>400円</td> <td>1,700円</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>2階 会議室</td> <td>1,100円</td> <td>350円</td> <td>1,500円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>2階 講座室</td> <td>1,100円</td> <td>350円</td> <td>1,500円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>2階 視聴覚室</td> <td>1,100円</td> <td>350円</td> <td>1,500円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>2階 調理室</td> <td>1,100円</td> <td>1,100円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>2階 茶室</td> <td>1,100円</td> <td>350円</td> <td>1,500円</td> <td>450円</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房を使用する場合は、1時間につき大会議室と和室については1,000円、その他については200円加算する。 減額団体については午前、午後、夜間それぞれ1回につき1時間の料金を加算する。</p>			区 分	午前・午後		夜 間		通常額	減免額	通常額	減免額	1階 小会議室	600円	200円	800円	200円	1階 和室	1,100円	350円	1,700円	550円	2階 大会議室	1,300円	400円	1,700円	550円	2階 会議室	1,100円	350円	1,500円	450円	2階 講座室	1,100円	350円	1,500円	450円	2階 視聴覚室	1,100円	350円	1,500円	450円	2階 調理室	1,100円	1,100円	1,500円	1,500円	2階 茶室	1,100円	350円	1,500円	450円
区 分	午前・午後		夜 間																																																	
	通常額	減免額	通常額	減免額																																																
1階 小会議室	600円	200円	800円	200円																																																
1階 和室	1,100円	350円	1,700円	550円																																																
2階 大会議室	1,300円	400円	1,700円	550円																																																
2階 会議室	1,100円	350円	1,500円	450円																																																
2階 講座室	1,100円	350円	1,500円	450円																																																
2階 視聴覚室	1,100円	350円	1,500円	450円																																																
2階 調理室	1,100円	1,100円	1,500円	1,500円																																																
2階 茶室	1,100円	350円	1,500円	450円																																																

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業																															
分類	高松市生涯学習センター																															
現 況																																
項目	高 松 市	庵 治 町																														
1 概要	(所在地) 高松市片原町11番地1(むうぶ片原町ビル内) (延床面積) 3,186.24㎡ (構造) 鉄骨鉄筋コンクリート造13階建ての1階から4階までの各階の一部 (施設) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>301㎡</td> <td>220人</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>224㎡</td> <td>90人</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>84㎡</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>18畳</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>OA実習室</td> <td>91㎡</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>90㎡</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>90㎡</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>84㎡</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>市民ギャラリー</td> <td>66㎡</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	面積	定員	多目的ホール	301㎡	220人	大研修室	224㎡	90人	小研修室	84㎡	42人	和室	18畳	24人	OA実習室	91㎡	20人	実習室	90㎡	32人	音楽室	90㎡	16人	視聴覚室	84㎡	42人	市民ギャラリー	66㎡		該当なし。
施設名	面積	定員																														
多目的ホール	301㎡	220人																														
大研修室	224㎡	90人																														
小研修室	84㎡	42人																														
和室	18畳	24人																														
OA実習室	91㎡	20人																														
実習室	90㎡	32人																														
音楽室	90㎡	16人																														
視聴覚室	84㎡	42人																														
市民ギャラリー	66㎡																															
2 事業概要	高松市生涯学習カレッジ 高松市生涯学習推進事業 指導者・ボランティア養成事業																															
3 生涯学習情報システム	市民の学習活動を支援するため、人材・イベント・施設情報等の各種学習情報の提供、施設予約管理及び事業管理等の各種機能を持つ生涯学習情報システムを運営している。																															

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	少年育成センター事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町		
1 実施主体	高松市が運営	庵治町が運営		問 題 点 ・ 課 題
2 事業内容	<p>(巡視・補導業務) 問題行動や非行防止のための巡視補導を行う。 (相談業務) 青少年の多様な悩みに相談対応する。 (地区住民会議サポート) 地域住民の健全育成活動を支援するため、高松市青少年健全育成市民会議に対して補助金を交付している。 なお、各校区ごとの青少年健全育成連絡協議会に対しては、高松市青少年健全育成市民会議から、活動費を助成している。</p> <p>(その他) 環境浄化・広報啓発・研修等を行う。</p>	<p>(巡視・補導業務) 高松市と同じ。 (相談業務) 高松市と同じ。 (地区住民会議サポート) 地域住民の健全育成活動を支援するため、庵治町青少年健全育成町民会議へ補助金を交付している。</p> <p>(その他) 高松市と同じ。</p>		対 応 策
				<p>高松市の制度に統一する。 庵治町青少年健全育成町民会議については、高松市青少年育成市民会議への統合を促す。 なお、活動支援方法等については、庵治町の地域活動の実情を考慮する中で、適切に対応するものとする。</p>
				調 整 案
				高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	スポーツ団体育成事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 体育協会	<p>(名称) 高松市体育協会 (加盟団体) 27 団体 (活動内容) 自主的に行う大会や、スポーツ教室・講座の開催を奨励し、高松市における競技力の向上と競技の普及・振興を図っている。 (補助金) 2,700千円 競技団体補助金 @50千円×27団体 = 1,350千円 選手育成補助金 1,350千円</p>	<p>(名称) 庵治町体育協会 (加盟団体) 9 団体 (活動内容) 自主的に行う大会や、講習会の開催を奨励し、庵治町における競技力の向上と競技の普及・振興を図っている。 (補助金) 1,200千円</p>
2 地区体育協会	<p>(名称) 高松市地区体育協会 (地区数) 市内 37地区 (活動内容) 地区で行うスポーツ大会・教室・講座を奨励し、住民の健康・体力づくりの増進や、地域における生涯スポーツの振興を図っている。 (補助金) 6,100千円 地区体協補助金 @150千円×37団体 = 5,550千円 連絡協議会補助金 1,350千円</p>	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会及びスポーツ少年団への補助に差異がある。 ・庵治町では、地区体育協会がない。 ・スポーツ少年団の登録料等に差異がある。 ・高松市スポーツ少年団では、日没後の練習を認めていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ・庵治町体育協会については、高松市体育協会への統合を促す。 ・庵治町地域において、地区体育協会の組織化を促すものとする。 ・庵治町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。 ・庵治町地域のスポーツ少年団の新規登録窓口については、現行のとおりとする。 ・庵治町地域のスポーツ少年団の練習時間帯については、指導者確保の観点から、日没後も認めることとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域における体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年から4年度目において高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	スポーツ団体育成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
3 高松市体力 づくり市民会議	<p>(名称) 高松市体力づくり市民会議 (加盟団体) 16団体 (活動内容) いつでもどこでもできる生涯スポーツを推進。有酸素運動の提唱、実践。 (補助金) 構成団体補助金 160千円 @10千円×16団体=160千円</p>	<p>(名称) 庵治町体力づくり推進協議会 (加盟団体) 庵治町体育指導委員、庵治町教育委員会事務局職員 (活動内容) 町民の体力づくり運動を推進。 (補助金) 補助金 150千円</p>
4 スポーツ少年団	<p>(名称) 高松市スポーツ少年団 (登録数) 157団体 (人数) 3,627人 (登録料) 指導者1,500円(国700円、県300円、市500円) 団員 700円(国300円、県200円、市200円)</p> <p>(受付窓口) 高松市市民スポーツ課 (専門委員会) 軟式野球・剣道・バレーボール・サッカー・ソフトボール・バドミントン・その他種目〔7専門委員会〕 (活動内容) 種目別交流大会の開催や、スポーツ少年団認定員養成講習会、巡回指導者講習会を開催している他、中高生の団員によるリーダー会活動等を行っている。 (練習時間帯) 日没まで (補助金) 矢島町・高松市スポーツ少年団交流事業補助金 100千円 各スポーツ少年団が交互に訪問、受け入れを行う事業に対する補助 (負担金) スポーツ少年団認定員養成講習会事業負担金 61千円</p>	<p>(名称) 庵治町スポーツ少年団 (登録数) 4団体 (人数) 147人 (登録料) 指導者 1,000円(国700円、県300円) 団員 500円(国300円、県200円)</p> <p>(受付窓口) 庵治町教育委員会事務局 (専門委員会) なし</p> <p>(活動内容) 軟式野球、バレーボール、柔道、剣道の4種目の団体が活動している他、国や県の研修会や交流大会への参加をしている。 (練習時間帯) 特に定めていない (補助金) 400千円 (負担金) なし</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業		部 会 名	教 育
分 類	スポーツイベント等振興事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 市 町		問 題 点 ・ 課 題
1 市・町民スポーツ大会	<p>(名称) 高松市民スポーツフェスティバル (開催時期) 9月～10月 (内容) ・小学校区対抗競技大会(校区別) リレー競技 ゲートボール競技 ボウリング競技 卓球競技 バレーボール競技 ソフトボール競技 バドミントン競技 インディアカ競技 ・屋島一周クオーターマラソン 広域都市圏(周辺10町)オープン競技 ・スポーツ・レクリエーション大会「トリムの祭典」 フリー参加型スポーツイベント (運営) 高松市民スポーツフェスティバル実行委員会 概要 企画、運営、広報、参加促進、関係機関及び 団体との連絡調整等 (主管団体) 高松市体育協会 高松市地区体育協会 体力づくり市民会議 高松市体育指導委員連絡協議会</p>	<p>(名称) 庵治町民運動会 (開催時期) 5月(連休後) (内容) ・自治会対抗リレー競技 ・レクリエーション競技等 (運営) 庵治町職員で運営 (主催) 庵治町 (経緯・現状) 平成8年までは、毎年実施していたが、隔 年で行うことが決定。 平成10年実施後、町の節目の年に行うこ とに決定。 平成13年に町制30周年記念として実 施。以降実施されていない。</p>	<p>・市・町民スポーツ大会の内容等に差異がある。 ・庵治町では、地区運動会を開催していない</p>	
				対 応 策
				<p>・高松市の制度に統一する。 ・庵治町の町民運動会は、高松市の地区運動会として取り扱うものとし、補助については、庵治町地域のスポーツ振興を図る観点から、適切に対応する。</p>
				調 整 案
				<p>高松市の制度に統一する。</p>
2 地区運動会	<p>(名称) 町民運動会、地区運動会、校区運動会等 地区ごとに名称が異なる。 (37地区体育協会) (開催時期) 春または秋に開催 (内容) 地区ごとに決定する。 (運営) 各地区体育協会主催 各地区体育協会と小学校との共催</p>	該当なし。		

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	各種スポーツイベント事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 主催、共催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高校選抜ソフトテニス大会 ・健脚大会(琴平・塩江) ・仏生山スポーツフェスタ ・郡市対抗源平駅伝競走大会 ・市民遠泳大会 ・地区対抗ドッジボール大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・町長杯軟式野球大会 ・町長杯バレーボール大会 ・壮年ソフトボール大会 ・自治会対抗バレーボール大会 ・早朝軟式野球大会 ・健脚大会(塩江) ・郡市対抗源平駅伝競走大会
2 後援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民早朝野球大会 ・水戸、高松親善都市交歓野球大会 ・彦根、高松姉妹城都市交歓少年野球大会 ・高松、松江市都市間交流事業バレーボール大会 ・矢島町、高松市スポーツ少年団交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道練成大会
3 その他 (補助金支出のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・サンドヒル高松グラウンドゴルフ大会 ・西日本中央連携軸スポーツ大会 (家庭婦人バレーボール・ジュニアサッカー) ・市民ハイキング 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーマラソンinAji ・国体出場者激励事業 ・こどもマリンスポーツ交流事業

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・両市町で、類似のイベントがある。 ・庵治町のスポーツイベントについては、参加対象や実施場所が庵治町地域に限られるものがある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・両市町の類似イベントについては、統合する。 ・庵治町のスポーツイベントについては、庵治町の地区体育協会の自主運営とする。 ただし、ファミリーマラソンinAjiについては、高松市民スポーツフェスティバルの中で現行のとおり継続し、こどもマリンスポーツ交流事業についても現行のとおり継続するものとする。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 ただし、ファミリーマラソンinAji及びこどもマリンスポーツ交流事業については、現行のとおり継続する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	体育指導委員	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 構成	<p>(委員) 学識経験を有する者と、41小学校区から推薦された男女各1名 (定員 95名以内:) 2名×41校区 + 学識9名 = 91名 (任期) 2年 (平成16年4月1日 ~ 平成18年3月31日)</p>	<p>(委員) スポーツに関心と理解を持ち、職務を積極的に果たす者の中から教育委員会が委嘱する者 10名 (任期) 2年 高松市と同じ。</p>
2 活動内容	<p>(定例会) 毎月1回(第3木曜日) (研修会) 年2~3回開催 (主管、協力事業等) 年数回の全市的行事に参加 ・高松市民スポーツフェスティバル総合開会式 (運営) ・トリムの祭典(ニュースポーツの紹介) ・健脚大会(琴平、塩江)、都市対抗源平駅伝競走大会(立哨)</p>	<p>(定例会) 毎月1回(第2木曜日) (研修会) 国、県、讃岐地区(木田・香川郡)の研修会に参加。 (主管、協力事業等) ・早朝軟式野球大会、町長杯軟式野球大会、ナイターハイキング、ファミリーマラソン運営 ・讃岐地区(木田・香川郡)スポーツフェスティバル運営</p>
3 報酬	6,600円/人 × 出席回数	年額34,000円/人 (上半期、下半期の2期に分けて支出)

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>体育指導委員の構成、活動内容及び報酬に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域の委員については、庵治第二小学校区を庵治小学校区に含め、男女1名ずつとする。 ・委員定数については、合併時までに見直しを行うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業	
分類	学校体育施設開放推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 開放施設(学校)の種類	・小学校 体育館41、運動場41(夜間照明設置37) ・中学校 体育館5、運動場6(夜間照明設置6、内1校は小学校の代替) ・高等学校 運動場1(夜間照明設置1、内1校は小学校の代替)	・小学校 体育館2、運動場2(夜間照明一部設置) ・中学校 体育館1、運動場1(夜間照明一部設置)、プール1(夜間照明設置) プールについては、夏季休業中のみ開放している。
2 管理運営方法	小学校については、校区住民による自主管理運営方式(各校区毎に学校体育施設開放運営委員会を設置)とし、中学校については、市教育委員会直属の指定校方式として、二段構えで管理運営を行っている。	教育委員会が管理運営を行っている。
3 使用の申請方法	小学校の体育施設については、学校体育施設開放運営委員会(自主運営)に申込書申請、中学校の体育施設については、高松市立中学校体育施設利用登録申請書を教育委員会に提出し、システムにより予約申込を行っている。	社会体育施設の利用者を構成員として、体育施設開放委員会を設置し、利用予約の調整及び施設利用の諸問題について協議している。原則、使用申込みは、利用日の月の前月1日からとなっているが、開放委員会での予約は前月の第1週目の練習日までの申請を有効としている。申し込みは、教育委員会事務局または町民会館で行う。
4 補助金	中学校の体育施設開放事業に関しては、補助金制度はない。 小学校の体育施設開放事業に関しては、各校区の学校体育施設開放運営委員会に年額270千円の補助金を支出している。	該当なし。
5 管理謝金	小学校体育施設開放事業については、各校区の学校体育施設開放運営委員会が学校体育施設開放事業費の中から支出している。 中学校体育施設開放事業費は、市教育委員会が固定給と歩合給を合算して計算し、毎月支給している。 中学校の体育施設管理人1人平均 月 42千円	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・管理運営方法、使用の申請方法、使用料及び開放時間等に差異がある。 ・庵治町では、夏季休業中、中学校のプールを開放している。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・庵治中学校の運動場は、小学校の代替施設として使用し、体育館は一般開放する。 ・庵治町地域の開放学校施設及び開放時間については、現行のとおりとする。 ただし、中学校のプール開放については、合併年度は現行のとおりとする。 ・小学校に学校体育施設開放運営委員会を設置し、自主運営方法で管理運営を行う。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 庵治町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	学校体育施設開放推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
6 使用料	小学校 無料 中学校 電気代相当分として、体育館(半面800円、 全面1,600円)、運動場2,000円～4,000円	小・中学校とも 体育館 1回 200円、運動場 1H 150円
7 開放時間	小学校 平日 19時～21時 土曜日 13時～21時 日・祝日 9時～21時 中学校(夜間開放のみ) 19時～21時	小学校運動場 平日 17時～日没 土・日・祝 9時～日没 " 体育館 平日 17時～22時 土曜日 9時～22時 日・祝 9時～17時 中学校運動場 20時～22時 " 体育館 平日・土 20時～22時 日・祝 9時～17時

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-20 社会教育事業		部会名	教育
分類	体育施設管理運営			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館(アリーナ面積 4,474.24㎡) 利用時間:8:30~22:00 使用料:10,160円~777,530円(第1競技場) ・亀水運動センター(体育館アリーナ面積 768㎡) 利用時間:9:00~21:00 使用料:2,790円~264,130円 ・西部運動センター(体育館アリーナ面積 1,484㎡) 利用時間:9:00~21:00 使用料:6,100円~437,920円 	<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町体育センター(アリーナ面積1,519.06㎡) 利用時間 9:00~22:00 使用料 1時間当たり 200円 庵治町体育協会及び体育協会登録チームに対して、使用料の3割を減免している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営方法、使用の申請方法、利用時間及び使用料等に差異がある。 ・庵治町では、中学校の部活動、スポーツ少年団、体育協会等が体育施設を使用する場合、減免措置をしている。 	
2 競技場	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨット競技場 艇庫7棟(ディンギー58艇) 艇置場(ディンギー229艇、クルーザー72艇) クレーン4.8トン 	該当なし。	対 応 策	
3 庭球場	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日町庭球場 砂入人工芝コート5面、夜間照明施設 利用時間:8:30~21:00 使用料:1時間 一般340円、学生230円 夜間照明使用料 1面当たり110円 ・亀岡庭球場 クレーコート4面 ・仏生山運動場庭球場 クレーコート2面 ・亀水運動センター庭球場 砂入人工芝コート8面 	<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町深間テニスコート ハードコート3面 利用時間:6:00~22:00 使用料 1面 1時間当たり 500円 照明料 1面 1時間当たり 500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 ・減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 	
			調 整 案	
			<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 庵治町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	体育施設管理運営	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
4 グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・南部運動場 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) ・亀水運動センター グラウンド(野球場)両翼85m 中堅112m ・西部運動センター 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) 利用時間:9:00~17:00(6~8月は19:00まで) 使用料:1時間 1,270円~1,520円 	<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町民グラウンド 野球1面、ソフトボール2面 両翼80m、中堅110m 利用時間 6:00~22:00 使用料 1時間: 町内1,000円~3,100円 / 町外2,100円~6,300円 町及び教育委員会使用の場合は、全額免除。また、体育協会主催大会の場合は、使用料の2割を減免している。
5 プール	<ul style="list-style-type: none"> ・市民プール 流水、少年プール 1,022m 水深1m 収容人員680人 幼児プール 256.26m² 水深0.3m 収容人員250人 ・福岡町プール 温水プール(25m×6コース) 補助プール、採暖プール ・亀水運動センタープール 2.5m×8 コース 3施設とも、身体障害者及びその介護者がプールを個人使用する場合は、無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・庵治中学校プール(25m×6コース) 庵治中学校プール開放事業として、夏季休業中(7月20日頃から8月20日頃)午後5時から午後8時まで中学校プールを町民に開放している。 入場料 1人200円(高校生以下は無料)
6 武道場	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市総合体育館武道場 第1武道場 447.06m² 第2武道場 483.59m² 利用時間:8:30~22:00 使用時間:3,040円~13,710円 	<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町武道館(町民会館3階) 剣道場 1面 武道場 1面(80畳~150畳) 利用時間:9:00~22:00 使用料:1,100円~3,700円 スポーツ少年団、中学校の部活動を中心に利用されており、スポーツ少年団・部活動は無料である。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 社会教育事業	
分類	体育施設管理運営	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
7 ゲートボール場	・仏生山運動場 屋外ゲートボール場1面 利用時間:午前8時30分～午後5時 (6月～8月は午後7時まで) 使用料:無料	・庵治町ゲートボール場 屋外ゲートボール場2面 利用時間:日の出～原則として日没 使用料:無料 付属施設:工作工房室,休憩所,倉庫(トイレ含む) その他:民有地859㎡借用 借地料 年間150,000円 (施設管理) 町老人クラブ連合会
8 管理運営	(財)高松市スポーツ振興事業団	庵治町教育委員会事務局

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

「文化振興事業について」に関する資料

指 定 文 化 財 に つ い て	179
埋 蔵 文 化 財 調 査 事 業 に つ い て	180
文 化 財 学 習 事 業 に つ い て	181
文 化 奨 励 賞 に つ い て	182
文 化 祭 開 催 事 業 に つ い て	183
文 化 芸 術 活 動 推 進 事 業 に つ い て	184
文 化 団 体 の 育 成 ・ 支 援 事 業 に つ い て	185
歴 史 資 料 館 運 営 事 業 に つ い て	186~188
歴 史 資 料 整 備 事 業 に つ い て	189
文 化 教 育 等 普 及 事 業 に つ い て	190
図 書 館 運 営 事 業 に つ い て	191
図 書 館 事 業 に つ い て	192
文 化 セ ン タ ー 事 業 に つ い て	193~194
菊 池 寛 記 念 館 運 営 事 業 に つ い て	195
文 化 芸 術 ホ ー ル 運 営 事 業 に つ い て	196~197
地 域 振 興 館 (仮 称) 整 備 事 業 に つ い て	198
美 術 館 運 営 事 業 に つ い て	199~200
美 術 館 施 設 使 用 料 等 に つ い て	201
美 術 館 協 議 会 等 に つ い て	202

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	指定文化財	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 文化財審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 高松市文化財保護審議会 ・委員数 8人(定数:10人以内) ・報酬 6,600円 ・任期 2年(平成18年5月31日まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 庵治町文化財保護審議会 ・委員数 9人(定数:10人以内) ・報酬 8,500円 ・任期 2年(平成18年3月31日まで)
2 現況	<p>高松市指定文化財 34件(平成16年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 19件 ・無形文化財 1件 ・有形民俗文化財 1件 ・史跡 9件 ・天然記念物 4件 	<p>庵治町指定文化財 11件(平成16年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 6件 ・無形文化財 1件 ・有形民俗文化財 4件 ・史跡 該当なし。 ・天然記念物 該当なし。
3 文化財保存等事業補助	<p>文化財の保存・管理等のための事業に対して、予算の範囲内で補助。 23団体 8,471千円(平成15年度実績)</p>	<p>高松市と同じ。 3団体 150千円(平成15年度実績)</p>
4 文化財の指定	<p>文化財指定申請を受けて調査し、高松市文化財保護審議会に諮問。 審議会の答申を受け、教育委員会に上程し指定。</p>	<p>高松市と同じ。</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会の委員数及び報酬等に差異がある。 ・文化財保存等事業補助の補助金額に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町文化財保護審議会については、高松市文化財保護審議会に統合するものとする。 ・庵治町指定文化財については、高松市の文化財として引き継ぐこととするが、指定に当たっては庵治町の意向を十分に尊重する中で、高松市文化財保護審議会に諮るものとする。 ・文化財保存等事業に係る補助金については、これまでの補助状況や現在の活動状況等を個別に検討の上、決定するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	埋蔵文化財調査事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 埋蔵文化財調査	<p>(試掘調査) 公共事業・民間開発事業を問わず、周知の埋蔵文化財包蔵地並びにその隣接地で土木工事が行われようとしているときは、文化財専門職員により事前に試掘調査を行っている。</p> <p>(発掘調査) 試掘調査で埋蔵文化財の包蔵が確認された土地については、工事に先立ち文化財専門職員により発掘調査を実施し記録保存を行っている。</p>	該当なし。
2 出土品整理・保管	発掘調査で出土した土器等遺物は、市内円座町にある整理事務所で復元及び図面どりの後、パソコンにデータを取込み、同所にある収蔵倉庫で保管している。	過去の発掘調査により出土した土器等遺物は、町教育委員会事務局で保管しているが、パソコンによるデータ管理は行っていない。
3 埋蔵文化財包蔵地	昭和52年の「全国遺跡地図香川県」を元に、市内一円の分布調査等の成果も加えて包蔵地台帳と地図を作成している。 (現在の包蔵地数は約860ヶ所、年間300件余の包蔵地照会に対応)	包蔵地台帳、地図とも整備していないが、一覧表にして整理している。
4 埋蔵文化財不時発見対応	土木工事中等に土器等遺物や遺構が発見された時は、文化財保護法第57条の5の規定に基づき文化庁長官への届出を行っている。 (年間1件程度)	高松市と同じ。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・出土品の整理・保管方法に差異がある。 ・庵治町では、埋蔵文化財包蔵地の台帳及び地図が整備されていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町で所有している出土品については高松市に引き継ぐものとする。 ・出土品のデータ管理方法が異なっていることから、全市的に統一したデータ管理ができるよう、早急に庵治町地域の出土品のデータ化を進める。 ・庵治町区域を含めた埋蔵文化財包蔵地の台帳及び地図を、合併時まで作成するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	文化財学習事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 学習会等開催	<p>【ふるさと探訪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する市民を対象 ・ほぼ月1回(日曜日の午前中)開催 ・市内及び近郊の史跡を訪ねる。 <p>【親子文化財教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子ペアで土器づくりなどを体験 ・年2回開催 <p>【知って貰おう高松講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者等を対象として、高松の文化財等を紹介 ・年2回開催 	<p>【ふるさとカルタ探訪ラリー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民を対象 ・H14年度まで開催(H15・16年度は休止) ・町内の歴史や伝承、文化財を題材として作成したふるさとカルタ(H12年3月作成)に掲載された場所に一定期間スタンプを設置し、スタンプラリーを行う。スタンプが一定数以上そろった人に対し、ホットピアン(町営公衆浴場)の入浴券を配布。
2 埋蔵文化財展	「市内の埋蔵文化財展」を、毎年8月に1週間市庁舎1階市民ホールで開催	該当なし。
3 埋蔵文化財出前講座	<p>(内容)</p> <p>発掘調査の成果などをテーマに、文化財専門職員が市内の公民館等へ要請に基づいて出向き、講演(開催時期)</p> <p>希望により随時開催</p>	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・学習会等の内容に差異がある。 ・庵治町では、埋蔵文化財展及び埋蔵文化財出前講座を実施していない。

対 応 策
<p>庵治町の「ふるさとカルタ探訪ラリー」は、高松市の「ふるさと探訪」事業に組み込むものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	文化奨励賞	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 名称	高松市文化奨励賞	該当なし。
2 内容	高松市における文化の振興に貢献し、将来も活躍が期待される者に対して文化奨励賞を授与 (贈呈式は、原則11月1日に開催)	
3 選考審議会	(目的) 文化奨励賞の受賞候補者の選考に関し、市長の諮問に応じ、調査審議する。 (委員数) 8人(定数:10人以内) (任期) 1年 (報酬) 6,600円	
4 文化祭典	(名称) 高松文化祭典 (内容) 過去の文化奨励賞受賞者が、芸術文化活動の成果を発表するもの (実行団体) 「受賞者の集い」	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	文化祭開催事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 市・町民文化祭	<p>(名称) 高松市市民文化祭「アーツフェスタたかまつ」 (開催時期) 6月中・下旬から7月上旬にかけての2～3週間 (内容) 生活文化ショー、音楽まつり、文芸まつり、茶会と生け花展、民謡・民舞まつり、演劇祭、美術展、趣味文化祭等 (運営委員会) 【組織】 市民文化祭運営委員会 【概要】 企画・立案、各団体との連絡調整、広報活動等 【委員数】 17名 (運営補助) 市民文化祭運営委員会に対して補助 6,445千円(平成15年度実績)</p>	<p>(名称) 庵治町文化展・庵治町芸能大会 (開催時期) 11月2日・3日 (内容) ・文化展:各同好会の作品展示(菊、川柳、俳句、絵画、書道、ろうけつ染、手芸品、幼・小・中学生徒作品、茶席等) ・芸能発表会(11月3日):各同好会の芸能発表 締太鼓、大正琴、日本舞踊、カラオケ、詩吟、 銭太鼓、庵治踊り等 (運営) 庵治町文化協会が主催 町教委が事務局として設営・準備等を行う。 (運営補助) 文化展・芸能大会実施に係る補助は、文化協会への補助に含めて交付している。</p>
2 地区文化祭	<p>(開催場所) 高松市内の公民館等(41地区)で実施 (開催期間) 毎年10月から2月(地区により開催時期が異なる) (運営補助) 1開催につき、50,000円を補助している。</p>	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・市・町民文化祭の開催時期が異なる。 ・庵治町では地区文化祭を開催していない。</p>

対 応 策
<p>庵治町の文化展・芸能大会については、高松市地区文化祭として取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	文化芸術活動推進事業			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 デリバリー(出前)アーツ	(概要) 圏域住民の身近なところに芸術文化を出前する事業 (対象) 高松市と周辺10町のサンネット高松の圏域住民 (内容) 毎年、5メニューを実施	高松市と同じ。	・庵治町では、学校巡回教室を実施していない。 ・市・町民大学の開催時期等に差異がある。	
2 学校巡回教室	【芸術教室】 (対象) 市内の小中学校の児童生徒 (内容) 洋舞・邦楽・オーケストラ演奏など生の優れた芸術を鑑賞する機会を提供 【能楽教室】 (対象) 市内の小中学校の児童生徒 (内容) 能・狂言・お囃子の生の優れた古典芸能を鑑賞する機会を提供	該当なし。		
3 市・町民大学	(名称) 秋季市民大学 (内容) 高松大学・高松短期大学との共催で、文化講演会を開催し、地域の文化振興を図る。 (開催時期) 9月	(名称) 町民大学 (内容) 高松大学・高松短期大学との共催で、毎年1回開催している。 (開催時期) 10月	対 応 策	
			高松市の制度に統一する。 なお、庵治町の町民大学は高松市の市民大学に統合し、市民大学の開催を通じ地域の文化振興を図るものとする。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化団体の育成・支援事業			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 文化協会活動補助	<p>(名称) 高松市文化協会</p> <p>(組織) 4部門別協会に、120団体が加盟している。 (平成16年3月31日現在)</p> <p>(補助内容) 高松市文化協会の運営に対して行っている。</p>	<p>(名称) 庵治町文化協会</p> <p>(組織) 部門別協会はなく、26の団体により構成されている。</p> <p>(補助内容) 高松市と同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化協会の組織に差異がある。 ・文化団体の補助に差異がある。 ・庵治町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との相互調整が必要となる。 ・庵治町では、芸術文化活動補助を行っていない。 	
2 文化団体事業補助	<p>(目的) 各文化芸術団体の行う市民文化の向上・発展に資する事業に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の事業促進と活性化を図る。</p> <p>(補助団体) 年度当初に申請があり、市長が適当と認めた事業を実施する団体</p> <p>(補助内容) 文化振興活動に対し、予算の範囲内において各団体に対して補助を行っている。</p>	<p>該当なし。 文化協会への補助に含めて交付している。</p>	対 応 策	
3 芸術文化活動事業補助	<p>(目的) 芸術文化に関する事業に必要な経費を補助し、自主的な芸術文化活動の促進を図る。</p> <p>(補助団体) 32団体(平成15年度実績)</p> <p>(補助額) 5,780千円(平成15年度実績)</p>	<p>該当なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・庵治町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。 ・庵治町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案するとともに激変緩和を考慮する中で、合併時まで調整する。 	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 名称	高松市歴史資料館	該当なし。
2 運営協議会等	<p>1 運営協議会 (名称) 高松市歴史資料館運営協議会 (委員数) 7人(学識経験者、関係団体役員、公募委員)</p> <p>(任期) 2年 (審議内容) 館の事業計画・運営について意見を得ている。</p> <p>2 資料収集調査委員会 (名称) 高松市資料収集調査委員会 (委員数) 6人(学識経験者) (任期) 2年 (審議内容) 高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、購入資料価格200万円を超えるもの及び特に評価の高い資料の寄託・寄贈の受け入れについては、資料収集調査委員会に諮り、答申を得た資料を取得している。</p>	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
3 施設概要等	<p>(目的) 高松市の歴史、考古、民俗等に関する市民の知識及び教養の向上と市民文化の発展に寄与するため設置。</p> <p>(主な施設) 常設展示室、学習室、特別展示室、収蔵庫、事務室等</p> <p>(管理施設等) 資料保管倉庫</p>	
4 開館日・開館時間等	<p>(開館日・開館時間) ・火～日曜日 9:00～17:00 ただし、特別展開催期間中の金曜日(祝日を除く)は、9:00～19:00</p> <p>(休館日) ・月曜日(祝日に当たる場合は開館、翌日休) ・年末年始(12月29日から1月3日)</p>	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
5 展示内容	(常設展示) ・常設展示室 高松の歩みを分かりやすく展示 ・学習室 高松の歴史を映像等で学べるよう展示 ・高松市収蔵品情報システム・Q&A・ビデオライブラリー等 (特別展示) 郷土色豊かな展示内容で、年3回の特別展を開催 (その他の展示) ・収蔵品展 年1回、館の収蔵品を紹介する収蔵品展を開催 ・ロビー展 歴史資料館のエントランスホールにおいて、資料の展示・公開を行うロビー展を随時開催	
6 観覧料等	(常設展示) ・一般 200円(団体160円) ・高・大生 150円(団体120円) (特別展示) 1,000円の範囲内において教育委員会が定める額 (減免対象者) ・65歳以上の者 ・身体障害者手帳等所持者 ・義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	歴史資料整備事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 資料調査業務等	<p>(調査業務) 高松市の歴史・文化等に関係した資料の収集および調査・分類整理 (記録) 収集した資料を適正に保存・管理するため、資料情報のカード化・画像化とともにデータを入力し、高松市収蔵品情報システムに随時反映 (保存・管理) 高松市歴史資料館内の収蔵庫および円座町収集資料保管倉庫において、適正な環境の中で保存・管理し、必要な保存修理等も随時実施</p>	<p>該当なし。 小学校体育館等で寄贈を受けた歴史資料を保管している。</p>
2 寄託・寄贈	<p>受入後、写真撮影・採寸・図面・カード作成等を行い収蔵庫で保管</p>	<p>該当なし。</p>
3 資料の周知・公開	<p>・ロビー展・収蔵品展・高松市収蔵品情報システム等で公開 ・歴史資料館年報等で周知</p>	<p>該当なし。</p>
4 資料購入	<p>高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、資料購入を行っている。 (購入価格に応じて専門有職者の関係評価)</p>	<p>該当なし。</p>
5 収蔵品情報システム	<p>歴史資料館、美術館、市民文化センター(平和記念室・昆虫展示室)、菊池寛記念館、文化振興課(埋蔵文化財関係)の所蔵する資料情報を一元管理し、インターネット上で公開している。</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化教育普及事業			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 サンクリスタル学習	<p>歴史資料館・図書館・菊池寛記念館の三館が合同して、市内の小学生(中・高学年)を対象にした体験学習を開催 (内容) 三館の施設・資料を利用した学習の実施 送迎の実施 等</p>	該当なし。		
2 歴史資料館講座	<p>市民を対象に各種の歴史資料館講座や講演会を開催。 【古文書講座】 ・内容.....実際の古文書を題材に取り上げ、参加者とともに古文書に親しむ。 ・開催回数.....年7回 【歴史資料館講座】 ・内容.....特別展に関する講座や各種講座の実施 ・開催回数.....年5回程度 【夏休みに郷土高松の歴史を探ろう】 ・内容.....夏休みに小学生を対象として、郷土高松を学習する機会を提供する。 ・開催回数.....夏休期間中・1回(5日間開催) 【小学生の郷土史学習講座】 ・内容.....土曜日を利用して、小学生を対象に郷土史を学ぶ機会を提供する。 ・開催回数.....土曜日開催・1回(4日間開催)</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	図書館運営事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 1(サンクリスタル高松内) ・分館 1(市民文化センター内) ・分室 40(地区公民館内) ・移動図書館車 2台 	町民会館図書室 (町民会館内)
2 資料整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 485,741冊・点 (図書413,219冊、視聴覚資料27,830点、絵本紙芝居等44,692冊・点) ・分館 188,343冊・点 (図書161,073冊、視聴覚資料1,050点、絵本・紙芝居等26,220冊・点) ・移動図書館、分室 116,678冊・点 (図書96,039冊、絵本・紙芝居等20,639点) 	町民会館図書室 7,100冊(うち竹本文庫411冊) 竹本文庫 庵治町出身の竹本一氏からの寄付金(1千万円余)を財源に平成3年に竹本文庫基金を創設し、「竹本文庫」として、町民会館図書室の書籍を購入している。
3 貸出・返却	(貸出) 図書館の利用者カードの発行、管理 図書15冊 AV5点 15日 (返却) 図書館のカウンターへの返却と、開館時間外のブック・ポスト、警備室への返却	(貸出) 貸出台帳に記録 図書5冊 14日 (返却) 町民会館の開館時間内に、町民会館図書室へ返却
4 レファレンス	調べものに関する相談や図書を探す相談等を行っている。場合によっては、他の図書館から資料の取り寄せも行う。	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
庵治町では、町民会館図書室で図書等の貸し出しを行っている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・庵治町の町民会館図書室については、高松市の図書館分室として取り扱うものとする。 ・庵治町の竹本文庫の設置場所については、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	図書館事業	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 ブックスタート事業	<p>(内容) 4か月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。</p> <p>(実施場所) 4か月児相談会場 〔高松市保健センター及び各公民館〕</p> <p>(配布冊数) 2冊/人</p>	<p>(内容) 10か月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。(偶数月)</p> <p>(実施場所) 10か月児相談会場 〔保健福祉センター〕</p> <p>(配布冊数) 高松市と同じ。</p>
2 児童行事	<p>(内容) ボランティアにより、本の読み聞かせ等を行っている。</p> <p>(開催時期) 週に1回程度</p> <p>(開催場所) 図書館本館</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。 行っている。</p> <p>(開催時期) 年に4回程度</p> <p>(開催場所) 町民会館図書室</p>
3 移動図書館の巡回	<p>移動図書館車2台により、市内71か所のステーションを月1回(うち、7か所は月2回)巡回</p>	<p>県立図書館の巡回文庫により、町民会館図書室で実施。(町単独では実施していない。)</p> <p>また、県立図書館の貸出し資料の返却受付を町民会館図書室で行っている。</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業での内容等に差異がある。 ・児童行事の開催時期等に差異がある。 ・移動図書館の巡回について、庵治町では、県立図書館の巡回文庫を利用している。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・庵治町地域の児童行事については、現行のとおりとする。 ・移動図書館については、高松市の移動図書館車により、巡回するものとし、巡回箇所については、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化センター事業			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 施設	(名称) 高松市民文化センター (概要) 【本館】 地下1階 地上5階 【別館】 地上3階	該当なし。		
2 主催事業	子ども教室 市内の幼稚園児・小学校児童を対象に、春・秋の期間、毎週土・日曜日4回の日程で10コースと、夏休み期間、4日連続で16コース開催 文化センター学習 校外学習の一つとして、5月から翌年2月までの期間、市内小学校5年生・中学校1年生を対象に、各学校で1日実施 プラネタリウム 一般来館者を対象に、投映を通して、市民の天体への興味と、関心を高めるとともに、文化センター学習等の学習教材として活用 ・土曜日、夏休みの期間 1日3回 ・日曜日、祝日、冬休み、春休みの期間 1日2回 ・平日(火～金曜日) 1日1回 視聴覚 ・映写機操作技術講習会等を開催 ・館内活動の一環として、毎週土・日曜日に、親子映画会を開催 科学展示 児童生徒の科学に対する関心や、未来の夢を育てるための展示			
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	文化センター事業			
現 況				
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 主催事業 (つづき)	<p>昆虫展示 郷土に生息する昆虫の標本展示コーナーをはじめ、保管・作業研究・学習・視聴覚の各コーナーからなる昆虫展示室を開設。 展示事業 天体写真展及びこども教室作品展等、市民文化センター主催事業の展示会を開催。</p>			
3 併設施設	<p>(施設名) 平和記念室 (事業) ・平和記念品室常設展示 ・戦争遺品等収集 ・戦争遺品等展示 ・「平和を語るつどい」演劇公演 ・写真、パネル展示 ・平和祈念映画等上映</p>			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 文化振興事業	
分類	菊池寛記念館運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 施設	<p>(名称) 菊池寛記念館</p> <p>(概要)</p> <p>【サンクリスタル高松 3階】</p> <p>高松市が生んだ偉大な文化人で、現在の文壇の礎を築いた菊池寛の功績を顕彰するとともに、遺品・生原稿・著書等を展示している。</p>	該当なし。
2 事業	<p>(常設展)</p> <p>菊池寛の生涯と業績をグラフィック・解説映像により編年的に紹介するとともに、遺品・生涯稿・著書等を展示</p> <p>菊池寛の生家、上演戯曲舞台を模型で再現、東京の雑司ヶ谷の旧邸宅内の書斎を原寸復元し、展示。</p> <p>「芥川賞」、「直木賞」、「菊池寛賞」、「菊池寛ドラマ賞」、「香川菊池寛賞」の受賞者及び受賞作品などを紹介</p> <p>菊池寛をはじめ、郷土にゆかりのある作家の著書、芥川賞・直木賞受賞作品や、その他大衆文学作品などが閲覧できる「研究・閲覧室」を併設</p> <p>(特別展)</p> <p>・文学展 年1回開催</p> <p>・コレクション展 例年2～3月開催</p> <p>(文芸講座)</p> <p>毎月1回開催</p> <p>(文学探訪)</p> <p>年2回開催</p> <p>(朗読劇)</p> <p>児童・生徒を対象に、菊池寛の作品等を朗読により上演 年1回開催</p> <p>(菊池寛顕彰事業)</p> <p>・香川菊池寛賞</p> <p>・菊池寛ジュニア賞</p>	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化芸術ホール運営事業			
現 況				
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 施設	<p>(名称) 高松市文化芸術ホール(愛称:サンポートホール高松)</p> <p>(概要) 大ホール(1,500席)、第1小ホール(312席)、 第2小ホール(308席)、リハーサル室3、練習室6、 会議室12、市民ギャラリー、コミュニケーションプラザ等 (開館) 平成16年5月20日</p>	該当なし。		
2 事業	<p>(事業計画) 当該事業については、(財)高松市文化芸術財団に委託 または経費補助を行い、同財団に実施させている。平成 16年度における財団ベースの事業計画は下記のとおり。</p> <p>1.文化芸術振興普及事業 (1)財団自主事業の企画・実施業務【補助事業】 鑑賞参加事業 1)市民参加組織の組織化・運営 友の会、文化ボランティア 2)能 3)自主事業 交流情報事業 1)財団情報誌等の発行 2)ホームページの運用管理</p>			
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化芸術ホール運営事業			
	現 況			
項目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
	(2)文化芸術振興普及事業の受託業務〔委託事業〕 サポートホール高松開館記念事業 1)サポートホール高松開館記念事業 企画提案事業、招聘公演事業、 施設開放事業、関連文化事業 2)サポートホール高松開館記念式典 鑑賞参加事業 1)学校巡回事業 2)能楽教室 3)デリバリーアーツ (3)一般業務 理事会等運営業務 事務局運営業務 2.文化施設等管理運営事業〔委託事業〕 (1)文化施設等管理運営業務 市施設管理運営業務 サポートホール高松 広域施設管理運営業務 広域交流センター			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	地域振興館(仮称)整備事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 地域振興館 (仮称)整備事業 運営	該当なし。	<p>(概要) 庵治町所有の旧農協倉庫を改修し、庵治町所蔵の三枝惣太郎氏等作製の美術品を展示する施設を平成16年度末を目途に整備している。 なお、あわせて映画『世界の中心で、愛をさけぶ』のセットである『写真館』の復元を行うこととしている。 運営主体、運営方法等については、検討中</p> <p>(所在) 庵治町5824番地4</p> <p>(施設概要) 敷地面積 918.93㎡ 施設面積(既存部) 518.24㎡</p> <p>(収蔵物概要) 彫刻(三枝惣太郎氏作) 25体 絵画(三枝惣太郎氏作) 200点 書画(廣瀬富美氏ほか作) 40点</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
地域振興館(仮称)については、運営主体、運営方法等を検討中である。

対 応 策
庵治町の地域振興館(仮称)については、高松市に引き継ぐ。 ただし、運営主体、運営方法等については、合併時まで調整する。

調 整 案
庵治町の地域振興館(仮称)については、高松市に引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	美術館運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 美術館名	高松市美術館	該当なし。
2 開館の経緯	高松市美術館は、昭和24年に開館した旧美術館に代わり、昭和63年に市街地中心部に位置する都市型美術館として開館した。	
3 開館日・開館時間等	(1) 開館日・開館時間 ・火～金曜日 9:30～19:00 ・土・日・祝日 9:30～17:00 ・講堂 9:00～21:00 ・講座室 9:00～17:00 (2) 休館日 ・月曜日 (その日が祝日にあたるときは、その日後において最も近い休日でない日) ・年末年始(12月29日～1月3日)	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	美術館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
4 観覧料	<p>(1)常設展示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般 200円 (160円) ・高・大生 150円 (120円) ()内の額は、団体(20人以上)の額 <p>(2)特別展示 2,000円の範囲内において委員会がその都度定める額</p> <p>(3) 観覧料減免対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のもの ・身体等障害者手帳等所持者 ・義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等 	
5 常設展示	<p>(1)展示方針 美術品等取得方針に沿って取得した作品を年間5期にわけて展示することとしている。</p> <p>美術品等取得方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦後日本の現代美術(洋画、彫刻) ・20世紀以降の世界の美術(版画) ・香川の美術(漆工、金工等) <p>(2)展示内容 常設展示室1 戦後日本の現代美術 20世紀以降の世界の美術 常設展示室2 香川の美術</p>	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	美術館施設使用料等	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 展示室	(1) 一般展示室 1日 32,400 円 (2) 企画展示室 1日 37,980 円 (3) 市民ギャラリー 1日 8,260 円	該当なし。
2 講堂・ホール等	(1) 講堂 午前 (9:00~12:00) 8,760 円 午後 (13:00~17:00) 12,450 円 夜間 (18:00~21:00) 12,450 円 午前・午後 (9:00~17:00) 21,210 円 午後・夜間 (13:00~21:00) 24,900 円 全日 (9:00~21:00) 30,360 円 (2) 講座室 1,710円~4,620円 (3) 割増使用料 ・ 営利目的、入場料等を徴収するときの使用料は、3倍の額とする。 ・ 申込時間を超過したときなどの使用料は、1時間につき全日使用料の1/10の額を徴収する。 ・ 冷暖房料は、その施設の使用料の1/2の額とする。 (4) 陶芸館 なし	
3 美術品等撮影許可手数料	・ 学術研究目的 1点 500 円/回 ・ 出版目的 1点 5,080 円/回	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 文化振興事業	
分類	美術館協議会等	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 市 町
1 美術館協議会	(1) 委員数 13人 (学校教育関係者・学識経験者) (2) 選任方法 高松市美術館条例、同施行規則及び高松市附属機関等の設置・運営等に関する要綱により選任している (3) 報酬 6,700円 (4) 任期 2年 (平成15年7月1日～17年6月30日)	該当なし。
2 美術品等の取得	(1) 美術品等の取得 美術品等取得調査委員会に諮り、答申を得た作品を毎年度取得 (2) 美術品等取得基金 該当なし (3) 美術品等取得調査委員会 委員数 8人(学識経験者等) 報酬 6,700円 任期 2年 (平成14年7月1日～16年6月30日)	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

協議第49号資料～協議第52号資料

「その他の事業について」に関する資料

(協議第49号)契約制度について	205～207
(協議第50号)葬斎関係事業について	208～212
(協議第51号)女性政策について	213～216
(協議第52号)石のさとフェスティバル事業について	217～218

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(契約制度)											
分類	物品等に係る入札・契約制度											
現 況												
項 目	高 松 市		庵 治 町									
1 入札参加資格 受付関係	(1)業者数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">市内業者</td> <td style="text-align: center;">市外業者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">物品(印刷含む)</td> <td style="text-align: center;">849</td> <td style="text-align: center;">291</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委託業務</td> <td style="text-align: center;">355</td> <td style="text-align: center;">268</td> </tr> </table> (2)有効期間 平成15年6月1日～H17年5月31日 (3)追加受付事務 4月受付...6月から有効 7月受付...9月から有効 10月受付...12月から有効 中間年時点で追加受付(監理課と同時期実施) 1月末～2月初旬受付 6月から有効 (4)定期受付事務 平成17年1月ごろ受付 6月から有効		区 分	市内業者	市外業者	物品(印刷含む)	849	291	委託業務	355	268	該当なし。
区 分	市内業者	市外業者										
物品(印刷含む)	849	291										
委託業務	355	268										
2 発注方法等	・契約担当課 管財課(各課で直接購入できる物品及び委託業務を除く) ・入札方法 指名競争入札 (物品80万円超～、印刷130万円超～) 133件 随意契約(上記以外) 3,628件		・契約担当課 該当なし。(各課発注) ・入札方法 指名競争入札 0件 (物品80万円超～、印刷130万円超～) 随意契約(上記以外) 18件									
3 入札・契約制度	(1)予定価格の公表 公表は行っていない。 (2)議会の議決案件(予定価格3,000万円以上) 3案件(15年度)		(1)予定価格の公表 公表は行っていない。 (2)議会の議決財産の取得案件(予定価格700万円以上) 該当なし(15年度)									
4 審査委員会	高松市特殊物品購入審査委員会 1品200万円を超える備品、その他市長が特に必要と認める物品の購入方法等について、審査する。		庵治町政策企画調整班 1件50万円以上の物品購入について、審議を依頼している。									

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・庵治町では、物品の入札参加資格受付の制度がない。 ・発注方法、入札・契約制度、審査委員会等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(契約制度)																		
分類	建設工事等に係る入札・契約制度																		
	現	況																	
項目	高松市	庵治町																	
1 入札参加資格 受付	(1)業者数	(1)業者数 ()は庵治町のみ名簿登載者																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市内業者</th> <th>市外業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事</td> <td>648</td> <td>966</td> </tr> <tr> <td>建設関連委託業務</td> <td>123</td> <td>418</td> </tr> </tbody> </table>	区分	市内業者	市外業者	建設工事	648	966	建設関連委託業務	123	418	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>町内業者</th> <th>町外業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事</td> <td>10(5)</td> <td>657(22)</td> </tr> <tr> <td>建設関連委託業務</td> <td>0</td> <td>245(23)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	町内業者	町外業者	建設工事	10(5)	657(22)	建設関連委託業務	0
区分	市内業者	市外業者																	
建設工事	648	966																	
建設関連委託業務	123	418																	
区分	町内業者	町外業者																	
建設工事	10(5)	657(22)																	
建設関連委託業務	0	245(23)																	
	(2)有効期間 平成15年6月1日～H17年5月31日	(2)有効期間 平成15年4月1日～H17年3月31日																	
	(3)追加受付事務 中間年時点で追加受付 (1月末～2月初旬受付 6月から有効)	(3)追加受付事務 中間年時点で追加受付 (1月末～2月初旬受付 4月から有効)																	
	(4)資格審査付与数値 経営事項審査点数+主観点数 (ISO取得、工事成績等)	(4)資格審査付与数値 経営事項審査点数																	
2 発注方法等	(1)契約発注課 土木部監理課(建設工事130万円超、 建設関連委託50万円超、他は各課発注)	(1)契約発注課 該当なし。(各課発注)																	
	(2)入札方法、件数(平成15年度)	(2)入札方法、件数(平成15年度)																	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札(3億円以上) 3件 ・公募型指名競争入札 517件 (工事130万円超～3億円未満、委託50万円超) ・指名競争入札 実績なし (工事130万円超～3億円未満、委託50万円超) ・随意契約(工事130万円超、委託50万円超) 22件 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札(金額による規定なし) 実績なし ・公募型指名競争入札 実績なし ・プロポーザル 2件 ・指名競争入札 35件 (工事130万円超、委託50万円超) ・随意契約(工事130万円超、委託50万円超) 2件 																	
	(3)審査委員会 設計金額3,000万円超の工事案件は、助役、各部長 等で構成する、工事請負等審査委員会に諮り、発注を 行っている。	(3)審査委員会 すべての入札案件について、助役・4課長で構成 する指名委員会に諮り、発注を行っている。																	

部会名	土木
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格受付、発注方法等、格付け等入札・契約制度及び工事監督、検査、工事成績の採点に差異がある。 ・庵治町では、入札監視委員会がない。

対応策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>合併時において、両市町の名簿に登載されている者は、高松市の名簿登載内容で引き継ぐものとし、庵治町のみ名簿登載者については、高松市の資格審査基準を適用し、高松市に引き継ぐものとする。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(契約制度)	
分類	建設工事等に係る入札・契約制度	
現 況		
項 目	高 松 市	庵 治 町
3 格付け等入札・契約制度	(1)格付け・指名基準額の設定 土木一式、建築一式、水道施設、電気・管のみ設定 (2)新規名簿登載者の取扱い 名簿登載2年経過後指名対象 (業種毎:工事130万円超) (3)予定価格の公表 すべて事前公表 (4)最低制限価格 工事にすべて設定・事前公表 (5)低入札価格調査制度 制度あり(事前公表)だが、(3)で対応 (6)議会の議決案件 予定価格1億5,000万円以上	(1)格付け・指名基準額の設定 格付・指名基準額とも設定なし (2)新規名簿登載者の取扱い 該当なし (3)予定価格の公表 公表していない(事前・事後とも) (4)最低制限価格 設定していない (5)低入札価格調査制度 該当なし (6)議会の議決案件 予定価格5,000万円以上
	3案件	1案件
4 入札監視委員会	平成15年度に設置している。 (学識経験等を有する5名)	該当なし。
5 工事監督、検査、工事成績	(1)工事監督 複数監督員制 (2)検査 専任検査員による検査 (3)工事成績の採点 市の評定要領に基づき採点	(1)工事監督 単独監督員制 (2)検査 検査職員(命を受けた者)による検査 (3)工事成績の採点 県の旧評定要領に準じた採点

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	葬斎場	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 運営主体	高松市 (高松市斎場公園)	庵治町 (庵治町斎場)
2 施設概要	<p>(開設日) 平成4年4月1日</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建</p> <p>(火葬部門) 火葬炉 10基(大型炉 2基、普通炉 8基) 汚物炉 1基 エントランスホール 告別室 3室 収骨室 2室 霊安室 会議室</p> <p>(斎場部門) 式場 1室 斎場ホール 控室 3室</p> <p>(待合部門) 待合室 5室(和室 3室、洋室 2室) 待合ホール 障害者用便所</p>	<p>(開設) 平成8年12月(改築)</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 地上1階</p> <p>(火葬部門) 火葬炉 2基(大型炉) 玄関ホール 和室(15畳) 1室 炉前ホール 待合ホール 炉作業室 障害者用便所</p> <p>【新葬祭場:別棟/H17.1.4新設供用開始】</p> <p>(構造・規模) 鉄骨ALC 2階建て 式場(100人用) 1室 遺族控室(2F:10畳) 1室 僧侶控室(2F:6畳) 1室</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・火葬料等の施設使用料に差異がある。 ・庵治町では、町民葬儀を利用した場合、火葬料を無料扱いとしている。 ・高松市では、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討中である。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町営斎場は、高松市に引き継ぐ。 ・庵治町斎場の施設使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。 ・合併後において、庵治町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。

調 整 案
<p>庵治町営斎場は、高松市に引き継ぐものとし、施設使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(葬斎関係事業)			
分類	葬斎場			
現 況				
項目	高 松 市		庵 治 町	
3 施設使用料	1 火葬施設使用料			
	区 分	単 位	使 用 料	
			市 内	市 外
死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料	40,000円
	小人(12歳未満)	1体	無 料	20,000円
	死 産 児	1胎	無 料	13,000円
	市内の使用料について、有料化を検討中。			
	2 式場使用料			
	使 用 単 位	使 用 料 (単位当たり)		
	午 前 (午前9時～正午)	市内	31,500円	
	午 後 (午後零時30分～午後3時30分)	市外	63,000円	
	市内・・・市内に住所を有する者 市外・・・市内に住所を有しない者			
	1 火葬施設使用料			
	町内居住者(大人・小人)		30,000円	
	" 死産児		20,000円	
	町外居住者(大人・小人)		100,000円	
	" 死産児		60,000円	
	生体分離肢体等		30,000円	
	町民葬儀を利用した場合は、火葬料金は全額免除。			
	2 火葬場待合室使用料			
	待合室使用(24時間まで)		5,000円	
	待合室使用(24超～12時間ごと)		2,500円加算	
	火葬時に使用する場合は、3時間以内は無料。			
	3 新葬祭場使用料			
	葬祭場使用(12時間まで)		25,000円	
	葬祭場使用(12超～12時間ごと)		5,000円加算	
	上記の使用料は、葬祭場施設の全室を使った場合の金額である。			
	新葬祭場の控室に限った使用の場合は、上記の2(火葬場待合室使用料)の規定を適用する。			

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	市・町民葬儀	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 利用の対象	死亡時に市内に住所を有した者または死亡時に市外の福祉施設、病院等に入所、入院等をし、当該施設等に住所を有した者の葬儀(市外死亡者の葬儀にあっては、喪主が市内に住所を有する場合に限る。)を行う場合に限るものとする。	町内に住所を有する者(死亡者が、死亡時に町内に住所を有したものを含む。)でなければならない。
2 指定業者	(要件) 市民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として市内において2年以上の経験を有する者で、市民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を市長が指定する。	(要件) 町民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として町内において5年以上の経験を有するもので、町民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を町長が指定する。
3 種類・料金等	<p>斎場公園葬</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p> <p>2 利用料金には、式場の使用料を含むものとする。</p> <p>自宅葬・民営会館葬・寺院葬等</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p> <p>霊柩車運行料金の全額を市が負担。生花1対を市が供花(1万円)。1件当たり平均助成額は、約3.1万円。</p> <p>生花1対は取止め、市民葬儀利用料金の中に、火葬料金を含むものとして、火葬施設の有料化を検討中である。</p>	<p>庵治町町民葬儀</p> <p>菊 150,000円</p> <p>蓮華 100,000円</p> <p>百合 70,000円</p> <p>1 町民葬儀に運行する霊柩車は、町と協議のうえ決定した車両とする。</p> <p>2 霊柩車の使用等については、「庵治町町民葬儀実施要綱」による。</p> <p>霊柩車運行料金の全額を町が負担(ただし、24,780円が限度)。</p> <p>町民葬儀を利用した場合、火葬料を全額免除。</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・葬儀の種類・料金等に差異がある。</p> <p>・高松市の制度に統一すると庵治町地域の利用者の負担が増加する可能性がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、利用者の負担増に対する対応については、合併時まで調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、利用者の負担増に対する対応については、合併時まで調整するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(葬斎関係事業)																																																			
分類	墓園関連事業																																																			
項目	高松市	庵治町																																																		
1 墓地の永代使用料等	<p>市営墓地の状況</p> <p>(1)都市公園法に基づく墓園 平和公園墓園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区画</th> <th>永代使用料</th> <th>清掃手数料(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4m²</td> <td>200,000円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>6m²</td> <td>450,000円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>8m²</td> <td>800,000円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>区画数 5,851</td> <td>消費税込み</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)その他の墓園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>墓地名</th> <th>区画数</th> <th>永代使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 摺鉢谷墓地</td> <td>3,440</td> <td rowspan="11">90,000円/m²</td> </tr> <tr> <td>2 宮脇町姥ヶ池墓地</td> <td>3,139</td> </tr> <tr> <td>3 姥ヶ池西墓地</td> <td>7,134</td> </tr> <tr> <td>4 姥ヶ池東墓地</td> <td>3,040</td> </tr> <tr> <td>5 紫雲墓地</td> <td>5,382</td> </tr> <tr> <td>6 峰山墓地</td> <td>232</td> </tr> <tr> <td>7 本門院墓地</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>8 柳三昧北墓地</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>9 柳三昧(桜町)墓地</td> <td>1,012</td> </tr> <tr> <td>10 楠川墓地</td> <td>622</td> </tr> <tr> <td>11 沖松島墓地</td> <td>24,449</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の市営墓地については、清掃手数料なし</p>	区画	永代使用料	清掃手数料(年額)	4m ²	200,000円	2,100円	6m ²	450,000円	3,150円	8m ²	800,000円	4,200円	備考	区画数 5,851	消費税込み	墓地名	区画数	永代使用料	1 摺鉢谷墓地	3,440	90,000円/m ²	2 宮脇町姥ヶ池墓地	3,139	3 姥ヶ池西墓地	7,134	4 姥ヶ池東墓地	3,040	5 紫雲墓地	5,382	6 峰山墓地	232	7 本門院墓地	150	8 柳三昧北墓地	298	9 柳三昧(桜町)墓地	1,012	10 楠川墓地	622	11 沖松島墓地	24,449	計			<p>町営墓地の状況</p> <p>(1)都市公園法に基づく墓園 該当なし。</p> <p>(2)その他の墓園 北村共同墓地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区画数</th> <th>永代使用料</th> <th>清掃手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,169</td> <td>85,000円/m²</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	区画数	永代使用料	清掃手数料	1,169	85,000円/m ²	なし
	区画	永代使用料	清掃手数料(年額)																																																	
4m ²	200,000円	2,100円																																																		
6m ²	450,000円	3,150円																																																		
8m ²	800,000円	4,200円																																																		
備考	区画数 5,851	消費税込み																																																		
墓地名	区画数	永代使用料																																																		
1 摺鉢谷墓地	3,440	90,000円/m ²																																																		
2 宮脇町姥ヶ池墓地	3,139																																																			
3 姥ヶ池西墓地	7,134																																																			
4 姥ヶ池東墓地	3,040																																																			
5 紫雲墓地	5,382																																																			
6 峰山墓地	232																																																			
7 本門院墓地	150																																																			
8 柳三昧北墓地	298																																																			
9 柳三昧(桜町)墓地	1,012																																																			
10 楠川墓地	622																																																			
11 沖松島墓地	24,449																																																			
計																																																				
区画数	永代使用料	清掃手数料																																																		
1,169	85,000円/m ²	なし																																																		

部会名	市民
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・墓地の永代使用料等、使用者の資格、使用許可書再発行に伴う手数料、墓地の経営許可事務及び地元管理墓地整備事業補助に差異がある。 ・庵治町では、簡易火葬場改修事業補助を実施していない。

対応策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	墓園関連事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
2 使用者の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市に住所を有する者。 ・焼骨を有していること。 ・他に市営墓地を有していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庵治町に引き続き2年以上住所を有する者。 ・庵治町に住所または本籍が5年以上あった者。 ・生前申込みができる。
3 使用許可書再発行に伴う手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・継承等に伴う使用許可書の再発行手数料 350円 	使用許可書再発行手数料(無料)
4 墓地の経営許可事務	<ul style="list-style-type: none"> 墓地の経営許可における周辺同意の範囲 ・墓地の敷地境界から100メートル以内 	<ul style="list-style-type: none"> 墓地の経営許可における周囲同意の範囲 ・隣接地権者及び自治会
5 簡易火葬場改修事業補助	<p>(内容) 従来からある簡易火葬場の施設改修事業に 従来からある簡易火葬場の施設改修事業に対し、補助金を支出</p> <p>(対象) 炉、煙突、火葬用パーナー、付属施設の改修事業で、 30万円を超えるもの</p> <p>(補助率等) 1事業につき、50%以内で150万円を限度 (ただし、女木・男木・菅沢町については、70%以内で 210万円を限度)を支出</p>	該当なし。
6 地元管理墓地整備事業補助	<p>(内容) 地元管理墓地の環境整備に対し、補助金を支出</p> <p>(対象) 墓地の区画のための整備事業、墓地に隣接する水路 整備事業、墓地内の整備事業</p> <p>(補助率等) 1事業につき、60%以内で180万円を限度 ただし、30 万円以上の事業に適用する。</p>	庵治町単独町費補助条例に規定する補助金制度がある。(補助率70%以内、最低事業費 50,000円)

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(女性政策)	
分類	男女共同参画啓発事業	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 人権啓発週間及び男女共同参画週間の街頭啓発	・男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえて、6月1日の「人権擁護委員の日」、6月23日からの「男女共同参画週間」に併せた啓発活動をしている。 (1)親子ジェンダー探偵団の活動発表 (2)女性弁護士相談(6月中4回開催) (3)パネル展示	該当なし。
2 男女共同参画市民フェスティバルの開催	・男女共同参画社会の実現を目指し、ワークショップ、パネル展などを実施している。(高松市女性センター登録団体ネットワークを中心に実施)	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(女性政策)	
分類	男女共同参画プランの推進	
	現 況	
項目	高 松 市	庵 治 町
1 たかまつ男女共同参画プランの推進	平成14年度～18年度の5か年を計画期間とする「たかまつ男女共同参画プラン」を策定するとともに、施策事業の進行管理をしている。	該当なし。
2 ジェンダー・フリーたかまつ市民会議の活動支援	「たかまつ男女共同参画プラン」の進捗状況を市民の側から点検するとともに、市民の自主的な取組み活動を推進する「ジェンダー・フリーたかまつ市民会議」に対する活動支援をしている。 (1)交付金 300千円 (2)コーディネーター謝金 100千円	該当なし。
3 女性行政調査・情報収集事業	平成14年度～16年度の3か年で女性行政調査・情報収集事業をしている。 なお、事業は、緊急雇用創出事業で実施している。	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(女性政策)	
分類	女性センター事業	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 女性センター事業	<p>(1)学習研修事業 (男女の自立と社会参画の促進のための学習)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画実践セミナー ・自己尊重ワークショップ ・市民企画講座など <p>(2)相談事業 (ジェンダー問題にかかわる様々な問題に対して、専門職員やカウンセラーによる相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性こころの相談 ・からだの相談 ・人権相談など <p>(3)情報収集・提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、ビデオ、パソコン等による情報収集・提供 ・女性センター情報誌「びびふぁい」の発行(年2回) <p>(4)活動交流事業 (女性センター登録団体の相互交流とネットワークづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録団体交流会 ・(男女共同参画市民フェスティバルの開催) <p>なお、女性センター事業は、平成12年度から任意団体である高松市女性センター登録団体ネットワークに委託している。</p>	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(女性政策)	
分類	女性団体育成事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	庵 治 町
1 女性団体への支援	自主的に組織した女性団体(地区婦人会等20団体)である高松市婦人団体連絡協議会に対し、団体相互の交流と活性化のため、活動支援として補助金を交付している。 平成15年度 600千円	自主的に組織した女性団体である庵治町婦人会に対し、育成活動として補助金を交付している。 平成15年度 150千円

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
支援内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(石のさとフェスティバル事業)	
分類	石のさとフェスティバル	
現 況		
項目	高 松 市	庵 治 町
1 概要	該当なし。	優秀な石材加工技術者を有し、全国に誇ることのできる石材(庵治石)の産地として、町の基幹産業である石材業の振興と技術向上、新規分野への開拓を図るとともに、石の彫刻家の育成、関係者や地域住民の芸術感覚の養成を図るため、昭和63年から、3年に1回、牟礼町と共同で開催している。
2 実施主体等		(主催) 庵治町、牟礼町、石のさとフェスティバル運営委員会 (後援) 香川県、四国経済産業局のほか新聞社、放送局 (協賛) 讃岐石材加工協同組合、庵治石開発協同組合 庵治石工団地協同組合、協同組合庵治石振興会 等
3 実施内容		(石の彫刻コンクール展) 素材を石に限った彫刻(公募)のコンクール展 (石の彫刻国際シンポジウム) 招待作家の作品製作と展示、講演会、実技指導、イベントへの参加等。 なお、作品の製作に当たっては、地元石材加工業者がサポートしている。
4 その他		(事業費) 約6,000万円 ・庵治町、牟礼町(負担金) 各2,000万円 ・関係団体協賛金等 (開催場所) 庵治町と牟礼町の輪番制としており、次回(平成18年度)は、庵治町で開催予定。

部 会 名	
-------	--

問題点・課題
高松市では、同種の事業を実施していない。

対応策
石のさとフェスティバルについては、高松市において、引き続き実施する。

調整案
石のさとフェスティバルについては、高松市において、引き続き実施する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(石のさとフェスティバル事業)		部 会 名	
分 類	石のさとフェスティバル			
	現 況			
項 目	高 松 市	庵 治 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 その他(つづき)		<p>(準備対応) 開催年の前年度から、審査員の日程及び審査会場の確保、実行委員会の立ち上げ等を行っている。</p> <p>(これまでの開催状況) 第5回 石のさとフェスティバル ・開催場所 庵治町 ・実施内容 〔石の彫刻コンクール展〕 会期:平成12年5月1日～6月30日(2ヶ月間) 会場:庵治町城岬公園 〔石の彫刻国際シンポジウム〕 会期:平成12年5月1日～5月31日(1ヶ月間) 会場:庵治町城岬公園 第6回 石のさとフェスティバル ・開催場所 牟礼町 ・実施内容 〔石の彫刻コンクール展〕 会期:平成15年6月1日～7月31日(2ヶ月間) 会場:牟礼町石匠の里公園 〔石の彫刻国際シンポジウム〕 会期:平成15年6月1日～6月30日(1ヶ月間) 会場:牟礼町石匠の里公園</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	